

令和 4 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業  
保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究

# 調査研究報告書

2023（令和 5）年 3 月

一般社団法人 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会

# 目 次

第1章 調査研究の実施概要	1
1 はじめに	1
1) 調査研究の背景・目的	1
2) 調査研究の趣旨	1
3) 背景及び保育の質の特性	2
2 調査研究の全体構成	4
1) 事業実施体制	4
2) アンケート調査	6
3) ヒアリング調査	6
4) 保育の質に関わる保育所等における第三者評価と自己評価等の国際比較	6
5) 研修会	6
6) 事例集	6
7) 調査研究成果の公表方法	6
第2章 アンケート調査結果	7
1 アンケート調査の概要	7
2 アンケート調査の結果	7
1) 都道府県に対するアンケート調査結果	7
2) 指定都市・中核市に対するアンケート調査結果	15
3) 保育所に対するアンケート調査結果	22
第3章 ヒアリング調査結果	61
1 ヒアリング調査の概要	61
2 自治体（市）に対するヒアリング調査結果	61
3 評価機関に対するヒアリング調査結果	70
4 保育所に対するヒアリング調査結果	104
第4章 保育の質に関わる保育所等における第三者評価と自己評価等の 国際比較	113
1 はじめに	113
2 各国の第三者評価と自己評価の実態	114
3 おわりに	117

<b>第5章 研修会</b>	119
1 研修会の目的	119
2 研修内容	119
3 実施方法	120

<b>第6章 調査研究の成果と今後の課題</b>	121
<b>I. 調査研究の成果</b>	121
1 保育所調査	121
2 自治体調査	126
3 評価機関調査	129
<b>II. まとめと今後の課題</b>	133
1 自己評価が保育の質の向上と結びつくために	133
2 第三者評価が保育の質の向上と結びつくために	133
3 今後の課題	133

**資料篇** 135

- アンケート調査票（都道府県） 137
- アンケート調査票（指定都市・中核市） 145
- アンケート調査票（受審保育所） 150
- アンケート調査票（未受審保育所） 159
- 調査研究委員会設置要綱 166

# 第1章 調査研究の実施概要

## 1 はじめに

### 1) 調査研究の背景・目的

今後、保育所が地域の中で欠かせないインフラ機能として維持されていく上で、保育の質も当然に維持していく必要がある中、自己評価や第三者評価による継続的な評価・改善は重要であるが、第三者評価については必ずしも保育所に義務づけがなされていないこともあり、その受審率は全国的に低い状況である。

今般、2021（令和3）年12月20日に厚生労働省の検討会が取りまとめた『地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ』において、自己評価（関係者の関与を含む）、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策について検討すべきであるとされていることや、同年12月22日に開催された内閣府の令和3年「規制改革推進会議」（第12回）で示された『当面の規制改革の実施事項』においても「保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、（中略）必要な措置を講ずる」とされていること等も踏まえ、本調査研究を実施するものである。

### 2) 調査研究の趣旨

上記のとおり、本調査研究の趣旨は、保育の質の向上を図るために必要な方策を検討し、その定着を図るための実効性のある方策を明らかにすることである。

2018（平成30）年4月から適用されている保育所保育指針（2017〔平成29〕年厚生労働省告示第117号）の第5章では「保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身に

つけられるよう努めなければならない」（厚生労働省、2018）と記述され、保育所の職員の資質向上を目指す有効な取り組みとして、自己評価の重要性が述べられている。

また、同章では、施設長の責務と専門性の向上のための必要な環境の確保として、第三者評価の実施が推奨されている。『保育所保育指針解説』（厚生労働省、2018〔平成30〕年2月）では「（前略）保育所の役割と社会的責任を適切に果たすために、施設長は自己評価や第三者評価の実施、保護者の苦情解決などを通して、保育の質の向上を図るとともに、地域住民に対して保育所に関する情報を提供することが求められる」と記述され、保育の質の向上を図るための有効な方策として、自己評価のみならず、第三者評価や地域への有用な情報提供、および信頼関係の獲得の視点の重要性が示唆されている。さらに、保育や職員の質の向上を図る上で重要な視点として研修の実施が指摘されており、殊に保育所に求められる役割や専門性が多様化することを踏まえて、外部研修の重要性も指摘されている。

このように、保育の質の向上を目指すための主な取り組みとして、何らかの評価手法の活用および多様な研修の導入が求められるが、その効果として、①客観性の担保、②自浄作用の定着、③保護者や地域との相互作用関係による保育の質の向上が期待される。

しかし一方で、一つの方法論にのみ依存した取り組みでは、客観性を担保できないばかりか、自浄作用を発揮することができず、その結果、期待した効果を得ることが困難な状況も想定される。それらを防ぐには、自己完結しないように複数の方法を柔軟に活用することが重要であり、外部の目を保育所内に入れることや保育内容および人権擁護の取り組みなど、保育の質に直結する場面の可視化が早急に望まれる。

### 3) 背景及び保育の質の特性

保育所における保育の質の向上において、何らかの評価システムを活用することが有効であることはすでに述べた通りであるが、それにもかかわらず、保育分野において自己評価や第三者評価が着実に進んでいる状況にあるとは言い難く、殊に第三者評価に関しては、2021（令和3）年11月4日の厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」第6回の資料1「保育士の確保・資質向上等」によれば、保育所等（認定こども園を含む）において過去5年以内に受審している事業所は22.3%と低い状況である（資料出所：厚生労働省「社会福祉施設等調査」令和元年、2020）。

第三者評価受審を妨げている大きな要因として費用対効果等の問題があるが、運用面での重要な課題として「保育の質を第三者評価で判断することができるか」という信頼性・妥当性に関する疑問があることも事実である。そして、この問題の根底には「保育の質とは何か」という根本的な命題が存在する。

「保育の質とは何か」という命題を考える際の重要な視点として「保育の質の特性」がある。保育をはじめとして、福祉や教育分野は、基本的に人と人との関わりを中心とした相互活動であることから、第三者評価を推進するにあたっては、この特性を十分理解することが重要である。保育の質の特性には、①無形性、②不均質性、③不可逆性、④二重性、⑤共同性があり、この5つの視点を考察することで、第三者による評価の必要性が明らかとなってくる。

## <保育の質の特性>

### ① 無形性

主に活動や行為、働きかけであるため、形として根拠を示すことが困難である。

### ② 不均質性

主に保育者と子ども・保護者との相互活動の関係であるため、均質にはなりにくい側面がある。

### ③ 不可逆性

不適切な取り組みや働きかけがあった場合、その時点からの改善への取り組みは可能であるが、遡及してのやり直しは困難である。

### ④ 二重性

結果の質と過程の質の両面があり、その両者が互いに影響を及ぼし合っている。

### ⑤ 共同性

子どもや保護者が保育の質や内容に関心を持ち、保育者と共同で質の向上に関与する側面がある。

社会一般では、サービスの質の向上を担保する一つの考え方として、競争原理がある。これは、経済活動の中でサービス提供者同士の競争が行われることで自然淘汰が生じ、その結果として、よりよいサービスを提供する事業所が選ばれていくという考え方である。しかし、保育や教育、福祉、医療など人の生命や人権・人格に深く関係するサービスにおいては、その不可逆性の特性から、競争原理に偏重した取り組みでは、利用児（者）や保護者の尊厳が守られないという懸念が生じる。つまり、人の生命や尊厳を取り扱う職種においては、使用して初めて理解できるといった、いわば経験品質に偏重した考え方では、その時点で手遅れになっていることも十分に想定されるのである。その一つの例として、昨今話題となっている、いわゆる「不適切保育」の問題がある。仮に子どもに対する不適切な状況が一定期間継続していたとしたら、そのことが顕在化した時点で、すでに子どもの人格に多大なる悪影響が及ぼされており、取り返しのつかない結果が生じていることが強く想定される。

このように、保育や福祉のように人の尊厳を取り扱う職種は、経験品質に頼った評価のみでは不都合を生じさせる懸念があることから、より利用（児）者や保護者の視点に着目した「信頼品質」の性格が求められる。信頼品質とは、客観性を担保した評価や有用な情報が利用（児）者にもたらされることによって「この事業所であれば、よいサービスを提供してくれるに違いない」といった、言わば信頼感を根拠としたサービス選択を期待し、選択することである。

したがって、信頼品質の場合、実際に使用した際の事前期待と同等か、それ以上のサービスであるかが問われることとなり、評価の際には利用（児）者の忌憚ない意見や第三者による客観的な視点が求められることになる。現在、義務化されている自己評価点検は、利用（児）者の声が反映され難く、また第三者が効果的に介入しづらい側面があり、慎重に取り扱わなければ信頼品質を意識した取り組みにはならない可能性が高くなる。つまり、自己評価点検だけでは、自覚のないままに主観的評価に陥る懸念があり、「独りよがりの評価」に傾いてしまう心配がある。したがって、自園の評価を自己評価点検のみに頼っている場合は、信頼品質までには到達していない可能性があるため、より注意が必要となってくる。

以上のことから、保育の質を評価するには、第三者の介入によって得られる客観性の担保やサービス過程を継続的に評価するしくみ、的確な情報提供に付随するサービス内容の可視化等の視点、利用

(児)者の忖度のない意見を確実に反映させることを継続的に実施していくプロセスが不可欠であると言える。そして、これらの取り組みにより、保育の質の向上に関して、子どもや保護者と事業所との間に相互作用が生じ、その結果、双方が保育の質の向上に関与するという共同性が生じることとなり、さらなる信頼品質の向上につながっていくものと考えられる。

この考えは、職員研修においても同様で、公開保育やドキュメンテーションの手法を導入することにより、客観性の担保や保育内容の可視化が促進され、これらの取り組みから、保育の専門性を獲得することが期待できるとともに、保護者や社会に対して有用な情報を提供することにも役立つこととなる。

このように、保育の質の向上を意図した評価を行うには、保育の質の特性を考慮しながら複数の手法を活用することがより重要であり、自己評価や第三者評価、公開保育等の取り組みを柔軟に組み合わせながら、第三者の目を入れることが望ましいと言える。

## 参考文献

永和良之助 (2005) 福祉サービスにおける第三者評価の意義と課題. 佛教大学社会福祉学論集. 創刊 [1] 号.

近藤隆雄 (2000) サービス品質の評価について. 経営情報研究. No.4.

近藤隆雄 (2007) サービスマネジメント入門. 生産性出版.

宮城博文 (2009) サービス品質の管理・評価の課題. 立命館ビジネスジャーナル. vol.3.

## 2 調査研究の全体構成

### 1) 事業実施体制

#### 【調査研究委員会／委員名簿】

(順不同・敬称略)

No.	区分	氏名	所属	役職	備考
1	学識経験者	北野 幸子	神戸大学大学院人間発達環境学研究科	教授	副委員長
2	学識経験者	石井 章仁	大妻女子大学	准教授	副委員長
3	学識経験者	園田 巖	東京都市大学	准教授	委員長
4	自治体	角野 智美	横浜市こども青少年局保育・教育部・教育支援課	担当係長	
5	受審法人・事業所	財前 亘	社会福祉法人クムレ	副理事長	
6	受審法人・事業所	猪俣 陽子	社会福祉法人愛稚会翠松保育園	副園長	
7	評価機関	吉川三枝子	特定非営利活動法人福島県福祉サービス振興会	理事長	

## 【専門部会／委員名簿】

(順不同・敬称略)

No.	氏名	役職等
1	新津ふみ子	全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 会長
2	右京 昌久	同 副会長
3	奥田 龍人	同 副会長
4	鳥海 房枝	同 理事
5	岡田 賢宏	同 理事
6	田崎 基	同 理事
7	河原 正明	同 理事
8	中北 清	同 監事
9	加藤 正樹	同 会員

※専門部会委員はヒアリング調査の調査員の役割を担い、会議は開催しなかった

## 【オブザーバー／名簿】

No.	氏名	役職等
1	高辻 千恵	厚生労働省子ども家庭局保育課保育指導専門官
2	鎮目 健太	厚生労働省子ども家庭局保育課保育指導専門官
3	北條 俊一	厚生労働省子ども家庭局保育課企画調整係長

## 【事務局体制】

No.	氏名	役職等
1	奥田 龍人	全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 副会長
2	田中 稔	同 事務局
3	田中 眞弓	同 事務局

## 【調査研究委員会の開催状況】

委員会	開催日時	主な議題
第1回	2022年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長および副委員長の選任</li> <li>・専門部会の設置および部会長の指名</li> <li>・調査研究事業の概要</li> <li>・アンケートおよびヒアリング調査の項目（案）</li> <li>・ヒアリング調査の実施方法（案）</li> </ul>
第2回	2022年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果（速報値）の概要</li> <li>・ヒアリング調査の進捗状況</li> <li>・事例集</li> <li>・研修会</li> </ul>
第3回	2023年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の結果</li> <li>・ヒアリング調査の結果</li> <li>・自己評価、第三者評価について—国際比較の視点から</li> <li>・事例集の構成</li> <li>・研修会の企画案</li> <li>・報告書の構成</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>

第4回	2023年3月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書について</li> <li>・事例集について</li> <li>・研修会について</li> </ul>
-----	-----------	--

## 2) アンケート調査

次の4種類のアンケート調査を行った。

- ① 都道府県に対するアンケート調査（悉皆）
- ② 指定都市・中核市・東京都23区に対するアンケート調査（悉皆）
- ③ 今まで第三者評価を受審した保育所（受審保育所）に対するアンケート調査（悉皆）
- ④ 第三者評価を受審したことのない保育所（未受審保育所）に対するアンケート調査（抽出）

## 3) ヒアリング調査

次の3種類のヒアリング調査を行った。

- ① 自治体（市）に対するヒアリング調査（標本6カ所）
- ② 評価機関に対するヒアリング調査（標本11カ所）
- ③ 保育所に対するヒアリング調査（標本25カ所）

## 4) 保育の質に関わる保育所等における第三者評価と自己評価等の国際比較

海外の第三者評価や自己評価等の動向についての紹介を行った。

## 5) 研修会

本調査研究事業の成果を周知し、保育所等における質の向上の取り組みを促進するため、研修会の動画を作成し、配信した。

### ① プログラム

- ・調査結果の概要
- ・調査結果を踏まえた保育所における自己評価の現状、課題、展望
- ・保育の質に関わる保育所等における第三者評価と自己評価等の国際比較
- ・調査結果を踏まえた保育所における福祉サービス第三者評価の現状、課題、展望

### ② 実施方法

ユーチューブによる配信を行う（期間：2023〔令和5〕年3月31日～2024〔令和6〕年3月31日）

## 6) 事例集

ヒアリング調査への協力が得られた保育所等および評価機関のなかから、保育所等11カ所の取り組みを「事例集」として別冊にまとめ、発行した。

## 7) 調査研究成果の公表方法

本調査研究事業の成果は、一般社団法人 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会のホームページにおいて公表する。

# 第2章 アンケート調査結果

## 1 アンケート調査の概要

本調査研究事業では、次の通りの4種類のアンケート調査を実施した。

- ① 都道府県に対するアンケート調査（悉皆）
- ② 指定都市・中核市・東京都23区に対するアンケート調査（悉皆）
- ③ 第三者評価を受審した保育所（受審保育所）に対するアンケート調査（悉皆）
- ④ 今まで第三者評価を受審したことのない保育所（未受審保育所）に対するアンケート調査（抽出）

以下に、それぞれのアンケート調査結果を報告する。

## 2 アンケート調査の結果

### 1) 都道府県に対するアンケート調査結果

#### ① 調査対象・調査期間

- ・調査対象：都道府県（47カ所）の保育担当部局に調査票を郵送し、回収した
- ・調査期間：2022〔令和4〕年10月20日～11月10日

#### ② アンケートの回収状況

- ・総計47件、回収数17件、回収率36.2%

#### ③ 調査結果

※回答内容の自由記載の部分の「都道府県」の表記は、すべて「県」に置き換えている。

●問1. 貴都道府県では保育所の自己評価の実施についてどのような指導・支援を実施していますか。  
 あてはまる選択肢の数字に○をお付けください。

n=17 (選択肢とその他の両方を選んで自由回答欄に記載している件数があるため総数は一致しない)

問1の選択肢	件	%
1. 管内市町村の担当課を集めた会議等で、保育所の自己評価推進について指示している	1	5.9%
2. 都道府県社協や保育関係団体が行う、自己評価をテーマに入れた研修会の開催を支援している	2	11.8%
3. 都道府県として自己評価チェックリストのモデルを作成し、公表している	3	17.6%
4. 都道府県社協や保育関係団体が自己評価チェックリストのモデルを作成し、公表している	0	0.0%
5. 元園長や研究者などの専門職が保育所を巡回指導する事業を設け、市町村に利用を促している	1	5.9%
6. 特に支援は実施していない	7	41.2%
7. その他	6	35.3%
計	20	

都道府県としては「特に支援を実施していない」が41.2%を占めた。研修会の開催を支援しているのは2件、自己評価チェックリストのモデルを示しているのは3件、巡回指導などの事業を設けているのは1件であった。

**【その他6件の内訳】**

- ・年1回行っている実地指導において「保育所の自己評価を行っているか」を確認し、必要に応じて指導を行っている。
- ・県と市町村の合同監査の監査項目に、自己評価の実施状況を確認する項目を設け、実施を促している。
- ・監査時に自己評価の実施を確認し、未実施の場合は実施するよう指導している。
- ・「園評価の手引き」の冊子を作成し、各園へ配布している。園評価の研修や個別の相談支援を実施している。
- ・施設指導監査において、未実施の施設に対し指導。
- ・保育所認可の際に自己評価計画を提出いただき確認するとともに県の指導監査時に自己評価を実施しているか確認している。

●問2. 保育所の自己評価においては、「地域住民等の意見を聴くことが望ましい（保育指針）」とされていますが、貴都道府県としてどのような関係者から意見や要望等を聴くことを期待したいですか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

n=17

問2の選択肢	1. 大いに期待したい	2. まあまあ期待したい	3. どちらともいえない	4. あまり期待しない	5. ほとんど期待しない	無回答	合計
1. 自治体の保育・子育て支援担当職員	2 (11.8%)	8 (47.1%)	6 (35.3%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5.9%)	17 (100%)
2. 研究者・学識経験者	4 (23.5%)	7 (41.2%)	5 (29.4%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5.9%)	17 (100%)
3. 保育現場の経験者（元園長など）	4 (23.5%)	7 (41.2%)	5 (29.4%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5.9%)	17 (100%)
4. 他園の保育士等	3 (17.6%)	4 (23.5%)	8 (47.1%)	1 (5.9%)	0 (0%)	1 (5.9%)	17 (100%)
5. 子育て・障害児支援関係専門機関等	5 (29.4%)	9 (52.9%)	2 (11.8%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5.9%)	17 (100%)
6. 町内会・自治会関係者	3 (17.6%)	10 (58.8%)	3 (17.6%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5.9%)	17 (100%)
7. 民生児童委員	4 (23.5%)	8 (47.1%)	4 (23.5%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5.9%)	17 (100%)
8. 法人外部理事・評議員	1 (5.9%)	4 (23.5%)	10 (58.8%)	1 (5.9%)	0 (0%)	1 (5.9%)	17 (100%)
9. 運営委員	1 (5.9%)	5 (29.4%)	9 (52.9%)	1 (5.9%)	0 (0%)	1 (5.9%)	17 (100%)
10. 第三者委員	4 (23.5%)	6 (35.3%)	6 (35.3%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5.9%)	17 (100%)
11. その他	1 (5.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	16 (94.1%)	17 (100%)

「大いに期待したい」「まあまあ期待したい」を合わせてみると、多く選ばれたのは「子育て・障害児支援関係専門機関等」が82.3%、「町内会・自治会関係者」76.4%、「民生児童委員」70.6%、「保育現場の経験者（元園長など）」「研究者・学識経験者」が各64.7%と、6割を超えている。

「あまり・ほとんど期待しない」が0件～1件なのは、例示した関係者への期待はそれなりにあると言える。一方、保育所のアンケートでは「あまり・ほとんど聴いていない」と回答した件数（割合）が多いのは「研究者・学識経験者」「民生児童委員」「法人外部理事・評議員」「町内会・自治会関係者」であり、都道府県の期待とは裏腹の結果になっている。

#### 【その他1件の内訳】

- ・福祉サービス第三者評価機関

●問3. 貴都道府県では保育所の自己評価の結果について公表する仕組みがありますか。あてはまる選択肢に○を付けてください。(複数回答可)

n=17 (選択肢とその他の両方を選んで自由回答欄に記載している件数があるため総数は一致しない)

問3の選択肢	件	%
1. 都道府県または都道府県レベルの社協・保育関係団体等のホームページで公開している	3	17.6%
2. 都道府県のホームページに市町村のホームページの関係箇所をリンクしている	0	0.0%
3. 特に公表する仕組みはないが、市町村で公表するように促している	1	5.9%
4. 特に公表する仕組みはなく、市町村で公表するような促しも行っていない	10	58.8%
5. その他	4	23.5%
計	18	

自己評価について「特に公表する仕組みはない」というのが58.8%と大勢を占めるが「自治体・関係団体等のホームページで公開している」のは3件であった。

**【その他4件の内訳】**

- ・自己評価については、各施設においてホームページなどで公表しているため、自治体での公表は不要と考える。
- ・福祉サービス第三者評価事業推進組織のホームページをリンクしている。
- ・公表するしくみはないが、検査基準のなかに、基本的な考え方として結果を公表するよう努めなければならないことが表記されている。
- ・公表していない保育所に対して、公表するように指導している。

●問4. 貴都道府県管内の保育所の第三者評価の受審率(※)はどのくらいでしょうか。特に把握されていない場合は②に○を付けてください。 ※貴都道府県内にある保育所の総数のうち、過去に一度でも第三者評価を受審したことのある保育所の割合(%)

n=17

問4の選択肢			
1. 把握している	2. 把握していない	無回答	合計
8 (47.1%)	9 (52.9%)	0 (0%)	17 (100%)

受審率について把握していない都道府県がやや多かった。「把握している」と回答した8件の受審率は、A:87.2%、B:17.8%、C:15.0%、D:12.4%、E:4.0%、F:2.35%、G:2.0%、H:1.0%であった。

●問5. 貴都道府県が行っている管内保育所の第三者評価受審促進の取り組みについてお聞きします。次のどのような支援策を用意しているでしょうか。なお、選択肢4～6は都道府県推進組織の取り組みでも結構です。あてはまる選択肢に○を付けてください。(複数回答可)

n=17 (選択肢とその他の両方を選んで自由回答欄に記載している件数があるため総数は一致しない)

問5の選択肢	件	%
1. 受審費用の一部を助成している	1	5.9%
2. 受審を都道府県独自の運営補助金等申請の条件としている	1	5.9%
3. 保育関係の協会・団体などを通じて受審を促している	2	11.8%
4. 受審促進のためのリーフレットなどを配布している	6	35.3%
5. 受審効果としての改善事例などの収集とPRをしている	3	17.6%
6. 受審した園に受審証や受審マークなど交付している	6	35.3%
7. その他	3	17.6%
計	22	

概ねどの都道府県も何らかの受審促進の取り組みをしている。リーフレットや受審マークなどの取り組みがそれぞれ35.3%であった。受審費用の助成・運営補助金の要件は1件、改善事例のPRは3件である。

#### 【その他3件の内訳】

- ・県と市町村の合同監査の監査項目に、福祉サービス第三者評価の受審状況を確認する項目を設け、外部評価の受審に努めるよう促している。
- ・県社会福祉協議会による受審費用の助成。
- ・保育に関する行政説明をする機会にリーフレット等を配布している。

●問6. 保育指針解説では第三者評価も自己評価に有効であることが示唆されておりますが、保育所の第三者評価受審が進まないことが課題となっております。その理由として感じていることを、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

n=17

問6の選択肢	1. まあまあそう思う	2. どちらともいえない	3. あまりそう思わない	無回答	合計
1. 受審は努力義務であり、必須ではないから	16 (94.1%)	1 (5.9%)	0 (0%)	0 (0%)	17 (100%)
2. 第三者評価そのものの有効性が見えないから	1 (5.9%)	10 (58.8%)	6 (35.3%)	0 (0%)	17 (100%)
3. 自己評価で充分と考えている保育所が多いから	5 (29.4%)	10 (58.8%)	2 (11.8%)	0 (0%)	17 (100%)
4. 行政による指導監査との違いが不明であるから	3 (17.6%)	8 (47.1%)	6 (35.3%)	0 (0%)	17 (100%)
5. 受審する制度上のインセンティブがないから	9 (52.9%)	6 (35.3%)	2 (11.8%)	0 (0%)	17 (100%)
6. 評価費用が高いから	11 (64.7%)	6 (35.3%)	0 (0%)	0 (0%)	17 (100%)

7. 評価機関・評価調査者の質が信頼できないから	2 (11.8%)	10 (58.8%)	5 (29.4%)	0 (0%)	17 (100%)
8. 受審のための準備作業が大変であるから	12 (70.6%)	5 (29.4%)	0 (0%)	0 (0%)	17 (100%)
9. 第三者評価が市民・保護者に知られていないから	4 (23.5%)	12 (70.6%)	1 (5.9%)	0 (0%)	17 (100%)
10. abcと評価されることが保育になじまないから	3 (17.6%)	10 (58.8%)	4 (23.5%)	0 (0%)	17 (100%)
11. その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	17 (100%)	17 (100%)

受審が進まない課題として「まあまあそう思う」と回答した割合は「必須ではない」94.1%、「準備作業が大変」70.6%、「評価費用が高い」64.7%、「インセンティブがない」52.9%であった。上位3つの選択肢は、指定都市・中核市、保育所のアンケートでも同様の傾向であった。

**【その他欄に記載 1 件あり】**

・評価機関が都市部に集中しているため、地方の保育所等が受審するには金銭面、時間ともにハードルが高い。

●問7. 貴都道府県として、第三者評価の評価機関・評価調査者についてのご感想、ご要望がありましたら、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

n=17

問7の選択肢	1. まあまあそう思う	2. どちらともいえない	3. あまりそう思わない	無回答	合計
1. 都道府県内で保育の評価機関が少ない	6 (35.3%)	8 (47.1%)	3 (17.6%)	0 (0%)	17 (100%)
2. 保育を専門的に評価する評価者が少ない	7 (41.2%)	8 (47.1%)	2 (11.8%)	0 (0%)	17 (100%)
3. 都道府県外の評価機関が評価できるようにしてほしい	1 (5.9%)	12 (70.6%)	4 (23.5%)	0 (0%)	17 (100%)
4. 保育所の評価結果の妥当性に疑問を感じる	0 (0%)	11 (64.7%)	6 (35.3%)	0 (0%)	17 (100%)
5. 評価結果をみても質の改善のヒントが得られるか疑問である	0 (0%)	10 (58.8%)	7 (41.2%)	0 (0%)	17 (100%)
6. その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	17 (100%)	17 (100%)

評価機関・評価者に対する感想として「まあまあそう思う」と回答した割合は「保育の専門的な評価者が少ない」41.2%、「保育の評価機関が少ない」35.3%であった。一方「あまりそう思わない」と回答した割合では「質の改善のヒントが得られるか疑問」41.2%、「評価結果の妥当性に疑問」35.3%であった。総体的に「どちらともいえない」という回答が多かった。

なお、選択肢3については都道府県推進組織の判断によるものであり、外部の評価機関による評価を認めているところもある。

**【その他欄に記載 1 件あり】**

・全域をカバーできる評価機関、評価調査者がいないと園も活用しづらい。

●問8. 第三者評価と行政による指導監査の活用の関係性についてお聞きします。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

n=17

問8の選択肢	1. まあまあ そう思う	2. どちらとも いえない	3. あまりそう 思わない	無回答	合計
1. それぞれに園として改善すべき点や今後取り組むべき点を明確にする上で補いあっている	4 (23.5%)	12 (70.6%)	1 (5.9%)	0 (0%)	17 (100%)
2. 第三者評価では、指導監査では得られない参考となる意見が得られる	9 (52.9%)	8 (47.1%)	0 (0%)	0 (0%)	17 (100%)
3. 行政による指導監査のみでは問題なしとした事項が、第三者評価によって改善へとつながっている	2 (11.8%)	15 (88.2%)	0 (0%)	0 (0%)	17 (100%)
4. 一般指導監査などの結果では、これまで特に相互の関連を気にしたことはない	8 (47.1%)	6 (35.3%)	3 (17.6%)	0 (0%)	17 (100%)
5. 第三者評価と行政による指導監査の違いが不明で、第三者評価を実施する必要性に疑問を感じている	1 (5.9%)	10 (58.8%)	6 (35.3%)	0 (0%)	17 (100%)
6. その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	17 (100%)	17 (100%)

第三者評価と指導監査の活用に関する感想として「まあまあそう思う」と回答した割合は「指導監査では得られない参考となる意見が得られる」52.9%、「特に相互の関連を気にしたことはない」47.1%であった。一方「あまりそう思わない」の回答では「第三者評価と指導監査の違いが不明で、第三者評価を実施する必要性に疑問を感じている」が35.3%と高かった。どちらともいえない」と回答した割合は「それぞれが補っている」70.6%、「監査では問題なしとした事項が第三者評価で改善」88.2%とかなり高かった。

●問9. 問8の1～3のうち「まあまあそう思う」に○を付けた都道府県にお聞きします。具体的な内容をお教えてください。

具体的な内容として、9件の回答があった。

・【問8の1について】行政の監査は、監査の基準と照らし合わせ評価し、基準に合致するよう改善の指導を行うが、第三者評価においては保育の質という観点から評価が行われるため、保育の質の向上が期待できる。また、受審結果を公表することで、保護者や地域との信頼関係構築にも寄与され、お互いに補完していると考え、【問8の2について】監査の項目としては、行政の監査と第三者評価の評価項目について重複するところもあるが、第三者評価は、より保育の質などについて掘り下げた評価を行っていると認識しており、参考となると考える。

・行政担当者では気づきにくい視点での意見が期待できる。

・(1) 第三者評価において平均点以下の項目がある場合などは、検査の際に力点を置いて確認している、(2) 利用者アンケートおよび職員の自己評価の結果の情報が得られる。

・多様な視点から捉えたよさや課題を知ることができる。よりよい教育、保育に向けて関係性が深まる。

・根拠のある専門的な立場の方の見解やアドバイスにより、マニュアル・ガイドラインの見直しが行われ、安全・衛生管理の徹底が図られる。

・評価によって社会的信用が得られ、人材確保、さらに質の高い保育につながる。昨年度実施した受審事業者へのアンケート調査結果においては「職員や保護者に運営側の意図が十分に伝わっていなかったため、職員教育や保護者への伝え方の工夫が必要と感じた」という趣旨の回答が多く寄せられた。また「利用者調査により、普段わからなかった利用者の想いを知ることができた」との回答も多く寄せられた。

・行政の指導監査は、法令や各種指導監督基準の適合状況を確認することが目的のひとつであり、第三者評価の評価基準とは異なる。また、限られた時間で行う行政監査に対し、第三者評価は時間をかけて評価している印象がある。異なる視点での指導、評価を受けた事業者が、どのように受け止め、改善につなげていくかが肝要と考える。

・指導監査と第三者評価では、それぞれ確認する項目が異なるため、違う視点からの意見が得られると思う。

・2について、保育の質に関する評価が行われるため、一定の基準を満たしていることを中心に確認する監査とは異なる意見が得られると考えます。

・行政の目線は、基準に適合しているかの視点が主となるが、第三者評価では利用者目線の評価が期待されるため。

## ●問 10

都道府県内の市町村へのヒアリングのため、保育所のサービスの質の向上に関して積極的な支援を行っている市町村の紹介を頼んだものであり、調査研究の内容に影響を及ぼさないで割愛する。

## ●問 11. その他、自己評価や第三者評価に関してご意見があればお聞かせください。

意見として、3件の記載があった。

・当県では保育所の自己評価の作成・実施の支援を続け、実施率も上がっているが、第三者評価については人材を集めることも園では難しく、取り組めていない状況であると思われる。

・民間保育所等の法人の体質によっては、自己評価自体が正常に機能しておらず、職員の声が埋没している恐れがある。指導監査結果の公表をより進めることも有効であると思うが、経営との関係から難しい面もある。

・第三者評価の受審が進まないことについて、本県では評価機関および調査員の質が課題の一つであると考えている。保育に関する専門的知識がない者に、園運営について指摘されることに抵抗があるという意見があり、調査員の質の向上が必要である。また、受審費用が高く、公定価格の加算だけでは足りないため、努力義務では受審率を上げることは難しい。

## 2) 指定都市・中核市に対するアンケート調査結果

### ① 調査対象・調査期間

- ・調査対象：指定都市（20カ所）、東京23区、中核市（62カ所）の保育担当部局に調査票を郵送し、回収した。総計105件、回収数54件、回収率51.4%
- ・調査期間：2022〔令和4〕年10月20日～11月10日

### ② アンケートの回収状況

- ・総計105件、回収数54件、回収率51.4%

配布対象	配布件数	回収件数	回収率
指定都市	20	8	40.0%
中核市	62	34	54.8%
都 区	23	12	52.2%
計	105	54	51.4%

### ③ 調査結果

#### ●問1. 貴市では保育所の自己評価の実施についてどのような指導・支援を実施していますか。

n=54（複数回答のため総数は一致しない）

問1の選択肢	件数	%
1. 園長等を集めた会議等で自己評価を行うよう促している	18	33.3%
2. 一般指導監査等において自己評価の実施をチェックし、未実施の園には指導している	41	75.9%
3. 市の担当部署に自己評価を提出させている	0	0.0%
4. 市独自の自己評価チェックリストを作成し、提供している	9	16.7%
5. 市または市レベルの社協や保育関係団体が、自己評価も含めた研修会を開催している	12	22.2%
6. 保育関係専門職（元園長や研究者など）が保育所を巡回指導する仕組みを設けている	13	24.1%
7. 特に支援は実施していない	7	13.0%
8. その他	4	7.4%

「指導監査等で自己評価の実施を指導している」と回答した割合が圧倒的に多く、41件（75.9%）であった。「専門職が巡回指導する」と回答したのは13市区である。「市独自のチェックリストの提供」と回答したのは9市区であった。

#### 【その他の内訳】

- ・カリキュラム、保育日誌等において自己評価欄を設けている（公立保育所、公立認定こども園）。
- ・「保育所における自己評価ガイドライン」を活用するように文書で依頼している。
- ・一般指導監査において自己評価の実施をチェックしているが、未実施園には実施の意義を伝えるに留まり、指導まではしていない。公立保育所については、市の担当部署に自己評価を提出させている。

・第三者評価実施園においては評価機関に提出する自己評価を把握している場合もある。

●問2. 保育所の自己評価においては、「地域住民等の意見を聴くことが望ましい（保育指針）」とされていますが、貴市管内の保育所ではどのような関係者から意見や要望等を聴いていることが多いと思われますか。把握されている範囲で結構ですのでそれぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

n=54

問2の選択肢	1. 結構聴いている	2. まあまあ聴いている	3. どちらともいえない	4. あまり聴くことはない	5. ほとんど聴くことはない	無回答	合計
1. 自治体の保育・子育て支援担当職員	10 (18.5%)	12 (22.2%)	10 (18.5%)	2 (3.7%)	12 (22.2%)	8 (14.8%)	54 (100%)
2. 研究者・学識経験者	2 (3.7%)	8 (14.8%)	17 (31.5%)	5 (9.3%)	12 (22.2%)	10 (18.5%)	54 (100%)
3. 保育現場の経験者（元園長など）	8 (14.8%)	10 (18.5%)	15 (27.8%)	6 (11.1%)	6 (11.1%)	9 (16.7%)	54 (100%)
4. 他園の保育士等	3 (5.6%)	5 (9.3%)	20 (37%)	5 (9.3%)	10 (18.5%)	11 (20.4%)	54 (100%)
5. 子育て・障害児支援関係専門機関等	5 (9.3%)	11 (20.4%)	14 (25.9%)	2 (3.7%)	12 (22.2%)	10 (18.5%)	54 (100%)
6. 町内会・自治会関係者	3 (5.6%)	10 (18.5%)	18 (33.3%)	5 (9.3%)	8 (14.8%)	10 (18.5%)	54 (100%)
7. 民生児童委員	2 (3.7%)	10 (18.5%)	18 (33.3%)	5 (9.3%)	10 (18.5%)	9 (16.7%)	54 (100%)
8. 法人外部理事・評議員	3 (5.6%)	10 (18.5%)	17 (31.5%)	4 (7.4%)	10 (18.5%)	10 (18.5%)	54 (100%)
9. 運営委員	3 (5.6%)	7 (13%)	22 (40.7%)	2 (3.7%)	9 (16.7%)	11 (20.4%)	54 (100%)
10. 第三者委員	4 (7.4%)	9 (16.7%)	22 (40.7%)	2 (3.7%)	7 (13%)	10 (18.5%)	54 (100%)
11. その他	1 (1.9%)	1 (1.9%)	2 (3.7%)	0 (0%)	0 (0%)	50 (92.6%)	54 (100%)

全般的に「どちらともいえない」が3～4割を占め、自治体として実態を把握する機会が多くはないことがうかがわれる。「結構・まあまあ聴いている」と回答した割合が多かったのは「自治体の保育担当職員」の22件（40.7%）で、次に「保育現場の経験者」18件（33.3%）、「子育て・障害児関係専門機関」16件（29.7%）であった。「あまり・ほとんど聴くことはない」と回答した割合が多かったのは「研究者」の17件（31.5%）で、「他園の保育士」と「民生児童委員」がそれぞれ15件（27.8%）であった。保育所のアンケートでは「他園の保育士」については「結構・まあまあ聴いている」という割合が高く、違う結果となった。

#### 【その他の内訳】

・「1. 結構聴いている（保護者）」「2. まあまあ聴いている（保護者）」の2件の記載があった。

●問3. 貴市では、保育所の運営や保育実践の改善・充実に向けて、各保育所が多様な立場の人々から意見や助言を得ることにつながるような取り組みを促したり実施したりしていますか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

n=54

問3の選択肢	1. 市が主導して行っている	2. 社協・保育団体等へ委託・補助金等をしている	3. 市の関与はないが団体や園が独自に実施している	無回答	合計
1. 地域の園長・保育士等による協議会等を設置、開催している	17 (31.5%)	4 (7.4%)	14 (25.9%)	19 (35.2%)	54 (100%)
2. 保育士等を対象に、受講者間のディスカッションやグループワークを含む研修を実施している	29 (53.7%)	3 (5.6%)	8 (14.8%)	14 (25.9%)	54 (100%)
3. 複数の保育所間で、公開保育や園訪問・見学等を行う取り組みを実施している	27 (50%)	1 (1.9%)	12 (22.2%)	14 (25.9%)	54 (100%)
4. 自治体の職員や地域の専門職、保育所所長経験者等が、保育所を訪問し相談や助言を行う取り組みを実施している	34 (63%)	1 (1.9%)	2 (3.7%)	17 (31.5%)	54 (100%)
5. 外部の研究者等を招き、地域の保育士等が参画する研究事業等を実施している	16 (29.6%)	4 (7.4%)	8 (14.8%)	26 (48.1%)	54 (100%)
6. 市または保育団体等が作成している自己評価チェックリストに、地域の関係者から意見を聞く項目を設けている	5 (9.3%)	0 (0%)	13 (24.1%)	36 (66.7%)	54 (100%)
7. 地域の関係者の意見を反映しサービスの質の向上に取り組みんだ事例を紹介している	4 (7.4%)	0 (0%)	9 (16.7%)	41 (75.9%)	54 (100%)
その他	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.9%)	53 (98.1%)	54 (100%)

保育所の運営や保育実践の改善・充実に向けて取り組んでいる内容としては「研修の実施」と「公開保育など」が40件、「保育経験者が訪問し助言等」37件、「協議会の設置」35件などであった。概ねの取り組みにおいて「市が主導」している割合が高かった。特に「研修の実施」に関しては、回答した半数以上の自治体が市の主導で取り組んでいる。

#### 【その他の内訳】

・公立保育所間では、他園の職員から意見・助言を受けている。

●問4. 貴市では保育所の自己評価の結果について公表する仕組みがありますか。あてはまる選択肢に○を付けてください。(複数回答可)

n=54 (複数回答のため総数は一致しない)

問4の選択肢	件数	%
1. 市のホームページで公開している	2	3.7%
2. 市で閲覧に供している	0	0.0%
3. 特に公表する仕組みはないが、園側で公表するように促している	25	46.3%
4. 特に公表する仕組みはなく、園側で公表するような促しも行っていない	23	42.6%
5. その他	4	7.4%
計	54	

自己評価を公開するしくみは、自治体として特に用意していないところがほとんどで、ホームページで公表しているのは2市であった。

**【その他の内訳】**

- ・園内に結果のファイルを用意し、来園者が閲覧する。
- ・都道府県レベルで運用する福祉情報公表ホームページへのリンクを都道府県のホームページに貼り、閲覧できるようにしている。
- ・特に公表するしくみはない。公立保育所については、公表を必須としているが、民間保育施設に対して指導はしていない。
- ・第三者評価実施園においては、福祉情報公表ホームページで評価結果を公表している。公表される旨を保育園の便りで保護者に通知しているほか、評価結果を紙媒体で園に保管し、保護者がいつでも閲覧できる環境にある事業所も存在する。

●問 5. 貴市管内の保育所の第三者評価の受審率（※）はどのくらいでしょうか。特に把握されていない場合は②に○を付けてください。※貴市管内にある保育所の総数のうち、過去に一度でも第三者評価を受審したことのある保育所の割合（％）

n=54

問 5 の 選択肢	1. 把握している	2. 把握していない	無回答	合計
	22 (40.7%)	30 (55.6%)	2 (3.7%)	54 (100%)

受審率を把握している市区は 22 件（40.7％）であり、把握していない市区の方が多かった。東京の区はほとんど把握していたので、東京都外の市の把握率でみると 30.9％と低くなる。

●問 6. 貴市では第三者評価受審促進の取り組みについて、どのような支援策を用意しているでしょうか。選択肢 6～9 は都道府県推進組織の取り組みでも結構です。あてはまる選択肢の数字に○を付けてください。（複数回答可）

n=54（複数回答のため総数は一致しない）

問 6 の選択肢	件数	％
1. 受審費用の一部を助成している（※）	17	31.5%
2. 受審を市独自の運営補助金等申請の条件としている	3	5.6%
3. 指定管理者の指定にあたっては、受審をその要件としている	2	3.7%
4. 集団指導や一般指導監査などで、未受審の園には受審を促している	16	29.6%
5. 園の重要事項説明書に受審・未受審を記載するよう求めている	2	3.7%
6. 保育関係の協会・団体などを通じて受審を促している	3	5.6%
7. 受審促進のためのリーフレットなどを配布している	2	3.7%
8. 受審効果としての改善事例などの収集とPRをしている	0	0.0%
9. 受審した園に受審証や受審マークなど交付している	4	7.4%
10. その他	10	18.5%
計	59	

※公立園のみ費用助成を行っている市を含めている。

受審促進の取り組みは「受審費用の一部を助成している」が 17 件（31.5％）と多いが、東京都の 12 区がすべて助成しているとの回答だったので、それを除いた市では、5 市が独自に助成していると回答している。次に「集団指導等で受審を促している」が 16 件（29.6％）と多かった。「受審を運営

補助金等申請の要件としている」は2市区であった。その他では「加算として支給」などがあった。

#### 【その他の内訳】

- ・支援策は特に設けておりません。
- ・施設型給付費で加算として支給（第三者評価受審加算）。
- ・公定価格に基づく助成。
- ・3年ごとの受審を推奨し、実施している。
- ・民営化の際には受審を促している。
- ・第三者評価の受審および評価結果の公表を行った保育所等に対し、公定価格の加算を認め、補助を行っている。
- ・第三者評価受審加算を設けている。
- ・株式会社が運営する施設、公立保育所から民間移管した施設については、3年ごとの受審を必須としている。

●問7. 保育指針解説では第三者評価も自己評価に有効であることが示唆されておりますが、保育所の第三者評価受審が進まないことが課題となっております。その理由として感じていることを、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

n=54

問7の選択肢	1. まあまあ そう思う	2. どちらとも いえない	3. あまりそう 思わない	無回答	合計
1. 受審は努力義務であり、必須ではないから	39 (72.2%)	11 (20.4%)	4 (7.4%)	0 (0%)	54 (100%)
2. 第三者評価そのものの有効性が見えないから	7 (13%)	35 (64.8%)	12 (22.2%)	0 (0%)	54 (100%)
3. 自己評価で充分と考えている保育所が多いから	14 (25.9%)	26 (48.1%)	14 (25.9%)	0 (0%)	54 (100%)
4. 行政による指導監査との違いが不明であるから	4 (7.4%)	35 (64.8%)	15 (27.8%)	0 (0%)	54 (100%)
5. 受審する制度上のインセンティブがないから	19 (35.2%)	25 (46.3%)	10 (18.5%)	0 (0%)	54 (100%)
6. 評価費用が高いから	26 (48.1%)	23 (42.6%)	4 (7.4%)	1 (1.9%)	54 (100%)
7. 評価機関・評価調査者の質が信頼できないから	3 (5.6%)	27 (50%)	23 (42.6%)	1 (1.9%)	54 (100%)
8. 受審のための準備作業が大変であるから	29 (53.7%)	24 (44.4%)	1 (1.9%)	0 (0%)	54 (100%)
9. 第三者評価が市民・保護者に知られていないから	11 (20.4%)	32 (59.3%)	11 (20.4%)	0 (0%)	54 (100%)
10. abc と評価されることが保育になじまないから	8 (14.8%)	38 (70.4%)	7 (13%)	1 (1.9%)	54 (100%)
その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	54 (100%)	54 (100%)

受審が進まない課題として「まあまあそう思う」と回答した割合は「必須ではない」が72.2%、「準備作業が大変」が53.7%、「評価費用が高い」が48.1%、「インセンティブがない」が35.2%であった。上位3つの選択肢は、都道府県、保育所のアンケートでも同様の傾向であった。

●問 8. 貴市として、第三者評価の評価機関・評価調査者についてのご感想、ご要望がありましたら、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

n=54 (複数回答のため総数は一致しない)

問 8 の選択肢	1. まあまあそう思う	2. どちらともいえない	3. あまりそう思わない	無回答	合 計
1. 県内で保育の評価機関が少ない	12 (22.2%)	34 (63%)	5 (9.3%)	3 (5.6%)	54 (100%)
2. 保育を専門的に評価する評価者が少ない	12 (22.2%)	35 (64.8%)	4 (7.4%)	3 (5.6%)	54 (100%)
3. 県外の評価機関が評価できるようにしてほしい	1 (1.9%)	39 (72.2%)	11 (20.4%)	3 (5.6%)	54 (100%)
4. 保育所の評価結果の妥当性に疑問を感じる	2 (3.7%)	37 (68.5%)	12 (22.2%)	3 (5.6%)	54 (100%)
5. 評価結果をみても質の改善のヒントが得られるか疑問である	4 (7.4%)	32 (59.3%)	16 (29.6%)	2 (3.7%)	54 (100%)
その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	54 (100%)	54 (100%)

評価機関・評価者に対する感想として「どちらともいえない」と回答した割合が非常に多く、自治体には回答しづらい設問であったようだ。「まあまあそう思う」と回答した割合は「保育の専門的な評価者が少ない」「保育の評価機関が少ない」ともに12件(22.2%)であった。一方で「あまりそう思わない」と回答した割合では「質の改善のヒントが得られるか疑問」が29.6%、「評価結果の妥当性に疑問」が22.2%であった。「県外の評価機関が評価できるようにしてほしい」について「まあまあそう思う」と回答した割合は1件(1.9%)で、都道府県のアンケート(1件、5.9%)、保育所のアンケート(2件、5.9%)と同様の傾向であった。

●問 9. 第三者評価と行政による指導監査の活用関係性についてお聞きします。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

n=54 (複数回答のため総数は一致しない)

問 9 の選択肢	1. まあまあそう思う	2. どちらともいえない	3. あまりそう思わない	無回答	合計
1. それぞれに園として改善すべき点や今後取り組むべき点を明確にする上で補いあっている	8 (14.8%)	35 (64.8%)	4 (7.4%)	7 (13%)	54 (100%)
2. 第三者評価では、指導監査では得られない参考となる意見が得られる	9 (16.7%)	37 (68.5%)	2 (3.7%)	6 (11.1%)	54 (100%)
3. 行政による指導監査のみでは問題なしとした事項が、第三者評価によって改善へとつながっている	5 (9.3%)	38 (70.4%)	4 (7.4%)	7 (13%)	54 (100%)
4. 一般指導監査などの結果では、これまで特に相互の関連を気にしたことはない	17 (31.5%)	26 (48.1%)	5 (9.3%)	6 (11.1%)	54 (100%)
5. 第三者評価と行政による指導監査の違いが不明で、第三者評価を実施する必要性に疑問を感じている	2 (3.7%)	34 (63%)	12 (22.2%)	6 (11.1%)	54 (100%)
その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	54 (100%)	54 (100%)

第三者評価と指導監査の活用に関する関係性についての感想として「どちらともいえない」と回答した割合が非常に多く、自治体には回答しづらい設問であったようだ。この調査研究では自治体へのヒアリング調査も行ったが、その際にこの設問について深掘りしたところ「そもそも受審件数が少ないので、比較のしようがない」という回答が多かったことから「どちらともいえない」という回答が多かったと思われる。「まあまあそう思う」と回答した割合でも「特に相互の関連を気にしたことはない」が31.5%と高かった。一方で「あまりそう思わない」と回答した割合では「第三者評価と指導監査の違いが不明で、第三者評価を実施する必要性に疑問を感じている」が22.2%と高かった。

●問10. 問9の1～3のうち「まあまあそう思う」に○を付けた市にお聞きします。具体的な内容をお教えてください。

具体的な内容として、8件の回答があった。

- ・第三者評価は、施設のよい部分を評価してくれる。課題についても、さらによくなるように具体例を挙げてくれるため、指摘だけとにならないことがよいと感じている。
- ・保護者からアンケートが戻った結果からも評価が見られるので、監査とは違った視点からの改善ができる。
- ・第三者評価の項目は、指導監査項目よりも多岐にわたっている。
- ・保護者（利用者）アンケートの結果から、意見を聞くことができる。
- ・視点が違うこともあり、違った意見等が得られることもある。
- ・指導監査では、法令が定める基準を満たしているかどうかを幅広く確認しているが、第三者評価では、福祉サービスのさらなる向上につながるよう一つひとつの項目について詳細に確認した上で評価されている。
- ・第三者評価と指導監査は趣旨・観点・内容が全く異なるので、それぞれに実施すればよい。
- ・保育に関する指導監査項目等を実施することで、第三者評価で行われていない項目が補われているのではないかと感じる。
- ・第三者評価を併用することで、書類上では判断し切れない保育の実態・実情を把握し、改善にすることができる。

●問11

ヒアリング調査への依頼の可否を聞いたもので、調査研究の内容に影響を及ぼさないので割愛する。

●問12. その他、自己評価や第三者評価に関してご意見があればお聞かせください。（自由記述）

意見として、4件の回答があった。

- ・何とも言えない理由「実例が乏しいため」
- ・保育所は、児童の通所型施設であり、保護者がいることから指導監査と保護者の意見等を聞いてサービスの向上に努めることでも十分ではないかと思う。
- ・市独自の「自己評価チェックリスト」があり、活用次第では保育の質の向上（サービス向上）につながる内容になっているため、各施設で積極的に取り組んでもらえたらよい。
- ・自己評価や第三者評価の取り組みを進めるにあたり、本市では保育所と認定こども園を同一部署で

所管しているため、どの種別にも同様に指導を行うことになる。国が「保育所の」自己評価・第三者評価に限って検討を進めていくことは、自治体担当者に混乱をもたらす。効果的・効率的な取り組み推進のため、包括的な検討をお願いしたい。

### 3) 保育所に対するアンケート調査結果

#### ① 調査対象

全国の保育所を対象として、福祉サービス第三者評価の受審保育所と未受審保育所に分けて、アンケート調査を実施した。

なお、調査対象を「認可保育所」とし、「事業所内保育所」「小規模保育所」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」は除外した。また「保育所等」の類型のうち、認定こども園の「幼保連携型」「地域型」を除き「保育所型」を対象とした。

#### ② 保育所アンケートの抽出方法

##### <受審保育所>

・子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」のサイトの全国施設データ（2022年9月現在）をベースとして使用した。

・そのデータ（CSVファイル）のうち「施設類型」の項目を「保育所」と「認定こども園保育所型」のみでソートした。

・そこから、都道府県別（東京除く）に過去5年間に受審している保育所を、次の方法によって抽出した。

a. WAM NET に公表されている評価結果のうち過去5年間に受審している保育所

b. 推進組織のサイトで公表されている保育所

a + b = 2,706 施設

・東京都は受審数と保育所数がほぼ同数のため、全保育所を受審保育所として送付対象とした。

c = 3,431 施設

##### <未受審保育所>

上記の方法で抽出した受審保育所以外を未受審保育所とし、そのなかから道府県別の保育所数の割合に応じて3,000保育所を按分した上で、無作為抽出した。

結果として、受審保育所6,137件（上記のa + b + c）、未受審保育所3,000件を保育所アンケート調査の対象とした。

#### ③ アンケートの調査期間

令和4〔2022〕年10月20日～11月10日

#### ④ アンケートの依頼件数および回答件数・回収率

アンケートは返信用封筒を同封して郵送し、①郵送にて送付、②当法人のメールに返信で添付、③タブレットフォームによるウェブでの回答とした。

配布先	配布数	不達数 (注1)	実質配布数 (A)	回答数			調整 (注2)	計 (B)	回収率 (B/A)
				紙	メール	フォーム			
受審保育所	6,107	30	6,077	1,029	91	164	-212	1,072	17.6%
未受審保育所	3,000	42	2,958	473	42	36	-13	538	18.2%
合計	9,107	72	9,035	1,502	133	200	-225	1,610	17.8%

注1：不達数は「①転居」「②廃止」「③返送理由の記載なし」などの不達により戻ってきた総計

注2：回答手段により重複したアンケートの数（除外したため）

### ■アンケート回収の保育園類型別の内訳

	単純集計対象 (A + B + C + D)					クロス集計対象 (A + B) (注2)
	保育園類型別の内訳					
	認可保育園 (A)	保育所型 認定こども園 (B)	その他 (C)	無回答 (D)	合計 (注1)	
受審保育所 (件数)	971	39	43	19	1,072	1,010 (16.5%)
未受審保育所 (件数)	407	61	61	9	538	468 (15.6%)
合計 (件数)	1378	100	104	28	1,610	1,478 (16.2%)

注1：単純集計には類型が「その他」「無回答」も含めて集計しているため、総計は1,610件である

注2：クロス集計（所在地別、定員規模別、設置主体別）は集計対象外の幼保連携型、小規模型など無回答の132件を集計から除外したため、総計1,478件である。クロス集計対象の回収率は、受審保育所16.5%、未受審保育所15.6%となった

### ⑤ 保育所アンケート結果

問1から問9までは、受審保育所も未受審保育所も共通の質問であるため、結果を併記しているが、受審・未受審保育所の問10以降は、それぞれ別に記載している。

また、問4、問9、および受審保育所の問14、問18、問19、未受審保育所の問15は自由回答であり、回答の分量が多いため、章末に掲載している。

それぞれの設問について、①東京都内・東京都外、②運営主体別、③定員規模別にクロス集計を行っているが、分量が多いため、この報告書には記載していない。

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会のホームページ (<http://www.dai3ren.org/>)で公開しているので、そちらを参照されたい。

●問1：貴園では、自己評価はどのように実施していますか。該当する選択肢に○を付けてください。  
(複数回答可)

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 992		件数 = 466	
1. 既存のチェックリストを使用して実施している	883	89.0%	409	87.8%
2. 日々の記録や発信物を一定期間でまとめ、振り返りをしている	845	85.2%	364	78.1%
3. 園内研修や外部講師による指導などを受けた結果をまとめている	901	90.8%	355	76.2%
4. 保護者の意見を反映するようにしている	922	92.9%	382	82.0%
5. その他の取組をしている	117	11.8%	31	6.7%
6. 自己評価を意識した取組は特に行っていない	15	1.5%	16	3.4%

・自己評価の実施方法は、選択肢2～6において受審保育所と未受審保育所で有意な差があった(p=0.000～0.02)。自己評価を意識した取り組みを行っていない園はほとんどなかった。クロス表1では、選択肢3について都内が都外より9ポイント多かった。選択肢1～4について株式会社が取り組んでいる割合が公立、社会福祉法人に比べ3～8ポイント高かった。

■問1の「その他」の内訳(受審・未受審保育所とも)：152件の記載があった。

※主な項目をキーワードとして分類し、件数順に記載した。複数ジャンルの記載があり、また「その他」を選んだが、空欄になっていることもあるため、総計は一致しない。

※なお「優れた取り組み」と思われるものを下記に記載する(以下の「その他」も同様の扱いとする)。

キーワード	主な内容	件数
保護者の意見・懇談会等	保護者面談、保護者アンケート、意見箱設置、写真配信、連絡ノートの活用	34
人事考課・園長面談等	保育士の自己評価を基に園長面談、目標設定と面談、個別計画の設定	30
職員会議・プロジェクト等	自己評価プロジェクト、振り返りの会議(毎年・年2回・毎月・毎日)、振り返りの発表	24
チェックリスト活用	自治体のチェックリスト、保育士会のセルフチェックリスト、法人や園のチェックリスト、市立保育園統一チェックリスト、チェックリストは年2回実施	23
独自の評価様式の活用	スキルアップシート、環境評価スケール、田の字法、職員気づきノート、職員アンケート、クレドの活用、自由記載を多用	18
外部の意見	運営委員会、評議員、第三者委員、実習生、地域委員	13
研修・外部研修	自己評価の研修、年齢別研修、OJT	11
公開保育・園開放等	園の活動を地域に動画配信、公開保育、地域活動に参加	3
第三者評価の受審	第三者評価を受審	1

#### 【優れた取り組み】

- ・自己評価を保護者や地域住民が詳しく観覧できるようにQRコードから検索できることを知らせている。
- ・法人として教育講師を雇用している。
- ・求められる職員像を98項目で記した自己評価シートを活用している。
- ・毎月、職員対象のアンケートを実施し、保護者に開示している。

●問1の選択肢ごとの問について、それぞれの選択肢①～⑬を選んでください

■問1の選択肢1：既存のチェックリストを使用して実施している（複数回答あり）

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 815		件数 = 386	
①園長・主任がチェックリストを用いて話し合い、実施している	259	31.8%	103	26.7%
②職員個々がチェックリストを用いて実施し、園長・主任がまとめている	569	69.8%	295	76.4%
③職員会議等でチェックリストの項目をもとに話し合い、まとめている	263	32.3%	72	18.7%
④その他	90	11.0%	32	8.3%

・「②職員個々がチェックリストを用いて実施し、園長・主任がまとめている」は未受審保育所では有意に多く（ $p=0.017$ ）、「③チェックリストは職員会議等で話し合う」という方法でまとめている割合は、受審保育所では有意に高かった（ $p=0.000$ ）。

・クロス表2では、選択肢①について都内が都外より12ポイント、社会福祉法人が公立より11ポイント高く、選択肢③について公立が社福法人より15ポイント、株式会社より13ポイント高かった。

●問1の選択肢1：「既存のチェックリストを使用して実施している」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：122件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
話し合い・面談等	職員間で話し合い、園長等の面談でチェックリストを活用	30
法人独自のチェックリスト使用	法人独自のチェックリスト活用	24
個々でチェックリストの使用	個々がチェックリストを用いて、グループ・園長・法人等でまとめる	21
クラス・グループ	クラス単位・グループ等でチェックリストを用いて話し合う	13
園独自のチェックリストの使用	園独自のチェックリストを使用し、園長等がまとめる	7
その他のツールを使用	ガイドライン、独自評価シート、チャレメンシート、環境評価スケール、試験及び論文の提出	6
プロジェクトチーム	プロジェクトチームでまとめている	5
アンケート	保護者アンケートの活用	5
その他の取組	法人監査、業者に委託、研修で実施など	6
実施していない		9

#### 【優れた取り組み】

- ・年2回、会社で相互評価をしている。
- ・第三者評価ガイドラインに基づいて項目をチェックし、課題を改善している。

●問1の選択肢2：日々の記録や発信物を一定期間でまとめ、振り返りをしている

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 808		件数 = 336	
⑤日々の記録を要約し、振り返る機会を持っている	722	89.4%	296	88.1%
⑥ドキュメンテーションなどをまとめ、振り返る機会を持っている	272	33.7%	93	27.7%
⑦保育現場でのビデオなどを編集し、振り返る機会を持っている	88	10.9%	29	8.6%
⑧その他	62	7.7%	35	10.4%

・「⑤日々の記録を要約し、振り返る機会を持っている」「⑥ドキュメンテーションなどをまとめ、振り返る機会を持っている」という方法を行っている割合が受審保育所で有意に高かった（ $p=0.001/p=0.003$ ）。クロス表3では、選択肢⑥について公立が社会福祉法人より6ポイント、株式会社よりも9ポイント高かった。

●問1の選択肢2：「日々の記録や発信物を一定期間でまとめ、振り返りをしている」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：97件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
職員会議等で振り返り	クラス会議、職員会議等	30
一定期間で振り返り	毎月・年数回等で振り返りを実施	29
記録・資料を基に振り返り	日々の記録、事例、日誌を活用	22
その他の取組	公開保育、KJ法、PDCA、外部講師	5
実施していない		11

【優れた取り組み】

・KJ法で行ったフォトカンファレンスの記録を廊下に張り出し、共有している。

●問1の選択肢3：園内研修や外部講師による指導などを受けた結果をまとめている

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 894		件数 = 337	
⑨園内研修で、園の強み弱みを話し合っている	566	63.3%	274	81.3%
⑩外部講師を招き、研修や指導を受けることで客観的な評価を受けている	276	30.9%	123	36.5%
⑪第三者評価を受審し、評価結果をもとに振り返っている	668	74.7%	42	12.5%
⑫その他	54	6.0%	24	7.1%

・「⑨園内研修」「⑩外部講師」では有意差はなく、当たり前ではあるが「⑪第三者評価の受審」は受審保育所で高かった（ $p=0.000$ ）。クロス表4では、選択肢⑨について都外が都内より14ポイント高かった。選択肢⑩について大規模が小規模より9ポイント高く、公立と社会福祉法人が株式会社より9ポイント高かった。選択肢⑪について、都内が都外より32ポイント高く、株式会社が公立より18ポイント、社会福祉法人より16ポイント高かった。なお、「⑪第三者評価の受審」を未受審保育所42件が選んでいるが、未受審保育所の選定時のデータベース以降の受審があったものと思われる。

●問1の選択肢3：「園内研修や外部講師による指導などを受けた結果をまとめている」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：78件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
研修受講	園内外の研修受講、研修報告・話し合い	43
会議等で振り返り	職員会議・グループワーク等で振り返る、話し合い	13
外部評価	行政の監査・指導、第三者評価受審	11
アンケートの実施	保護者アンケート、満足度調査等	5
実施していない		6

【優れた取り組み】

- ・園の自己評価は第三者評価だけでなく、第三者委員会や年度末の保護者アンケートで行っている。

●問1の選択肢4：保護者の意見を反映するようにしている

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 918		件数 = 361	
⑬保護者会や保護者懇談会などで意見を求める	602	65.6%	219	60.7%
⑭連絡ツールの通信欄に意見を書き込むように依頼する	202	22.0%	72	19.9%
⑮保護者アンケートを実施している	779	84.9%	234	64.8%
⑯その他	115	12.5%	49	13.6%

・「⑬保護者会」「⑮保護者アンケート」「⑭連絡ツール」は受審保育所で有意に高かった（ $p=0.000 \sim 0.037$ ）。クロス表5では、選択肢⑬について都内が都外より13ポイント高かった。選択肢⑭については、社福法人が公立より12ポイント高かった。選択肢⑮については、都内が都外より9ポイント、株式会社が公立より15ポイント、社会福祉法人より17ポイント高かった。

●問1の選択肢4：「保護者の意見を反映するようにしている」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：164件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
意見箱の設置等	投書箱、ポストの設置、連絡ノート、連絡アプリの活用	71
面談による聴取	個人面談、保護者面談、その都度確認、話し合いの機会	28
会議での聴取	運営委員会、父母会、反省会、保護者会、役員会	23
送迎時の聴取	送迎時の会話	12
行事後の聴取	行事後の意見、アンケートの実施	10
アンケートの実施	保護者アンケート、参観日に実施	7
その他の取組	第三者評価の利用者調査 他	15

【優れた取り組み】

- ・園だよりに、意見切り取り欄を設けている。
- ・直接担任と話せるように、シフトを組んでいる。

●問2. 保育所の自己評価においては、「地域住民等の意見を聴くことが望ましい（保育指針）」とされていますが、貴園ではどのような関係者から意見や要望等を聴くことが多いですか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

選択肢	結構・まあまあ聴いている		どちらでもない		あまり・ほとんど聴いていない		計
	件数	%	件数	%	件数	%	
1. 自治体の保育・子育て支援担当職員	975	70.4%	163	11.8%	247	17.8%	1385
2. 研究者・学識経験者	450	32.5%	205	14.8%	678	49.0%	1333
3. 保育現場の経験者（元園長など）	773	55.8%	201	14.5%	383	27.7%	1357
4. 他園の保育士等	802	57.9%	235	17.0%	320	23.1%	1357
5. 子育て・障害児支援関係専門機関等	1008	72.8%	159	11.5%	198	14.3%	1365
6. 町内会・自治会関係者	397	28.7%	325	23.5%	625	45.1%	1347
7. 民生児童委員	385	27.8%	322	23.2%	654	47.2%	1361
8. 法人外部理事・評議員	402	29.0%	225	16.2%	646	46.6%	1273
9. 運営委員	432	31.2%	239	17.3%	549	39.6%	1220
10. 第三者委員	576	41.6%	281	20.3%	495	35.7%	1352
11. その他	147	10.6%	34	2.5%	49	3.5%	230

・「どのような関係者から意見や要望を聴いているか」についてまとめてみたところ（受審・未受審統合）「結構・まあまあ聴いている」と回答した件数（割合）が多いのは「子育て・障害児支援関係専門機関等」1,008件（72.8%）、「自治体の保育・子育て支援担当職員」975件（70.4%）、「他園の保育士等」802件（57.9%）、「保育現場の経験者（元園長など）」773件（55.8%）であった。一方「あまり・ほとんど聴いていない」と回答した件数（割合）が多いのは「研究者・学識経験者」678件（49.0%）、「民生児童委員」654件（47.2%）、「法人外部理事・評議員」646件（46.6%）、「町内会・自治会関係者」が625件（45.1%）であった。都道府県アンケートで「聴くことを期待したい」について6割を超えて多く選択した関係者は「子育て・障害児支援関係専門機関等」82.3%、「町内会・自治会関係者」76.4%、「民生児童委員」70.6%、「保育現場の経験者（元園長など）」64.7%、「研究者・学識経験者」64.7%であったので、自治体の期待とは裏腹に地域の関係者や研究者があまり関与していないことがうかがわれる。

●問2の選択肢1：自己評価では自治体の保育・子育て支援担当職員から意見を聴いているか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 954		件数 = 431	
結構聴いている	339	35.5%	132	30.6%
まあまあ聴いている	347	36.4%	157	36.4%
どちらともいえない	107	11.2%	56	13.0%
あまり聴いていない	69	7.2%	38	8.8%
ほとんど聴くことはない	92	9.6%	48	11.1%

・「結構聴いている」が受審保育所で高かった。クロス表6では「結構聴いている」について都内が都外より10ポイント、公立が社会福祉法人より20ポイント、株式会社より16ポイント高かった。

## ●問2の選択肢2：自己評価では研究者・学識経験者から意見を聴いているか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 914		件数 = 419	
結構聴いている	84	9.2%	40	9.5%
まあまあ聴いている	225	24.6%	101	24.1%
どちらともいえない	147	16.1%	58	13.8%
あまり聴いていない	195	21.3%	79	18.9%
ほとんど聴くことはない	263	28.8%	141	33.7%

・「ほとんど聴くことはない」が未受審保育所で高かった。クロス表7では「ほとんど聴くことはない」について小規模が大規模・中規模より10ポイント高かった。

## ●問2の選択肢3：自己評価では保育現場の経験者（元園長など）から意見を聴いているか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 929		件数 = 428	
結構聴いている	185	19.9%	82	19.2%
まあまあ聴いている	359	38.6%	147	34.3%
どちらともいえない	141	15.2%	60	14.0%
あまり聴いていない	116	12.5%	71	16.6%
ほとんど聴くことはない	128	13.8%	68	15.9%

・「結構・まあまあ聴いている」は受審保育所で高く「あまり・ほとんど聴くことはない」は未受審保育所で高い傾向であった。クロス表8では、特に大きな差はなかった。

## ●問2の選択肢4：自己評価では他園の保育士等から意見を聴いているか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 932		件数 = 425	
結構聴いている	190	20.4%	56	13.2%
まあまあ聴いている	388	41.6%	168	39.5%
どちらともいえない	153	16.4%	82	19.3%
あまり聴いていない	103	11.1%	59	13.9%
ほとんど聴くことはない	98	10.5%	60	14.1%

・受審保育所で「結構・まあまあ聴いている」が、未受審保育所で「あまり・ほとんど聴くことはない」が、有意に多かった ( $p=0.004$ )。クロス表9では「結構・まあまあ聴いている」について、公立が社会福祉法人より16ポイント、株式会社より13ポイント高かった。

●問2の選択肢5：自己評価では子育て・障害児支援関係専門機関等から意見を聴いているか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 942		件数 = 423	
結構聴いている	292	31.0%	126	29.8%
まあまあ聴いている	417	44.3%	173	40.9%
どちらともいえない	109	11.6%	50	11.8%
あまり聴いていない	56	5.9%	30	7.1%
ほとんど聴くことはない	68	7.2%	44	10.4%

・「結構・まあまあ聴いている」は受審保育所で高く「あまり・ほとんど聴くことはない」は未受審保育所で高い傾向であった。クロス表10では「結構・まあまあ聴いている」について、大規模78%や中規模76%に比べて小規模が67%と低かった。公立が社会福祉法人より10ポイント、株式会社より14ポイント高かった。

●問2の選択肢6：自己評価では町内会・自治会関係者から意見を聴いているか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 924		件数 = 423	
結構聴いている	72	7.8%	24	5.7%
まあまあ聴いている	208	22.5%	93	22.0%
どちらともいえない	224	24.2%	101	23.9%
あまり聴いていない	214	23.2%	101	23.9%
ほとんど聴くことはない	206	22.3%	104	24.6%

・「結構・まあまあ聴いている」は受審保育所で高く「あまり・ほとんど聴くことはない」は未受審保育所で高い傾向であった。クロス表11では「結構・まあまあ聴いている」について、社会福祉法人が公立より9ポイント、株式会社より6ポイント高く、「あまり・ほとんど聴くことはない」について株式会社が公立・社会福祉法人より9ポイント高かった。

●問2の選択肢7：自己評価では民生児童委員から意見を聴いているか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 932		件数 = 429	
結構聴いている	73	7.8%	25	5.8%
まあまあ聴いている	201	21.6%	86	20.0%
どちらともいえない	232	24.9%	90	21.0%
あまり聴いていない	200	21.5%	110	25.6%
ほとんど聴くことはない	226	24.2%	118	27.5%

・「結構・まあまあ聴いている」は受審保育所で高く「あまり・ほとんど聴くことはない」は未受審保育所で高い傾向であった。クロス表12では、特に大きな差はなかった。

## ●問2の選択肢8：自己評価では法人外部理事・評議員から意見を聴いているか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 854		件数 = 419	
結構聴いている	100	11.7%	49	11.7%
まあまあ聴いている	175	20.5%	78	18.6%
どちらともいえない	154	18.0%	71	16.9%
あまり聴いていない	154	18.0%	75	17.9%
ほとんど聴くことはない	271	31.7%	146	34.8%

・「まあまあ聴いている」は受審保育所で高く「ほとんど聴くことはない」は未受審保育所で高い傾向であった。クロス表13では「結構・まあまあ聴いている」について、大規模37%、中規模30%、小規模27%と差があった。公立6%、社会福祉法人54%、株式会社12%と、形態の違いが表れている。

## ●問2の選択肢9：自己評価では運営委員から意見を聴いているか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 826		件数 = 394	
結構聴いている	179	21.7%	39	9.9%
まあまあ聴いている	163	19.7%	51	12.9%
どちらともいえない	170	20.6%	69	17.5%
あまり聴いていない	106	12.8%	77	19.5%
ほとんど聴くことはない	208	25.2%	158	40.1%

・受審保育所で「結構・まあまあ聴いている」が、未受審保育所では「あまり・ほとんど聴くことはない」が有意に高かった ( $p=0.000$ )。クロス表14では「結構・まあまあ聴いている」について、都内53%、都外28%、小規模47%、中規模34%、大規模24%、公立8%、社会福祉法人24%、株式会社78%と差が出た。

## ●問2の選択肢10：自己評価では第三者委員から意見を聴いているか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 934		件数 = 418	
結構聴いている	168	18.0%	32	7.7%
まあまあ聴いている	299	32.0%	77	18.4%
どちらともいえない	204	21.8%	77	18.4%
あまり聴いていない	118	12.6%	76	18.2%
ほとんど聴くことはない	145	15.5%	156	37.3%

・「結構・まあまあ聴いている」は受審保育所で高く「あまり・ほとんど聴くことはない」は未受審保育所で有意に高かった ( $p=0.000$ )。クロス表15では「結構・まあまあ聴いている」について、都内が都外より23ポイント高く、株式会社が61%、社会福祉法人が41%、公立が30%と差が出た。

●問2の選択肢11：その他

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 164		件数 = 66	
結構聴いている	30	18.3%	16	24.2%
まあまあ聴いている	84	51.2%	17	25.8%
どちらともいえない	26	15.9%	8	12.1%
あまり聴いていない	10	6.1%	7	10.6%
ほとんど聴くことはない	14	8.5%	18	27.3%

●問2の選択肢11：「どのような関係者から意見を聞いているか」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：141件の記載があった（選択肢に含まれる回答も多かったが、そのまま「その他」としている）

キーワード	主な内容	件数
近隣住民、施設	小中学校、自治会、子育て世帯、商店街、警察、消防、寺院、大家	82
地域の関係者	園見学者、社会福祉協議会、赤十字、議員、外部委員 他	18
専門職	外部講師、民生児童委員、医師、助産師、農家、コンサルタント	13
保護者	保護者会、行事参加保護者、園見学保護者	10
ボランティア	保育応援隊、学校・地域ボランティア	3
本社	本社の巡回、法人内の他園の園長	3
他園の園長	他園の園長	2
その他	ホームページに掲載 他	10

問3. 問2の関係者の意見を受けて、貴園において実施し保育の改善・充実に有効と感じたことのある取り組みをお教えてください。特になければ（イ）または（ウ）を選択してください。

(ア) 保育の改善・充実に有効と感じたことのある取組の選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 952		件数 = 439	
1. 公開保育	336	35.3%	167	38.0%
2. 開放保育・園庭開放	319	33.5%	126	28.7%
3. 園内研修（外部講師の活用など）	530	55.7%	236	53.8%
4. 外部の研修	615	64.6%	235	53.5%
5. 園関係者が関与する評価	272	28.6%	89	20.3%
6. 地域における協議会等の機会	284	29.8%	114	26.0%
7. 外部からの訪問による支援	475	49.9%	189	43.1%
8. 調査・研究等への参加、協力	253	26.6%	85	19.4%
9. その他	32	3.4%	9	2.1%
(イ) 上記のうち有効と感じた取組等はない	37	3.9%	23	5.2%
(ウ) 上記いずれの取組等も行っていない	78	8.2%	54	12.3%

・「4. 外部の研修」「5. 園関係者が関与する評価」「7. 外部からの訪問による支援」「8. 調査研究への参加、協力」を選択する割合は、受審保育所で有意に高かった（ $p=0.000 \sim 0.018$ ）。

・「(ウ) 上記いずれの取組等も行っていない」は、未受審事業所が高かった（ $p=0.019$ ）。

・クロス表 16 では「1. 公開保育」について都外 41%、都内 26%、大規模 47%、中規模 35%、小規模 27%、公立 57%、社福法人 31%、株式会社 20% と差が出た。「2. 開放保育・園庭開放」も同様で、都外 35%、都内 25%、大規模 41%、中規模 31%、小規模が 24%、公立 46%、社会福祉法人 31%、株式会社 15% と差が出た。「3. 園内研修」では、大規模が小規模より 10 ポイント高く、社会福祉法人は株式会社に比べ 13 ポイント高かった。「7. 外部からの訪問による支援」では大規模が小規模より 11 ポイント高かった。

●問3：「関係者の意見を受けて実施し保育の改善・充実に有効と感じたことのあるもの」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：31 件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
研修の実施	キャリアアップ研修、外部研修、危機管理、勉強会	8
地域交流	地域の祭り参加、老人施設訪問	5
巡回相談	巡回相談、指導	3
意見交換等	法人内意見交換、運営委員会、園長会	3
保育公開	保育の公開、参観	2
ボランティア活動	さまざまなボランティア活動	1
その他	子どもの育ちを見通した環境設定、区の指導監査 他	10

●問3の項目ごとの問：問3（ア）について、④誰が関わったか、⑤どのような内容に関してか、記入してください。

1. 公開保育－④誰が関わったか

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 323		件数 = 155	
①自治体の保育・子育て支援担当職員	111	34.4%	64	41.3%
②研究者・学識経験者	77	23.8%	33	21.3%
③保育現場の経験者（元園長など）	123	38.1%	52	33.5%
④他園の保育士等	247	76.5%	108	69.7%
⑤子育て・障害児支援関係専門機関等	69	21.4%	32	20.6%
⑥町内会・自治会関係者	5	1.5%	5	3.2%
⑦民生児童委員	14	4.3%	6	3.9%
⑧法人外部理事・評議員	7	2.2%	4	2.6%
⑨運営委員	6	1.9%	6	3.9%
⑩第三者委員	16	5.0%	5	3.2%

・公開保育に関わった外部者については、受審保育所と未受審保育所で有意な差はなかった。クロス表 17 では「④他園の保育士等」の関わりにおいて、公立が株式会社より 33 ポイント高かった。

●問3の選択肢1：「公開保育への関係者の関わり」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：49件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
小学校教員	近隣の小学校教員、校長	17
園職員	自園の職員、担任	9
園長	自園・他園の園長	8
保護者	保護者	4
講師	外部講師、大学講師	2
行政	教育委員会、県幼保支援課	2
その他	公開保育を行ったことはない 他	7

●問3の選択肢1－2：公開保育への関係者の関わりの内容

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数＝330		件数＝160	
①子どもの最善の利益の考慮	112	33.9%	51	31.9%
②子どもの理解	183	55.5%	85	53.1%
③保育のねらい及び内容	200	60.6%	100	62.5%
④保育の環境の構成	238	72.1%	121	75.6%
⑤保育士等の子どもへの関わり	253	76.7%	127	79.4%
⑥育ちの見通しに基づく保育	127	38.5%	67	41.9%
⑦子どもの家庭との連携と子育て支援	62	18.8%	25	15.6%
⑧地域の保護者等に対する子育て支援	26	7.9%	13	8.1%
⑨地域における連携・交流	38	11.5%	21	13.1%
⑩組織としての基盤の整備	20	6.1%	8	5.0%
⑪社会的責任の遂行	15	4.5%	7	4.4%
⑫健康及び安全管理	38	11.5%	18	11.3%
⑬職員の資質向上	144	43.6%	71	44.4%

●問3の選択肢2－1：開放保育・園庭開放への関係者の関わり

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数＝241		件数＝89	
①自治体の保育・子育て支援担当職員	133	55.2%	37	41.6%
②研究者・学識経験者	12	5.0%	1	1.1%
③保育現場の経験者（元園長など）	61	25.3%	16	18.0%
④他園の保育士等	57	23.7%	12	13.5%
⑤子育て・障害児支援関係専門機関等	45	18.7%	18	20.2%
⑥町内会・自治会関係者	25	10.4%	7	7.9%
⑦民生児童委員	27	11.2%	13	14.6%
⑧法人外部理事・評議員	5	2.1%	3	3.4%
⑨運営委員	5	2.1%	6	6.7%
⑩第三者委員	7	2.9%	3	3.4%

・「開放保育・園庭開放」については「①自治体の関係者」「③保育現場の経験者」「④他園の保育士」

の関与が受審保育所で有意に多くなっている (p=0.003~0.043)。クロス表 18 では、選択肢①について、公立が社会福祉法人より 17 ポイント、株式会社は 16 ポイント多く、選択肢⑤については、都外が都内より 15 ポイント高かった。

●問3の選択肢2：「開放保育・園庭開放への関係者の関わり」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：79 件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
園職員	自園の職員、担任	24
地域の方	地域の親子、保護者、利用者、住民	19
保護者	保護者	8
その他	学生、見学者、ボランティア、講師	5
園長	自園・他園の園長	3
小学校教員	小学校教員	2
専門職	看護師	2
その他	コロナ禍で実施していない 他	18

●問3の選択肢2-2：開放保育・園庭開放への関係者の関わりの内容

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 312		件数 = 123	
①子どもの最善の利益の考慮	48	15.4%	12	9.8%
②子どもの理解	41	13.1%	15	12.2%
③保育のねらい及び内容	31	9.9%	6	4.9%
④保育の環境の構成	45	14.4%	15	12.2%
⑤保育士等の子どもへの関わり	52	16.7%	18	14.6%
⑥育ちの見通しに基づく保育	30	9.6%	10	8.1%
⑦子どもの家庭との連携と子育て支援	109	34.9%	50	40.7%
⑧地域の保護者等に対する子育て支援	224	71.8%	78	63.4%
⑨地域における連携・交流	149	47.8%	67	54.5%
⑩組織としての基盤の整備	13	4.2%	6	4.9%
⑪社会的責任の遂行	50	16.0%	19	15.4%
⑫健康及び安全の管理	18	5.8%	8	6.5%
⑬職員の資質向上	33	10.6%	8	6.5%

●問3の選択肢3-1：園内研修（外部講師の活用など）への関係者の関わり

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 461		件数 = 205	
①自治体の保育・子育て支援担当職員	94	20.4%	51	24.9%
②研究者・学識経験者	270	58.6%	99	48.3%
③保育現場の経験者（元園長など）	157	34.1%	64	31.2%
④他園の保育士等	111	24.1%	30	14.6%
⑤子育て・障害児支援関係専門機関等	108	23.4%	53	25.9%

⑥町内会・自治会関係者	9	2.0%	2	1.0%
⑦民生児童委員	1	0.2%	1	0.5%
⑧法人外部理事・評議員	9	2.0%	3	1.5%
⑨運営委員	3	0.7%	3	1.5%
⑩第三者委員	6	1.3%	2	1.0%

・「園内研修」については「②研究者・学識経験者」「④他園の保育士等」の関与が受審保育所で有意に多い(P=0.006～0.024)。クロス表 19 では、選択肢①について公立が社会福祉法人より 21 ポイント、株式会社より 23 ポイント高かった。選択肢②については、都内が都外より 15 ポイント高く、社会福祉法人が公立より 11 ポイント高かった。選択肢③では、株式会社が公立より 15 ポイント高かった。選択肢⑤では、公立が株式会社より 12 ポイント高かった。

●問 3 の選択肢 3：「園内研修（外部講師の活用など）への関係者の関わり」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：74 件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
園職員	自園の職員、担任	24
外部講師	外部講師、大学教授、マナー講師、オンライン研修	14
行政	消防、警察、教育委員会、市職員	13
専門職	医師、保健師、施設指導員、臨床心理士、労務関係者	10
園長等	自園・他園の園長、主任	5
外部団体	赤十字、専門機関	4
法人関係者	OB、法人内役職者、法人	3
その他	園外から来ていない 他	3

●問 3 の選択肢 3－2：園内研修（外部講師の活用など）への関係者の関わりの内容

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 523		件数 = 226	
①子どもの最善の利益の考慮	218	41.7%	63	27.9%
②子どもの理解	262	50.1%	111	49.1%
③保育のねらい及び内容	231	44.2%	97	42.9%
④保育の環境の構成	300	57.4%	123	54.4%
⑤保育士等の子どもへの関わり	313	59.8%	146	64.6%
⑥育ちの見通しに基づく保育	218	41.7%	100	44.2%
⑦子どもの家庭との連携と子育て支援	132	25.2%	54	23.9%
⑧地域の保護者等に対する子育て支援	70	13.4%	17	7.5%
⑨地域における連携・交流	56	10.7%	18	8.0%
⑩組織としての基盤の整備	80	15.3%	19	8.4%
⑪社会的責任の遂行	78	14.9%	17	7.5%
⑫健康及び安全管理	125	23.9%	41	18.1%
⑬職員の資質向上	301	57.6%	122	54.0%

## ●問3の選択肢4-1：外部の研修への関係者の関わり

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 583		件数 = 223	
①自治体の保育・子育て支援担当職員	188	32.2%	73	32.7%
②研究者・学識経験者	461	79.1%	173	77.6%
③保育現場の経験者（元園長など）	219	37.6%	65	29.1%
④他園の保育士等	128	22.0%	48	21.5%
⑤子育て・障害児支援関係専門機関等	222	38.1%	86	38.6%
⑥町内会・自治会関係者	9	1.5%	4	1.8%
⑦民生児童委員	6	1.0%	1	0.4%
⑧法人外部理事・評議員	10	1.7%	1	0.4%
⑨運営委員	4	0.7%	0	0.0%
⑩第三者委員	5	0.9%	0	0.0%

・「外部の研修への関係者の関わり」では「②研究者・学識経験者」「③保育現場の経験者」で、受審保育所が有意に多かった（ $p=0.000 \sim 0.002$ ）。クロス表20では、選択肢④について、公立が株式会社より12ポイント高かった。

## ●問3の選択肢4：「外部の研修への関係者の関わり」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：46件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
園職員	自園の職員	20
外部講師	外部講師、研修	7
園長等	自園・他園の園長、主任	6
行政	消防、警察、教育委員会、県職員	5
専門職	医師、地域連携推進員、発達相談委員、社労士、臨床心理士	5
学生など	学生、見学者	2
その他	関わっていない 他	2

## ●問3の選択肢4-2：外部の研修への関係者の関わりの内容

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 580		件数 = 221	
①子どもの最善の利益の考慮	296	51.0%	99	44.8%
②子どもの理解	349	60.2%	128	57.9%
③保育のねらい及び内容	326	56.2%	114	51.6%
④保育の環境の構成	362	62.4%	134	60.6%
⑤保育士等の子どもへの関わり	398	68.6%	150	67.9%
⑥育ちの見通しに基づく保育	311	53.6%	119	53.8%
⑦子どもの家庭との連携と子育て支援	278	47.9%	106	48.0%
⑧地域の保護者等に対する子育て支援	181	31.2%	64	29.0%
⑨地域における連携・交流	130	22.4%	44	19.9%
⑩組織としての基盤の整備	132	22.8%	53	24.0%

①社会的責任の遂行	127	21.9%	48	21.7%
②健康及び安全の管理	219	37.8%	82	37.1%
③職員の資質向上	365	62.9%	140	63.3%

●問3の選択肢5-1：園関係者が関与する評価への関係者の関わり

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 225		件数 = 79	
①自治体の保育・子育て支援担当職員	52	23.1%	24	30.4%
②研究者・学識経験者	23	10.2%	5	6.3%
③保育現場の経験者（元園長など）	55	24.4%	19	24.1%
④他園の保育士等	43	19.1%	5	6.3%
⑤子育て・障害児支援関係専門機関等	25	11.1%	7	8.9%
⑥町内会・自治会関係者	14	6.2%	9	11.4%
⑦民生児童委員	21	9.3%	11	13.9%
⑧法人外部理事・評議員	45	20.0%	23	29.1%
⑨運営委員	47	20.9%	12	15.2%
⑩第三者委員	96	42.7%	12	15.2%

・「園関係者が関与する評価への関係者の関わり」では「④他園の保育士等」「⑩第三者委員」は受審保育園で有意に高く（ $p=0.000 \sim 0.001$ ）、クロス表 21 では、選択肢①について大規模が小規模に比べて12ポイント高かった。なお「①自治体の保育関係者」は公立で高い。また「⑧法人外部理事・評議員」は社会福祉法人で高く「⑨運営委員⑩第三者委員」が株式会社で高いことは、前項と同様の傾向である。

●問3の選択肢5：「園関係者が関与する評価への関係者の関わり」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：35件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
園職員	自園の職員	10
園長等	自園の園長、主任	6
保護者	保護者、保護者会	5
専門職	地域連携推進員、臨床心理士、社労士	3
法人	法人の担当者	3
地域の関係者	小学校教員、見学者、社会福祉協議会	3
外部委員	評価委員（第三者評価）、民間事業者	2
その他	評価していない 他	3

## ●問3の選択肢5－2：園関係者が関与する評価への関係者の関わりの内容

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 257		件数 = 81	
①子どもの最善の利益の考慮	129	50.2%	28	34.6%
②子どもの理解	105	40.9%	19	23.5%
③保育のねらい及び内容	126	49.0%	25	30.9%
④保育の環境の構成	137	53.3%	29	35.8%
⑤保育士等の子どもへの関わり	134	52.1%	25	30.9%
⑥育ちの見通しに基づく保育	105	40.9%	18	22.2%
⑦子どもの家庭との連携と子育て支援	101	39.3%	21	25.9%
⑧地域の保護者等に対する子育て支援	88	34.2%	18	22.2%
⑨地域における連携・交流	91	35.4%	22	27.2%
⑩組織としての基盤の整備	127	49.4%	38	46.9%
⑪社会的責任の遂行	109	42.4%	27	33.3%
⑫健康及び安全管理	102	39.7%	24	29.6%
⑬職員の資質向上	151	58.8%	38	46.9%

## ●問3の選択肢6－1：地域における協議会等の機会への関係者の関わり

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 269		件数 = 106	
①自治体の保育・子育て支援担当職員	121	45.0%	39	36.8%
②研究者・学識経験者	23	8.6%	15	14.2%
③保育現場の経験者（元園長など）	46	17.1%	16	15.1%
④他園の保育士等	75	27.9%	16	15.1%
⑤子育て・障害児支援関係専門機関等	81	30.1%	18	17.0%
⑥町内会・自治会関係者	111	41.3%	52	49.1%
⑦民生児童委員	91	33.8%	40	37.7%
⑧法人外部理事・評議員	20	7.4%	8	7.5%
⑨運営委員	20	7.4%	15	14.2%
⑩第三者委員	26	9.7%	11	10.4%

・「地域における協議会等の機会への関係者の関わり」では「①自治体の保育関係者」「④他園の保育士等」「⑤子育て・障害児支援関係専門機関等」について受審保育所が高かった（ $p=0.002 \sim 0.038$ ）。クロス表 22 では、選択肢①について都内が都外より 10 ポイント高かった。選択肢③については株式会社が公立より 10 ポイント高く、選択肢⑤については公立が株式会社より 13 ポイント高かった。

●問3の選択肢6：「地域における協議会等の機会への関係者の関わり」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：24件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
小学校関係者	小学校教員、校長	12
地域の関係者	医師会、幼稚園、療育センター、近隣乳幼児施設、地域連携推進員、地域の連絡会	6
行政等	児童相談所、社会福祉協議会	4
園長等	自園・他園の園長	3
園職員	自園の職員	2
保護者	保護者	2
その他	機会がなかった 他	2

●問3の選択肢6－2：地域における協議会等の機会への関係者の関わりの内容

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 264		件数 = 102	
①子どもの最善の利益の考慮	73	27.7%	17	16.7%
②子どもの理解	41	15.5%	11	10.8%
③保育のねらい及び内容	33	12.5%	7	6.9%
④保育の環境の構成	44	16.7%	9	8.8%
⑤保育士等の子どもへの関わり	46	17.4%	11	10.8%
⑥育ちの見通しに基づく保育	36	13.6%	10	9.8%
⑦子どもの家庭との連携と子育て支援	77	29.2%	24	23.5%
⑧地域の保護者等に対する子育て支援	121	45.8%	36	35.3%
⑨地域における連携・交流	194	73.5%	79	77.5%
⑩組織としての基盤の整備	48	18.2%	15	14.7%
⑪社会的責任の遂行	92	34.8%	23	22.5%
⑫健康及び安全管理	41	15.5%	9	8.8%
⑬職員の資質向上	43	16.3%	8	7.8%

●問3の選択肢7－1：外部からの訪問による支援への関係者の関わり

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 455		件数 = 180	
①自治体の保育・子育て支援担当職員	183	40.2%	66	36.7%
②研究者・学識経験者	78	17.1%	23	12.8%
③保育現場の経験者（元園長など）	71	15.6%	24	13.3%
④他園の保育士等	36	7.9%	15	8.3%
⑤子育て・障害児支援関係専門機関等	307	67.5%	122	67.8%
⑥町内会・自治会関係者	16	3.5%	6	3.3%
⑦民生児童委員	17	3.7%	7	3.9%
⑧法人外部理事・評議員	10	2.2%	1	0.6%
⑨運営委員	11	2.4%	3	1.7%
⑩第三者委員	28	6.2%	5	2.8%

・「外部からの訪問による支援への関係者の関わり」については「①自治体の保育関係者」「⑤子育て・障害児支援関係専門機関等」の2つが圧倒的に多い。「②研究者・学識経験者」「⑩第三者委員」で受審保育園が有意に多い ( $p=0.038 \sim 0.04$ )。クロス表 23 では、選択肢①について都内が都外より 10 ポイント高く、株式会社が公立より 13 ポイント高かった。選択肢②については、社会福祉法人が 20%、公立が 15%、株式会社が 9%であった。選択肢⑤は、大規模 77%、中規模 67%、小規模 55%、公立 82%、社会福祉法人 63%、株式会社 60% であった。

●問3の選択肢7：「外部からの訪問による支援への関係者の関わり」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：37件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
行政等	警察、消防、子育てコンシェルジュ、教育委員会、保健師、市の巡回指導	12
専門職	医師、外部講師、主任児童委員、障害児支援関係者、子育て支援員、小学校教員、子育て支援員	9
園職員	自園の職員、担当、公立保育園職員	6
地域の関係者	地域連携推進員、農業士、芸術家、職人、地域興し協力隊	3
園長	園長	2
外部講師	美術や体操などの講師、英語教師	2
保護者	地域の保護者	1
その他	分類不能（「30人」「その他」）	2

●問3の選択肢7-2：外部からの訪問による支援への関係者の関わりの内容

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 442		件数 = 178	
①子どもの最善の利益の考慮	155	35.1%	40	22.5%
②子どもの理解	213	48.2%	72	40.4%
③保育のねらい及び内容	127	28.7%	32	18.0%
④保育の環境の構成	204	46.2%	59	33.1%
⑤保育士等の子どもへの関わり	290	65.6%	106	59.6%
⑥育ちの見通しに基づく保育	233	52.7%	82	46.1%
⑦子どもの家庭との連携と子育て支援	203	45.9%	68	38.2%
⑧地域の保護者等に対する子育て支援	70	15.8%	24	13.5%
⑨地域における連携・交流	72	16.3%	18	10.1%
⑩組織としての基盤の整備	52	11.8%	15	8.4%
⑪社会的責任の遂行	50	11.3%	8	4.5%
⑫健康及び安全の管理	72	16.3%	13	7.3%
⑬職員の資質向上	148	33.5%	34	19.1%

●問3の選択肢8－1：調査・研究等への参加、協力への関係者の関わり

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 38		件数 = 75	
①自治体の保育・子育て支援担当職員	73	30.7%	33	44.0%
②研究者・学識経験者	160	67.2%	45	60.0%
③保育現場の経験者（元園長など）	41	17.2%	11	14.7%
④他園の保育士等	40	16.8%	10	13.3%
⑤子育て・障害児支援関係専門機関等	33	13.9%	7	9.3%
⑥町内会・自治会関係者	5	2.1%	1	1.3%
⑦民生児童委員	2	0.8%	0	0.0%
⑧法人外部理事・評議員	6	2.5%	3	4.0%
⑨運営委員	7	2.9%	1	1.3%
⑩第三者委員	18	7.6%	2	2.7%

・「調査・研究等への関係者の関わり」については「②研究者・学識経験者」「⑩第三者委員」で受審保育所が有意に高かった（ $p=0.001 \sim 0.049$ ）。クロス表 24 では、選択肢①については公立が社会福祉法人より 18 ポイント、株式会社より 21 ポイント高かった。選択肢②については、社会福祉法人が公立より 11 ポイント、株式会社より 7 ポイント高かった。選択肢④については、大規模が中規模より 8 ポイント、小規模より 12 ポイント高かった。

●問3の選択肢8：「調査・研究等への参加、協力への関係者の関わり」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：22 件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
学生等	養成学校生、大学生、高校生	6
園職員	自園の職員、保育士	6
園長	園長、主任	4
関係者他	保護者、県保育協会、市社協保育福祉部会職員、卒園児インタビュー	4
その他	行っていない 他	2

●問3の選択肢8－2：調査・研究等への参加、協力への関係者の関わりの内容

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 236		件数 = 73	
①子どもの最善の利益の考慮	91	38.6%	24	32.9%
②子どもの理解	100	42.4%	30	41.1%
③保育のねらい及び内容	93	39.4%	23	31.5%
④保育の環境の構成	118	50.0%	33	45.2%
⑤保育士等の子どもへの関わり	99	41.9%	30	41.1%
⑥育ちの見通しに基づく保育	84	35.6%	21	28.8%
⑦子どもの家庭との連携と子育て支援	72	30.5%	15	20.5%
⑧地域の保護者等に対する子育て支援	58	24.6%	14	19.2%
⑨地域における連携・交流	51	21.6%	13	17.8%
⑩組織としての基盤の整備	47	19.9%	16	21.9%

⑪社会的責任の遂行	63	26.7%	18	24.7%
⑫健康及び安全の管理	59	25.0%	17	23.3%
⑬職員の資質向上	96	40.7%	23	31.5%

●問3の選択肢9-1: その他への関係者の関わり

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 25		件数 = 7	
①自治体の保育・子育て支援担当職員	8	32.0%	2	28.6%
②研究者・学識経験者	5	20.0%	1	14.3%
③保育現場の経験者(元園長など)	7	28.0%	1	14.3%
④他園の保育士等	7	28.0%	2	28.6%
⑤子育て・障害児支援関係専門機関等	5	20.0%	3	42.9%
⑥町内会・自治会関係者	5	20.0%	2	28.6%
⑦民生児童委員	4	16.0%	0	0.0%
⑧法人外部理事・評議員	1	4.0%	0	0.0%
⑨運営委員	5	20.0%	1	14.3%
⑩第三者委員	3	12.0%	0	0.0%

●問3の選択肢9-2: その他への関係者の関わりの内容

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 31		件数 = 7	
①子どもの最善の利益の考慮	10	32.3%	4	57.1%
②子どもの理解	13	41.9%	4	57.1%
③保育のねらい及び内容	8	25.8%	2	28.6%
④保育の環境の構成	12	38.7%	3	42.9%
⑤保育士等の子どもへの関わり	15	48.4%	4	57.1%
⑥育ちの見通しに基づく保育	10	32.3%	4	57.1%
⑦子どもの家庭との連携と子育て支援	6	19.4%	3	42.9%
⑧地域の保護者等に対する子育て支援	3	9.7%	2	28.6%
⑨地域における連携・交流	7	22.6%	2	28.6%
⑩組織としての基盤の整備	6	19.4%	1	14.3%
⑪社会的責任の遂行	7	22.6%	2	28.6%
⑫健康及び安全の管理	7	22.6%	3	42.9%
⑬職員の資質向上	13	41.9%	3	42.9%

●問4. 自己評価の結果、改善を検討し取組んだ内容、あるいは取組めなかった内容があれば具体的な取組の内容を記入してください。(※項目はガイドライン p.38-39 を参照)

※問4については記述式の回答で分量が多いため、別紙で示す。

●問5：貴園では、実施した自己評価の結果をどのように共有、活用していますか。（複数回答可）

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 898		件数 = 407	
1. 職員会議等で自己評価の結果を検討し、園の強み弱みを話しあっている	728	81.1%	292	71.7%
2. 前年度の自己評価を基に研修計画を立てている	441	49.1%	171	42.0%
3. 自己評価結果を元に、職員参画のうえでわかりやすい概要版を作成している	144	16.0%	47	11.5%
4. 保護者に概要版を配布・掲示などして、保護者に意見を求めている	283	31.5%	82	20.1%
5. 地域の関係者に概要版を配布し、意見を求めている	26	2.9%	12	2.9%
6. 自己評価結果を外部講師等に提示し、意見を求めている	43	4.8%	15	3.7%
7. 実施した自己評価を共有することは特にしていない	79	8.8%	65	16.0%
8. その他	53	5.9%	32	7.9%

・「自己評価の結果の共有」については「1. 職員会議で検討」「2. 前年度の自己評価をもとに研修計画」「3. わかりやすい概要版の作成」「4. 保護者に提示し意見を求める」について受審保育所が有意に高く（ $p=0.000 \sim 0.025$ ）、また「7. 自己評価の共有はしていない」は、未受審保育所が有意に高かった（ $p=0.000$ ）。クロス表 25 では、選択肢①について、公立が社会福祉法人より 12 ポイント高く、株式会社よりも 9 ポイント高かった。選択肢④については、株式会社が社会福祉法人より 16 ポイント、公立より 7 ポイント高かった。

●問5：「実施した自己評価の結果をどのように共有、活用しているか」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：85 件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
会議で活用	運営委員会、管理者会議、職員会議、評議員会等での活用	23
内部・外部へ公開	保護者へ公開・配布、会議等で配布、職員回覧・周知	14
内部・外部へ報告	職員間で共有、園長確認、保育課へ報告	12
園長面談等に活用	園長との面談、個人面談、振り返り	12
ホームページでの公開	園のホームページに掲載	10
次年度計画への活用	自己評価を踏まえた次年度計画作成、行事等の参考	4
その他	自己評価が行えていない 他	18

【優れた取り組み】

- ・職員等で共有。父母の会運営協議会で共有。ホームページに開示。
- ・標準的保育を職員全員で話し合い作成した。現在もその保育を参考にしたり、そこに戻って振り返りをしている。

●問6. 自己評価結果の公表方法及び公表内容についてお教えてください。①②③のそれぞれの該当欄の数字に○を付けてください。

■問6の1：①自己評価結果の公表方法

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 944		件数 = 416	
1. 市町村へ報告	238	25.2%	77	18.5%
2. 園だより・通信ツール等に掲載	243	25.7%	95	22.8%
3. 園内の見やすい場に掲示	336	35.6%	95	22.8%
4. 法人・園のホームページに掲載	212	22.5%	52	12.5%
5. 保護者会等の機会に報告・説明	163	17.3%	47	11.3%
6. 地域の保育所や関係者の集まりで報告	61	6.5%	20	4.8%
7. 概要版を作成し関係機関等に配布・配架	20	2.1%	10	2.4%
8. 公表していない	180	19.1%	173	41.6%
①②③に関してその他の取組	37	3.9%	12	2.9%

・「自己評価結果の公表方法」については「1. 市町村へ報告」「3. 園内の見やすい場に掲示」「4. 法人・園のホームページに掲載」「5. 保護者会等の機会に報告・説明」において受審保育所が有意に高く(p=0.000～0.002)、また「8. 公表していない」においては未受審保育所が有意に高かった(p=0.000)。クロス表26では、選択肢1について、都外が都内より10ポイント高く、大規模が中規模より7ポイント、小規模より10ポイント高かった。また、公立は、社会福祉法人より24ポイント、株式会社より27ポイント高かった。選択肢4については、株式会社が社会福祉法人より19ポイント、公立より24ポイント高かった。選択肢5については、都内が都外より10ポイント高かった。

●問6の2：自己評価結果の公表内容・④公表内容は結果だけを公表

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 569		件数 = 186	
1. チェックリストの判定(a, b, c等)のみ公表	182	32.0%	72	38.7%
2. 判定の根拠を文章で説明し公表	207	36.4%	79	42.5%
3. 概要版を作成し公表	181	31.8%	41	22.0%
4. チェックリスト以外の取組を公表	88	15.5%	17	9.1%

・「自己評価結果の公表内容は結果だけを公表」の「3. 概要版を作成し公表」「4. チェックリスト以外の取組を公表」では、受審保育所が有意に高かった(p=0.000)。クロス表27では、選択肢1について、社会福祉法人が公立より19ポイント高かった。選択肢2は、株式会社が社会福祉法人より10ポイント高かった。選択肢4は、公立が株式会社より14ポイント高かった。

●問6の3：自己評価結果の公表内容・㉔公表内容は検討した結果も入れて公表

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数= 434		件数= 143	
1. チェックリストから検討した結果を公表	180	41.5%	72	50.3%
2. 概要版に検討結果も含め公表	150	34.6%	37	25.9%
3. 保護者や関係者の意見も含め公表	147	33.9%	48	33.6%

・「自己評価結果の公表内容は検討した結果も入れて公表」については「2. 概要版に検討結果も含め公表」「3. 保護者や関係者の意見も含め公表」は、受審保育所で有意に高かった (p=0.000 ~ 0.026)。クロス表 28 では、選択肢 1 について、都外が都内より 13 ポイント高かった。選択肢 2 については都内が都外より 11 ポイント高く、公立が株式会社より 11 ポイント高かった。選択肢 3 については、公立、株式会社が社会福祉法人より 11 ポイント高かった。なお、公表内容については、問 6 - 2 「結果のみ公表」が、問 6 - 3 「検討結果も含め公表」よりやや高い傾向にあった。

●問6：「自己評価結果の公表方法及び公表内容」の㉔㉕㉖に関する「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：49 件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
外部公表	福祉・保育関係のナビゲーションサイト、外部機関の HP で公表、地域広報誌掲載	12
公表予定	現在公表していないため今後公表予定	9
公表内容	意見、改善策を記載、アンケート集計結果の記載、公表内容の限定	7
様々な公表方法	集計したものを配布、口頭での説明、行政で公表、ファイルにまとめて公表	6
会議等での公表	理事会・職員会議で公表、運営委員会で公表	6
保護者等への周知	公表されていることを周知	4
その他	公表していない 他	12

【優れた取り組み】

- ・園の保育目標のアンケートの結果と返答を保護者や地域の小学校に公表。
- ・地域向け支援ルームや門の外の掲示板で地域向けに公表。

●問7. 貴園では、保育所の自己評価の効果について、どのように感じているでしょうか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください

■問7の1：保育所の自己評価の効果（1. 保育士等の自己評価を踏まえて行う保育所の自己評価で十分である）

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数= 956		件数= 422	
まあまあ思う	335	35.0%	175	41.5%
どちらともいえない	373	39.0%	196	46.4%
あまりそう思わない	248	25.9%	51	12.1%

・「1. 保育士等の自己評価を踏まえて行う保育所の自己評価で十分である」については、受審保育所・

未受審保育所とも「まあまあそう思う」は各4割程度であった。「まあまあそう思う」と答えた割合は未受審保育所のほうが高く、受審保育所では「あまりそう思わない」と答えた割合が高かった(p=0.000)。クロス表29では、大きな差異はなかった。

●問7の2：保育所の自己評価の効果（2. 自己評価と保護者の視点を組み合わせることで効果を感じている）

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 954		件数 = 410	
まあまあそう思う	654	68.6%	223	54.4%
どちらともいえない	265	27.8%	165	40.2%
あまりそう思わない	35	3.7%	22	5.4%

・「2. 自己評価と保護者の視点を組み合わせることで効果を感じている」については、受審保育所・未受審保育所とも「まあまあそう思う」が高かった。受審保育所は「まあまあそう思う」の回答の割合が高く、未受審保育所では「どちらともいえない」「あまりそう思わない」の割合が高かった(p=0.000)。クロス表30では、大きな差異はなかった。

●問7の3：保育所の自己評価の効果（3. 自己評価と外部の多様な視点を組み合わせることで効果を感じている）

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 940		件数 = 398	
まあまあそう思う	568	60.4%	145	36.4%
どちらともいえない	331	35.2%	228	57.3%
あまりそう思わない	41	4.4%	25	6.3%

・「3. 自己評価と外部の多様な視点を組み合わせることで効果を感じている」については、受審保育所と未受審保育所では大きな差異があった。受審保育所では「まあまあそう思う」の割合が高く、未受審保育所は「どちらともいえない」の割合が高かった(p=0.000)。クロス表31では、都内で「まあまあそう思う」と答えた割合は63%で、都外より14ポイント高かった。

●問7の4：保育所の自己評価の効果（4. 自己評価は義務なので実施しているが効果はあまり感じられない）

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 = 928		件数 = 406	
まあまあそう思う	74	8.0%	27	6.7%
どちらともいえない	341	36.7%	196	48.3%
あまりそう思わない	513	55.3%	183	45.1%

・「4. 自己評価は義務なので実施しているが効果はあまり感じられない」については、受審保育所・未受審保育所とも「まあまあそう思う」と答えた割合は1割以下と少なかった。受審保育所では「あまりそう思わない」と答えた割合が高く、未受審保育所は「どちらともいえない」の割合が高かった

( $p=0.000$ )。クロス表 32 では「あまりそう思わない」について、公立は 63%であった。これは社会福祉法人より 19 ポイント、株式会社より 10 ポイント高かった。

●問 7 の 5：「保育所の自己評価の効果」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：35 件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
活用できていない	職員の理解不足、活用方法がわからない、個人差が大きい	9
今後の活用	今後活用・実施していく	7
効果を感じる	理念の共有、職員の自覚、保護者の理解、振り返りの機会	6
その他の取組	保護者の厳しい意見の対応、第三者評価を実施	4
その他	時間が見つからない、よくわからない 他	9

●問 8. 自己評価を行うにあたって、困難と思われる事項に○を付けてください。（複数回答可）

選択肢	受審保育所		未受審保育所	
	件数 =924		件数 =410	
1. 保育士の業務負担が増える	487	52.7%	185	45.1%
2. 職員全員で検討する時間が取れない	712	77.1%	293	71.5%
3. 自己評価の活用方法が難しいと感じている	311	33.7%	178	43.4%
4. 自己評価することの意義を見出せない	28	3.0%	15	3.7%
5. その他	60	6.5%	62	15.1%

・「自己評価を行うにあたって、困難と思われる事項」については「時間が取れない」の回答が最も多く、7割を上回っている。「保育士の業務負担が増える」「時間が取れない」は受審保育所で有意に高い ( $p=0.002 \sim 0.003$ )。「活用方法が難しい」は、未受審保育所で有意に多くなっている ( $p=0.006$ )。クロス表 33 では、大きな差異はなかった。

●問 8：「自己評価を行うにあたって、困難と思われる事項」の「その他」の回答

■「その他」の内訳（受審・未受審保育所とも）：87 件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
職員等	職員の理解不足、悪い結果によるモチベーション低下、個人差	28
困難に思わない	困難に思わない、気付きに繋がる、共有の機会となる	24
アンケート内容	内容・回答が難しい、業務の負担	15
時間の確保	時間がとれない、業務の負担	13
その他	活用できていない、金銭的に厳しい 他	

●問 9. その他、保育士の自己評価、保育所の自己評価、多様な視点を取り入れる仕組みに関して、ご意見があれば記入してください。（自由記述）

※問 9 については記述式の回答で分量が多いため、別紙で示す

### < 受審保育所 > ※「問 10」以降の調査結果

●問 10. 直近の第三者評価を受審した動機はどのような理由からでしょうか。あてはまる項目のうち、特に重視している項目を、下記の枠の中に第1位から第3位まで該当の数字を記入してください。

選択肢	第1位 計= 960		第2位 計= 925		第3位 計= 904	
	件数	%	件数	%	件数	%
1. サービスの更なる向上につなげたいため	245	25.5%	146	15.8%	114	12.6%
2. 園全体を総チェックして、現状を把握したいため	143	14.9%	172	18.6%	119	13.2%
3. 改善のヒント（気づき）を得たいため	74	7.7%	186	20.1%	183	20.2%
4. 園の強み・弱みを明確にしたいため	70	7.3%	112	12.1%	111	12.3%
5. 評価結果を広く公表して園の透明性を高めたいため	38	4.0%	83	9.0%	71	7.9%
6. 保護者の意向を把握したいため	14	1.5%	62	6.7%	83	9.2%
7. 職員の意向を把握したいため	2	0.2%	17	1.8%	34	3.8%
8. 第三者評価が努力義務となっているため	157	16.4%	55	5.9%	80	8.8%
9. 法人の基本方針に第三者評価受審が位置づけられているため	127	13.2%	21	2.3%	49	5.4%
10. 行政の補助金の対象となるため	23	2.4%	38	4.1%	20	2.2%
11. 市町村の審査基準の対象となるため	37	3.9%	22	2.4%	26	2.9%
12. 民営化の要件であるため	15	1.6%	6	0.6%	6	0.7%
13. 予算の弾力運用のため	1	0.1%	2	0.2%	5	0.6%
14. その他	14	1.5%	3	0.3%	3	0.3%

・受審動機の第1位で最も多く選択されたのは「1. サービスの更なる向上につなげたいため」であった。以下「8. 第三者評価が努力義務となっているため」「9. 法人の基本方針に第三者評価受審が位置づけられているため」と続く。しかし、第2位、第3位では「3. 改善のヒント（気づき）を得たいため」「2. 園全体を総チェックして、現状を把握したいため」という選択肢も多く選ばれている。クロス表 34（第1位）、表 35（第2位）、表 36（第3位）では、大きな差異はなかった。

### ●受審保育所の問 10：「直近の第三者評価を受審した動機」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：19件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
受審が決まっている	公立のため順に受審、新園のため、創立条件	12
法人方針	本社からの指示	3
意識の向上	保育の振り返り、今後の方向性のため	2
補助金	サービス推進費の支給要件となっているため	1
その他	過去経緯が不明	1

●問 11. 直近の第三者評価を受審して、質の向上に関する成果は得られましたか。

選択肢	受審保育所	
	件数 = 886	
1. かなり成果を得られた	112	12.6%
2. ある程度成果を得られた	589	66.5%
3. 何ともいえない	145	16.4%
4. あまり成果を得られなかった	17	1.9%
5. まったく成果を得られなかった	6	0.7%
6. その他	17	1.9%

・「受審による質の向上に関する成果」については「かなり・ある程度成果を得られた」が 79.1%であった。一方で「あまり・まったく成果を得られなかった」は 2.6% あった。クロス表 37 では「あまり・まったく成果を得られなかった」と回答した社会福祉法人が 13 件あり、株式会社の 5 件、公立の 3 件と比べて多かった。

●受審保育所の問 11：「直直近の第三者評価を受審して、質の向上に関する成果は得られたか」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：13 件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
不明	結果待ちのため不明、人事異動で不明	10
効果あり	直近にいた職員はあまりないが、今年度受審。効果は感じている	1
その他	保護者や職員の率直な意見は参考になるが、受審したことが質の向上になるかといったら別問題	2

●問 12. 問 11 で「かなり成果を得られた」「ある程度成果を得られた」と答えた方にお聞きします。その理由に○を付けてください。(複数回答可)

選択肢	受審保育所	
	件数 = 767	
1. 評価結果は、園側が気づかなかった課題をあぶりだしてくれた	347	45.2%
2. 評価結果は、園側も気づいてはいたけど取組んでいなかった課題をあぶりだしてくれた	317	41.3%
3. 評価結果で園の特徴や強みを再認識し、運営上の励みになった	496	64.7%
4. 評価結果により、保護者・子ども・地域の新しいニーズが把握できた	219	28.6%
5. 評価結果により、保護者・子どものサービスに対する要望・苦情が把握できた	293	38.2%
6. その他	23	3.0%

・「かなり・ある程度成果を得られた理由」では「園の特徴や強みを再認識し、運営上の励みになった」の選択肢が最も多かったが、他の選択肢もまんべんなく選ばれている。クロス表 38 にまとめているが、選択肢が比較対象になる内容ではないため、特に差異は見られない。

●受審保育所の問12：「問11で『かなり成果を得られた』、『ある程度成果を得られた』と答えた理由」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：20件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
意識の向上	職員の意識の向上に繋がった、意識の統一、資質向上、方向性の明確化	10
理解を深めた	具体的な提案、アドバイス、取り組み方法、成果への評価	6
気づきのきっかけ	マネジメントの重要性、記録の大切さ、人的・設備環境	4
その他	着任間もなく自園を知ることができた	1

●問13. 問11で「何ともいえない」、「あまり成果を得られなかった」、「まったく成果を得られなかった」と答えた方にお聞きます。その理由に○を付けてください。（複数回答可）

選択肢	受審保育所	
	件数 = 114	
1. 評価結果では、園の具体的課題を読み取ることができなかった	51	44.7%
2. 評価結果は、保育サービスの内容の理解が足りないものだった	26	22.8%
3. 評価結果は、あまり園側の努力を読み取っていないものだった	26	22.8%
4. 評価結果は、指摘ばかりが多く園の意欲を削ぐものだった	18	15.8%
5. 評価結果では、保護者の意向が読み取れなかった	14	12.3%
6. 評価結果では、職員の意向が読み取れなかった	16	14.0%
7. その他	74	64.9%

・「何ともいえない、あまり・まったく成果を得られなかった理由」については「評価結果では、園の具体的課題を読み取ることができなかった」を選択した回答が最も多かった。また、総件数の割合としては低い「保育サービスの内容の理解が足りない」や、他の選択肢もまんべんなく選ばれている。クロス表39にまとめているが、総件数が少ないので、特に差異は見られない。

●受審保育所の問13：「問11で『何ともいえない』、『あまり成果を得られなかった』、『まったく成果を得られなかった』と答えた理由」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：70件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
園長・職員の異動	異動による理解不足、評価時から変化	23
評価内容等	回答率が低かった、意欲を削ぐ内容があった、把握している課題と変わらなかった	16
負担の大きさ	取り組む余裕がない	7
コロナ禍	コロナ禍のため取り組めなかった	5
保護者との関係	厳しい意見により意欲が削がれた	4
未実施	取り組みに至っていない	3
法人との関係	法人と園の意識の違い	3
その他	長続きしなかった、わからなかった、他	9

●問 14. 第三者評価の報告書を分析・検討した結果、改善を検討し取組んだ内容、あるいは取組めなかった内容があれば具体的な取組の内容を記入してください。

※問 14 については記述式の回答で分量が多いため、別紙で示す

●問 15. 第三者評価の評価項目に関してのご意見をお聞かせください。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

選択肢	そう思う		どちらともいえない		そう思わない		件数
	件数	%	件数	%	件数	%	
1. 管理・マネジメントに関する項目が多く、改めてマネジメントの重要性を認識した	606	66.4%	265	29.1%	41	4.5%	912
2. 管理・マネジメントに関する項目が多く、サービスの質の評価として違和感を感じた	88	9.6%	487	54.0%	327	36.3%	902
3. マニュアルの確認が多く、取り組んでいなかった事項を認識した	386	42.3%	374	41.3%	146	16.1%	906
4. マニュアルの確認が多く、実際のサービスの評価という面で不満が残った	74	8.1%	460	51.0%	368	40.8%	902
5. 具体的なサービスを聞く「内容評価基準」が、サービスの振り返りに役立った	585	64.1%	282	31.1%	39	4.3%	906
6. 具体的なサービスを聞く「内容評価基準」が、保育実践として物足りなかった	64	7.0%	475	53.6%	348	39.2%	887
7. その他	4	0.4%	4	17.4%	15	65.2%	23

・選択肢の「1. マネジメントの重要性を認識した」「5. 内容評価基準がサービスの振り返りに役立った」では「そう思う」の回答が多かった。一方で「2. サービスの質の評価として違和感を感じた」「4. 実際のサービスの評価という面で不満が残った」「6. 内容評価基準が、保育実践として物足りなかった」の選択肢については「そう思う」の回答が少なかった。項目ごとに、クロス表 40～46 を作成したが、大きな差異はなかった。

●受審保育所の問 15：「第三者評価の評価項目に関しての意見」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：15 件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
わかりにくい	質問がわかりにくい、内容が難しい、抽象的	4
内容の改善	現場の状況を基に改善してほしい、違和感を感じる、前向きな意見が出しやすい項目	4
類似の項目	類似する項目がある、項目が多い	2
適切である	適切な項目	1
その他	園長が異動し不明、評価年度に在籍していない、コロナ禍で評価しにくい、アドバイスがなかった 他	5

●問 16. 保育所の自己評価と第三者評価の活用に関する関係性についてお聞きします。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

選択肢	そう思う		どちらともいえない		そう思わない		件数
	件数	%	件数	%	件数	%	
1. それぞれに新たな気づきがあり、現状や課題を把握する上で補いあっている	675	73.1%	224	24.3%	24	2.6%	923
2. 結果を全体的に確認することで、園としての強み、弱みを捉えられる	765	82.4%	140	15.1%	23	2.5%	928
3. 園が実施する保護者調査と第三者評価で実施する保護者調査では結果に違いがあり、園の調査だけでは得られない参考となる意見が得られる	454	49.6%	370	40.4%	92	10.0%	916
4. 自己評価では特に改善につながらなかった事項が、第三者評価によって改善へとつながった	318	34.6%	523	57.0%	77	8.4%	918
5. それぞれ行ってきたが、これまで特に相互の関連を気にしたことはない	117	12.9%	460	50.7%	331	36.5%	908
6. それぞれの結果を相互に活かしたいが、その方法が難しくまだ実現できていない	211	23.2%	475	52.3%	223	24.5%	909
7. その他	1	16.7%	4	66.7%	1	16.7%	6

・ 選択肢の「それぞれに新たな気づきがあり補いあっている」「園としての強み、弱みを捉えられる」では「そう思う」の回答が7～8割と多かった。一方「特に相互の関連を気にしたことはない」という選択肢で「そう思わない」が多かった。項目ごとにクロス表 47～53 を作成したが、選択肢 6（表 52）について、公立では「そう思わない」が35%と、社会福祉法人の21%、株式会社の20%と比べて高かったくらいで、他にはあまり差異がなかった。

●受審保育所の問 16：「保育所の自己評価と第三者評価の活用に関する関係性」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：9件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
活用したい	活用したい、時間が経つと意欲低下、取り組みのきっかけとしたい	3
その他	園長の異動、受審がはじめてでわからない、振り返る時間がない 他	6

●問 17. 第三者評価と行政による指導監査の活用に関する関係性についてお聞きします。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

選択肢	そう思う		どちらともいえない		そう思わない		件数
	件数	%	件数	%	件数	%	
1. それぞれに園として改善すべき点や今後取り組むべき点を明確にする上で補いあっている	430	46.4%	433	46.7%	64	6.9%	927
2. 行政による指導監査と第三者評価では結果に違いがあり、指導監査では得られない参考となる意見が得られる	377	40.9%	459	49.8%	85	9.2%	921

3. 行政による指導監査のみでは問題なしとして特に改善につながらなかった事項が、第三者評価によって改善へとつながった	243	26.5%	555	60.5%	119	13.0%	917
4. それぞれ行ってきたが、これまで特に相互の関連を気にしたことはない	160	17.7%	421	46.6%	322	35.7%	903
5. その他	1	16.7%	4	66.7%	1	16.7%	6

・この設問では「どちらともいえない」が全選択肢のなかで最も多く、回答が難しかったのかもしれない。内容については、問18の自由記載を参照いただきたいが「監査と第三者評価では違う役割があり、両方とも役に立っている」「それぞれに新たな気づきがあり、補いあっている」という意見が多かった。項目ごとにクロス表54～57を作成したが、大きな差異はなかった。

●受審保育所の問17：「第三者評価と行政による指導監査の活用との関係性」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：18件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
改善につながる	第三者評価では保育の内容・行政による指導監査は運営を主に見ていくなど分けて捉えると園としてはよい	3
不明	監査がない、未受審、園長の異動	8
その他	考えの違いに迷う、資料作成に時間がかかる、評価機関のバラツキ 他	7

●問18. 問17の選択肢1～3のうち「そう思う」に○を付けた園にお聞きします。具体的な内容を記入してください。

※466件の回答があったため、主な項目のみ記載する（複数ジャンルの記載があるため、総計は一致しない）

キーワード	主な内容	件数
監査・評価とも有効・効果的	監査・評価の相互作用がある、監査・評価とも気づき・見直すきっかけ、監査・評価とも課題を明確化、両方で多面的にとらえられる	281
双方の役割がある	どちらも必要と考える、双方の役割がある、双方もパーフェクトではない、視点・内容が違う	62
第三者評価は改善につながる	改善につながる、改善できた 等	54
感想	監査は書面を見るだけ、評価はサービス内容を聞く、監査も評価も似たことを聞く、評価の方が手間がかかる	31
否定・不満	監査・評価に疑問、改善につながらない	6
その他	書式、職員への質問、地域交流、監査を受けていない 他	32

※なお、問18の記述式の回答については分量が多いため、別紙で示す

●問19. その他、第三者評価に関してご意見があれば記入してください。（自由記述）

※問19については記述式の回答で分量が多いため、別紙で示す

< 未受審保育所 > ※「問 10」以降の調査結果

●問 10. 保育所保育指針解説では第三者評価も自己評価に有効であることが示唆されていますが、保育所の第三者評価の受審が進まないことが課題となっています。その理由として感じていることを、それぞれの項目の当てはまる欄に○を付けてください。

選択肢	まあまあそう思う		どちらともいえない		あまりそう思わない		件数
	件数	%	件数	%	件数	%	
1. 受審は努力義務であり、必須ではないから	190	44.8%	186	43.9%	48	11.3%	424
2. 第三者評価そのものの有効性が見えないから	93	21.9%	243	57.3%	88	20.8%	424
3. 自己評価をしているのでそれで充分であるから	121	28.5%	209	49.3%	94	22.2%	424
4. 行政による指導監査との違いが不明であるから	117	28.1%	218	52.3%	82	19.7%	417
5. 受審する制度上のインセンティブがないから	82	20.1%	262	64.2%	64	15.7%	408
6. 評価費用が高いから	181	43.0%	172	40.9%	68	16.2%	421
7. 評価機関・評価調査者の質が信頼できないから	45	10.8%	225	54.2%	145	34.9%	415
8. 受審のための準備作業が大変であるから	231	54.5%	158	37.3%	35	8.3%	424
9. 第三者評価が市民・保護者に知られていないから	90	21.8%	236	57.1%	87	21.1%	413
10. abc と評価されることが保育になじまないから	136	34.0%	208	52.0%	56	14.0%	400
11. その他	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%	4

・未受審保育所に受審が進まない理由について尋ねると「受審のための準備作業が大変であるから」がトップで、次いで「受審は努力義務であり、必須ではないから」「評価費用が高いから」「abc と評価されることが保育になじまないから」と続いた。

・項目ごとにクロス表 58～68 を作成したところ、選択肢 1（表 58）の「まあまあそう思う」は、社会福祉法人が 49%（100 件）で、公立の 42%（65 件）、株式会社の 32%（11 件）に比べて差があった。

・選択肢 2（表 59）の「まあまあそう思う」は、都外が 23%（92 件）で、都内 4%（1 件）と比べて差があった。中規模も 28%（37 件）と、小規模の 24%（33 件）、大規模の 16%（23 件）と比べて差があり、株式会社についても 32%（11 件）で、公立の 10%（16 件）、社福法人の 27%（55 件）と比べて差があった。

・選択肢 3（表 60）の「まあまあそう思う」については、都外が 30%（120 件）と都内の 4%（1 件）と比べ差があった。

・選択肢 4（表 61）の「まあまあそう思う」は、都外が 29%（113 件）で都内の 17%（4 件）と比べて差があり、株式会社は 41%（14 件）で公立の 23%（35 件）、社会福祉法人の 27%（534 件）と比べて差があった。

・選択肢 5（表 62）の「あまりそう思わない」については、都内が 42%（10 件）であり、都外の 14%（53 件）と比べて差があった。

・選択肢 6 (表 63) の「まあまあそう思う」は、都外が 44% (176 件) と都内 21% (5 件) と比べて差があり、株式会社も 46% (6 件) で公立の 26% (40 件)、社会福祉法人の 55% (111 件) と比べて差があった。

・選択肢 7 (表 64) の「まあまあそう思う」は、株式会社が 18% (6 件) で、公立の 5% (7 件) と比べて差があった。

・選択肢 8 (表 65) の「まあまあそう思う」は、社会福祉法人が 63% (128 件) で、公立の 42% (176 件) と比べて差があった。

・選択肢 9 (表 66) の「まあまあそう思う」は、株式会社が 39% (13 件) と、社会福祉法人の 20% (39 件) に比べ差があった。

・選択肢 10 (表 67) の「まあまあそう思う」については、小規模が 40% (53 件) であり、大規模の 27% (38 件) と比べて差があった。また、株式会社も 63% (20 件) で、法人の 36% (69 件)、公立の 27% (36 件) と比べて差があった。

●未受審保育所の問 10：「保育所の第三者評価の受審が進まない理由」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：18 件の記載があった。

キーワード	主な内容	件数
準備が大変・項目が多すぎる	時間が取れない、評価項目が多すぎる 等	5
評価機関が信頼できない	評価機関が数年同一で質に疑問、改善のプロセスに入っていない、受審から結果まで時間がかかりすぎる	3
評価結果に落胆	評価結果に職員のモチベーションが下がる、ランク付けされることは働くものを傷つける	2
保育の理解に疑問	園が意図している育ちへの考え方が理解してもらえない状況を見たので、「非認知能力」や「育みたい 10 の力」など評価対象となっているか	2
その他	自己評価できていない、行政の推奨がない、公立なので、コロナ禍で保護者説明ができない、順番に受審予定 他	6

●問 11. 貴園として、第三者評価の受審を検討する上で評価機関等について課題と感じていることがあれば、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

選択肢	まあまあそう思う		どちらともいえない		あまりそう思わない		件数
	件数	%	件数	%	件数	%	
1. 県内で保育の評価機関が少ない	93	22.9%	266	65.4%	48	11.8%	407
2. 保育を専門的に評価する評価者が少ない	100	24.7%	254	62.7%	51	12.6%	405
3. 県外の評価機関が評価できるようにしてほしい	22	5.5%	267	67.3%	108	27.2%	397
4. 他園の評価結果の妥当性に疑問を感じる	35	8.8%	293	73.6%	70	17.6%	398
5. 他園の評価結果をみても質の改善のヒントが得られるか疑問である	41	10.3%	270	68.0%	86	21.7%	397
6. その他	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	2

・「評価機関等についての課題」では、どの選択肢でも「どちらともいえない」が圧倒的に多く、回答しづらい設問であったと思われる。ただし、選択肢1～2について、それぞれ2割強が「まあまあそう思う」と回答し、評価機関の課題があることがうかがわれる。

・項目ごとにクロス表 69～74 を作成したが、選択肢1（表 69）の「まあまあそう思う」は、都外が24%（92件）で都内の4%（1件）と比べて差があり、大規模も30%（44件）と小規模の18%（23件）と比べて差があった。さらに、社会福祉法人の28%（56件）についても、株式会社の13%（4件）と比べて差がある結果であった。選択肢2（表 70）の「まあまあそう思う」については、都外が26%（99件）で都内の4%（1件）に比べて差があった。選択肢3（表 71）の「あまりそう思わない」は、都内が42%（10件）と都外の26%（98件）に比べて差があった。選択肢4（表 72）の「あまりそう思わない」は、都内が39%（9件）と都外の16%（61件）に比べて差があった。選択肢5（表 73）の「あまりそう思わない」は、都内が50%（12件）で都外の20%（74件）に比べて差があった。

●問 12. 貴園では、今後、第三者評価に取り組む予定がありますか。

選択肢	未受審保育所	
	件数=445	
1. 今年または来年に受審する予定である	42	9.4%
2. 今後5年以内に受審することを検討している	86	19.3%
3. 受審する予定は無い	249	56.0%
4. その他	68	15.3%

・「今後第三者評価に取り組む予定」については「受審する予定がない」と答えた保育所が56%を占めた。「今年から5年以内の受審」を考えている保育所は28.7%に留まった。クロス表 75 では「今年または来年に受審予定」は都内で64%（16件）と都外の6%（26件）を大いに上回っていた。また、株式会社が29%（10件）で、社会福祉法人の9%（20件）、公立の4%（7件）を大きく上回っている。

●未受審保育所の問 12：「今後、第三者評価を受審する予定」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：60件の記載があった

キーワード	主な内容	件数
公立のため不明	公立なので回答できない、市の方針に委任	17
まだわからない	受審したいがまだできていない、まだそのレベルに達していない、義務化等による	14
不明	今はわからない、本部による	14
予定している	受審予定である、検討中	12
その他	補助金の有無によって、希望しているが本部が動かない	3

●問 13. 第三者評価を受審することとした場合、どのような方法を期待しますか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

選択肢	まあまあそう思う		どちらともいえない		あまりそう思わない		件数
	件数	%	件数	%	件数	%	
1. 運営管理を熟知している評価者に評価してほしい	283	67.7%	116	27.8%	19	4.5%	418
2. 保育実践を熟知している評価者に評価してほしい	356	84.0%	62	14.6%	6	1.4%	424
3. 保護者調査を行ってほしい	110	26.5%	239	57.6%	66	15.9%	415
4. 保育現場をよく観察してほしい	293	69.6%	117	27.8%	11	2.6%	421
5. 事前準備にあまり労力を割かないようにしてほしい	307	73.3%	104	24.8%	8	1.9%	419
6. 訪問調査では時間をかけて丁寧に調査してほしい	91	22.0%	274	66.2%	49	11.8%	414
7. 訪問調査は短時間で終わらせてほしい	175	42.8%	198	48.4%	36	8.8%	409
8. その他	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2

・「第三者評価の方法の期待」では「運営管理を熟知している評価者」「保育実践を熟知している評価者」「保育現場をよく観察」「事前準備に労力を割かない」について「まあまあそう思う」を選んだ保育所が多かった。また「訪問調査は短時間で終わらせてほしい」について42.8%が「まあまあそう思う」を選び、さらに「時間をかけて丁寧に調査してほしい」で「まあまあそう思う」を選んでいる保育所は22.0%であることから、保育所側のニーズに違いがあることがわかる。

・項目ごとにクロス表76～83を作成したが、選択肢3（表78）の「まあまあそう思う」について、都内は57%（13件）で都外の25%（97件）と比べて差があり、株式会社が41%（12件）と社会福祉法人の27%（54件）、公立の23%（36件）と比べて差があった。選択肢5（表80）の「まあまあそう思う」について、都外が74%（293件）と都内の58%（14件）に比べて差があった。選択肢6（表81）の「まあまあそう思う」では社会福祉法人が27%（54件）と、株式会社の20%（6件）、公立の15%（24件）と比べて差があった。選択肢7（表82）の「まあまあそう思う」について、株式会社が59%（19件）と社会福祉法人の43%（82件）、公立の41%（63件）に比べて差があった。

●受審保育所の問13：「第三者評価を受審することとした場合、どのような方法を期待するか」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：3件の記載があった。以下に全件を記載する

- ・子どもと向き合う時間を減らしたくない。園に任せてほしい。
- ・人員不足のなか、行うことが難しい。
- ・通常の業務に支障のないよう抜本的に項目等の検討をしていただきたい。

●問 14. 第三者評価を受審することとした場合、どのようなフィードバックを期待しますか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

選択肢	まあまあそう思う		どちらともいえない		あまりそう思わない		件数
	件数	%	件数	%	件数	%	
1. a b c の根拠を明確に示してほしい	265	65.0%	124	30.4%	19	4.7%	408
2. 具体的な改善提案をしてほしい	345	81.0%	74	17.4%	7	1.6%	426
3. ガイドラインによる自己評価との差異を分析してほしい	173	42.1%	213	51.8%	25	6.1%	411
4. 保護者アンケート結果を分析して提示してほしい	164	39.7%	196	47.5%	53	12.8%	413
5. 他園の優れた取り組みの情報がほしい	290	68.9%	110	26.1%	21	5.0%	421
6. 職員へ評価結果報告会を開催してほしい	157	37.8%	203	48.9%	55	13.3%	415
7. 保護者へ評価結果報告会を開催してほしい	40	9.8%	259	63.3%	110	26.9%	409

・「第三者評価のフィードバックの期待」については「具体的な改善提案をしてほしい」「他園の優れた取り組みの情報がほしい」「a b c の根拠を明確に示してほしい」の項目で「まあまあそう思う」を選んだ保育所が多く、いずれも6割以上であった。「保護者へ評価結果報告会を開催してほしい」については「あまりそう思わない」と答えた保育所が3割弱あった。

・項目ごとにクロス表 84～90 を作成したが、選択肢 2（表 85）の「まあまあそう思う」については都外が 82%（328 件）と都内の 71%（17 件）と比べて差があり、公立が 87%（136 件）と、社会福祉法人の 80%（165 件）、株式会社の 66%（21 件）と比べて差があった。選択肢 4（表 87）の「まあまあそう思う」は都内が 67%（16 件）で都外の 38%（148 件）と比べて差があった。選択肢 5（表 88）の「まあまあそう思う」では、大規模が 74%（108 件）で中規模の 60%（77 件）と比べて差があった。選択肢 6（表 89）の「まあまあそう思う」は都内が 50%（12 件）と都外の 37%（145 件）と比べて差があった。選択肢 7（表 90）の「まあまあそう思う」については、都内が 21%（5 件）であり、都外の 9%（35 件）と比べて差があった。

●未受審保育所の問 14：「第三者評価を受審することとした場合、どのようなフィードバックを期待するか」の「その他」の回答

■「その他」の内訳：1 件の記載があった。以下に記載する

・低予算、低賃金で日々頑張っている保育の現場を評価づけされることよりも、看護業務と同様に頑張っている保育・福祉業務をアピールしてくれることを望む。

●問 15. その他、第三者評価に関してご意見があれば聞かせてください。（自由記述）

※問 15 については記述式の回答で分量が多いため、別紙で示す



# 第3章 ヒアリング調査結果

## 1 ヒアリング調査の概要

次の通り、3種類のヒアリング調査を実施した。

- ① 自治体（市）に対するヒアリング調査（標本6カ所）
- ② 評価機関に対するヒアリング調査（標本11カ所）
- ③ 保育所に対するヒアリング調査（標本25カ所）

## 2 自治体（市）に対するヒアリング調査結果

### 1) ヒアリング調査対象（市）の選出方法

① 指定都市・中核市を対象とするアンケート調査の「設問11」で「ヒアリングに協力いただけるか」を尋ね、そのうち「1. ヒアリングに協力できる」の回答が得られた4市に連絡し、うち3市からヒアリング調査への協力を得た。

② 指定都市・中核市を対象とするアンケート調査の「設問11」で「ヒアリングに協力いただけるか」を尋ね、そのうち「2. 何とも言えない」と回答した11市に連絡し、うち1市からヒアリング調査への協力が得られた。

③ 都道府県を対象とするアンケート調査の「設問11」で「貴都道府県内の市町村で、保育所のサービスの質の向上に関し、積極的な支援を行っている市町村を紹介してほしい」と依頼したところ、2つの県からそれぞれ1市の紹介を受け、その市に連絡したところ、2市とも「ヒアリング調査に協力できる」との回答が得られた。

以上、総計6市から、今回のヒアリング調査への協力が得られた。なお、以下において市の名称は仮名として取り扱うこととする。

## 2) ヒアリング調査期間

調査期間：2023〔令和5〕年1月12日～2月13日

## 3) ヒアリング調査結果

●問1. 貴市町村では保育所の自己評価の実施についてどのような指導・支援を実施していますか。（複数回答可）

選択肢	A 市	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市
1. 園長等を集めた会議等で自己評価を行うよう促している	○					
2. 一般指導監査等において自己評価の実施をチェックし、未実施の園には指導している	○	○	○	○	○	○
3. 市町村の担当部署に自己評価を提出させている						
4. 市町村独自の自己評価チェックリストを作成し、提供している						
5. 市町村または市レベルの社協や保育関係団体が、自己評価も含めた研修会を開催している	○			○		
6. 保育関係専門職（元園長や研究者など）が保育所を巡回指導する仕組みを設けている	○	○	○			
7. 特に支援は実施していない						

### 【ヒアリング内容】

#### 選択肢1

・市として公立保育園の「園長会議」を年3回行っている。また、複数の地区ごとに、毎月やっている。

#### 選択肢2

・公立、私立とも、国のガイドラインで自己評価を行うよう指導している。市として自己評価シートは作成していない。

#### 選択肢3

・自己評価票の提出は任意である。

#### 選択肢4

・市では作成していないが、自園なりのチェックリストを作っているところもある。他の自治体などのチェックリストを参考にしているようである。また、全国保育士会のチェックリストを使用しているところも多い。

#### 選択肢5

・保育士の研修会は、市の主催で年間何回かやっている。市の保育担当者が公立施設で自己評価の研修を行い、保育関係団体から依頼を受け、講師として自己評価の研修会も受け持っている。

・保育関係団体があり、さまざまな研修会を実施している。保育士は、研修の機会には恵まれていると思う。

・市の主催で、園長対象、主任対象などの研修会を毎年開催している。そのなかで、自己評価についても触れている。

・地域に複数の保育関係団体があり、活発に活動している。

**選択肢 6**

・市の保育指導担当者が、公立も民間も回ってアドバイスしている。市の保育指導担当者は、本庁と各行政区に配置している。園長経験者などが多い。

・元公立の園長を再任用して係に配属し、小規模の民間園を巡回して相談ごとに対応している。保育士の自己評価なども支援している。他にも、保育所から相談が寄せられたときに訪問し、保育の相談に乗ることもある。

**その他**

・担当ごとに部署が分かれ、給付や事務の監査などをしている課と、公立保育園を支援する課がある。後者の課が公立保育園の自己評価等について保育園を指導している。民間保育施設については、監査担当課が実施の指導をしている。

・選択肢すべてにおいて、自己評価に関する支援は特に実施していない。

●問2. 保育所の自己評価においては「地域住民等の意見を聴くことが望ましい（保育指針）」とされていますが、貴市町村管内の保育所ではどのような関係者から意見や要望等を聴いていることが多いと思われますか。

項目	A市	B市	C市	D市	E市	F市
1. 自治体の保育・子育て支援担当職員	A	B	B	B	E	A
2. 研究者・学識経験者	C	C	C	E	E	A
3. 保育現場の経験者（元園長など）	A	D	B	B	E	A
4. 他園の保育士等	B	C	C	D	E	A
5. 子育て・障害児支援関係専門機関等	B	B	C	B	E	A
6. 町内会・自治会関係者	D	C	C	D	E	D
7. 民生児童委員	D	C	C	C	E	D
8. 法人外部理事・評議員	B	B	B	D	E	E
9. 運営委員	C	C	C	D	E	E
10. 第三者委員	D	C	C	C	E	D

(A：結構聴いている、B：まあまあ聴いている、C：どちらともいえない、D：あまり聴くことはない、E：ほとんど聴くことはない)

**【ヒアリング内容】**

**選択肢 1**

・市の保育指導担当者が担っている。

・担当課には保育士が常駐し、スケジュールを決めて定期的に市内の保育園を回り、アドバイス等を行っている。

・公立の保育園が民間の保育園からの相談に乗るしくみがある。公立の保育園の職員は地域支援として相談に対応している。

・担当課の保育士が園を回っている。公立担当と私立担当がいる。住民から苦情があった場合に回ることもある。定期的に回っているわけではない。

### 選択肢 2

- ・市外の大学との連携もある。

### 選択肢 3

- ・担当課の保育士は公立の保育園の園長経験者である。
- ・再任用の元園長などが対応している。

### 選択肢 4

- ・市が打ち出した保育全体の質の向上という方針に沿い、公開保育を進めようということで、公立保育所を指定し、公開保育は常に開設しているという方針のため、他の保育所の保育士がいつでも日常の保育を見ることができる。

### 選択肢 5

- ・発達支援センターなどが結構関わっている。保育園から相談があり、対応している。発達支援センターには専門職として心理職、言語聴覚士、発達支援専門の保育士も配置し、日常的に保育園からの相談に乗っている。
- ・担当課に発達支援員を配置し、発達に課題がある子どもについて、保育所からの相談に乗っている。また、障害福祉の部署に児童発達支援センターがあり、療育の相談や療育事業を担当している。また、子育ての担当課にも子育て総合支援センターを置き、発達支援療育事業を行っている。それぞれが保育所からの相談等に対応している。

●問 3. 貴市町村では、保育所の運営や保育実践の改善・充実に向けて、各保育所が多様な立場の人々から意見や助言を得ることにつながるような取組を促したり実施したりしていますか。

項目	A 市	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市
1. 地域の園長・保育士等による協議会等を設置、開催している	A	A	A・B	C	－	B・C
2. 保育士等を対象に、受講者間のディスカッションやグループワークを含む研修を実施している	A	A	A	A・C	A	A・C
3. 複数の保育所間で、公開保育や園訪問・見学等を行う取組を実施している	A	A	－	A・B・C	－	A
4. 自治体の職員や地域の専門職、保育所所長経験者等が、保育所を訪問し相談や助言を行う取組を実施している	A	A	A	A	－	A
5. 外部の研究者等を招き、地域の保育士等が参画する研究事業等を実施している	C	C	A・B・C	－	－	A・C
6. 市町村または保育団体等が作成している自己評価チェックリストに、地域の関係者から意見を聞く項目を設けている	C	－	－	－	－	C
7. 地域の関係者の意見を反映しサービスの質の向上に取組んだ事例を紹介している	C	－	－	－	－	A

(A：市が主導して実施、B：社協・保育団体等への委託・補助金等、C：市の関与はないが団体や保育園が独自に実施、－：選択なし)

**【ヒアリング内容】****選択肢 1**

- ・公立、私立それぞれに園長会があり、いずれも月1回程度、会議が開催されているので、そこに担当課が参加し、行政からの説明や連絡等を行い、園側の意見も聞く場としている。
- ・保育関係団体では、民間園と公立園が協同で研修事業等を行っている。市は予算を組んで社会福祉協議会に保育園・保育士の研修事務を委託しているが、研修の担い手は保育関係団体となっている。
- ・保育関係団体があり、補助金は出していないが、保育士確保の関係で大学・養成校と連携してグループワーク等を実施したり、就職フェアに参加したり、チラシづくり等を委託している。

**選択肢 2**

- ・市が主導して行っているのは公立保育園のみである。
- ・市の主催で、保育園・幼稚園の園長を対象に園長会議や研修などを実施している。

**選択肢 3**

- ・公開保育は、公立では毎年数園実施してもらっている。公開保育には研究者を招いてアドバイスをもらったりしている。今年から保育関係団体でグループを立ち上げて公開保育を実施するという動きが出ている。
- ・園開放は、回数に応じて補助金を出している。民間もほぼ全て実施している。

**選択肢 4**

- ・担当課が訪問し、助言等を行っている。保育関係団体と連携し、公立・民間の保育園の園長や保育士が情報共有、協議、研修会を行い、保育の質の向上につなげている。
- ・自治体は、運営に関する事、処遇改善に関する事について保育所から相談があるときに訪問し、対応している。

**選択肢 5**

- ・保育士を養成する市外の大学と連携している。
- ・保育関係団体に取り組んでいる。

**選択肢 6**

- ・自己評価の方法は、それぞれの保育園に任せている。監査のなかで自己評価は確認している。「自己評価を行っている」と回答していても、実態は保育士のための自己評価である保育園もあったので、市としては「保護者アンケート」なども含めて、保育園としての自己評価を行うように指導している。
- ・保育関係団体に取り組んでいる。

**選択肢 7**

- ・園長会で他園のよい取り組みを資料にまとめ、紹介している。ICT、人材確保など、運営に関するよい取り組みなどを紹介している。
- ・保育関係団体に取り組んでいる。

**その他**

- ・団体への助成金等は県が行っている。

●問 4. 貴市町村管内の保育所の第三者評価の受審率（※）はどのくらいでしょうか。

※受審率：貴市の保育所総数のうち過去に一度でも受審実績のある保育所の割合（％）

項目	A 市	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市
1. 次の通り	1.8%			50%		21%
2. 把握していない		○	○		○	

●問 4－2. 受審率が高いと感じていますか、低いと感じていますか。またその傾向をどう考えていますか。

【ヒアリング内容】

・低いと感じている。非常に数の多い公立園が受審していないので、私立園も受審しなくともよいかのような風土がある。また、市の指導監査には保育経験者も参加し、具体的な保育の実践分野についてもアドバイスしている。そのため「市の監査のアドバイスがとても有効なので、第三者評価を受けるまでもない」と言われたこともある。

・公立は毎年2園ずつ受審し、7年間で全園が受審できるようにしている。民間についての受審総件数は把握していないが、受審に伴う補助金の加算があり、令和3年度に実施した民間施設は3施設ある。受審している園は少ないとは感じている。

・受審率は把握していないが、監査していて「受審した」という園をあまり聞いたことがなかったので、受審率は低いと思う。

・公立はすべて第三者評価を受審している。民間はあまり受審していない傾向がある。

・令和6年度までに100%受審となることを目指し、市内の保育園とも協議を完了しているため、高いと考えている。市で順番を決め、実施している。

●問 5. 貴市町村は第三者評価受審促進の取組について、どのような支援策を用意しているでしょうか（都道府県推進組織の取組でも結構です）。

項目	A 市	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市
1. 受審費用の一部を助成している	○				○	○
2. 受審を市町村独自の運営補助金等申請の条件としている		○				
3. 指定管理者の指定にあたっては、受審をその要件としている						
4. 集団指導や一般指導監査などで、未受審の園には受審を促している	○				○	
5. 園の重要事項説明書に受審・未受審を記載するよう求めている				○		
6. 保育関係の協会・団体などを通じて受審を促している	○					
7. 受審促進のためのリーフレットなどを配布している						
8. 受審効果としての改善事例などの収集とPRをしている						

9. 受審した園に受審証や受審マークなど交付している				○		
----------------------------	--	--	--	---	--	--

**【ヒアリング内容】**

**選択肢 1**

- ・国の制度通り補助しているが、それでも受審は伸びていない。
- ・公立については予算化し、5年ごとに順番に受けてもらうようにしている。
- ・国の助成金とは別に、市として受審費用を助成している。
- ・受審促進のため、国からの上限に上乗せして支援している。第三者評価は、まず自園の現状を把握してみようというところから出発し、サービスの質を考えるときの動機づけのツールとして活用しようと考え、実施している
- ・当市独自の保育内容の充実を支援するための補助金に、第三者評価を受審した場合、5年間加算がつくしくみを設けている。

**選択肢 4**

- ・まずは「自己評価をきちんとしてくれ」と依頼している。それができて初めて第三者評価と思っているので、自己評価をまずはしっかりと行うよう指導している。
- ・集団指導などで機会があれば実施している。

**選択肢 6**

- ・機会があれば、保育関係団体に働きかけている。

**その他**

- ・選択肢全部：特に支援策はない。

●問6. 指針解説では第三者評価も自己評価に有効であることが示唆されておりますが、保育所の第三者評価受審が進まないことが課題となっております。その理由として感じていることをお選びください。

項目	A市	B市	C市	D市	E市	F市
1. 受審は努力義務であり、必須ではないから	A	A	B	A	A	A
2. 第三者評価そのものの有効性が見えないから	C	A	B	B	C	B
3. 自己評価で充分と考えている保育所が多いから	A	B	B	C	B	A
4. 行政による指導監査との違いが不明であるから	C	B	B	B	B	A
5. 受審する制度上のインセンティブがないから	B	B	A	C	A	A
6. 評価費用が高いから	A	B	A	A	A	A
7. 評価機関・評価調査者の質が信頼できないから	C	B	B	A	B	B
8. 受審のための準備作業が大変であるから	A	A	A	A	A	A

9. 第三者評価が市民・保護者に知られていないから	C	A	B	B	C	B
10. a b c と評価されることが保育になじまないから	C	A	B	C	C	B

(A: まあまあそう思う、B: どちらともいえない、C: あまりそう思わない)

### 【ヒアリング内容】

- ・一番の原因は、選択肢 8「受審のための準備作業が大変であるから」であると思う。評価費用も、県内の評価機関を例にとると 30 万円を超える費用となる。受審数を伸ばすためには、公立のどこかの保育園がモデルケースで受審し、その結果の好事例などを普及させることを考えてもよいと思う。
- ・実地指導や加算認定を担当していて第三者評価のことを尋ねることがあるが、何力所もの保育園で「第三者評価を受審することの有効性そのものがわからない」という意見があった。
- ・やはり受審の準備が大変なようで、その割には有効性については疑問が残るとのことで、コストパフォーマンスの課題もあるのではないかと感じる。
- ・受審することによる補助金の加算を令和 3 年度から始めたので、今後、受審が延びてくる可能性はあり、注視・検討していく。
- ・受審が負担となるのは「受審のための準備作業が大変であるから」であると思う。受審が進まない理由は「受審する制度上のインセンティブがないから」「評価費用が高いから」が大きいと考える。保育園側として、第三者評価を受審することの有効性を感じられないのではないかと感じる。
- ・「行政による指導監査との違い」についてであるが、保育園側が受審の意味を理解しづらいのではないかと感じる。利用者に対するサービスの質の向上という面は、市の監査でも力を入れているところであるため、単なる事務的な監査ではなく、保育士の職員も監査に参加し、保育実践に対するアドバイスも行っている。それが保育園側からは「役に立っている」と言われているので「第三者評価と自治体の監査との違いがどうなのか」という課題があると感じている。
- ・評価費用が高いとは聞く。「受けてもそれほど役に立つ評価をもらえない」という声もよく聞く。準備作業が大変ということもよく聞く。その割には成果に疑問符がつくという面で、コストパフォーマンスがどうなのかが課題と考える。
- ・現場の意見では「受審のための準備作業が大変である」ということをよく聞く。

●問 7. 市町村として、第三者評価の評価機関・評価調査者についてのご感想、ご要望がありましたら、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項目	A 市	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市
1. 県内で保育の評価機関が少ない	A	B	C	A	A	A
2. 保育を専門的に評価する評価者が少ない	A	B	B	A	A	B
3. 県外の評価機関が評価できるようにしてほしい	B	B	A	B	C	B
4. 他園の評価結果の妥当性に疑問を感じる	C	A	B	B	B	B
5. 他園の評価結果をみても質の改善のヒントが得られるか疑問である	C	A	C	A	C	B

(A: まあまあそう思う、B: どちらともいえない、C: あまりそう思わない)

**【ヒアリング内容】**

**選択肢 1**

- ・評価機関が少ないから、評価を申し込んでも待たされることがあり、そうしたことも受審が伸びない原因の一つと思う。
- ・保育の評価を行う評価機関は、多くはないと思う。受審が増えないから、評価機関が増えないのかも思う。
- ・保育の評価機関が少ない。評価機関が少ないので評価結果が遅い。半年ぐらいかかる。

**選択肢 3**

- ・県内の保育所の評価ができる評価機関は、すべて同市内に事務所がある。そのため、近隣の同業者であった評価者が評価に来るといのは、お互いやりづらいところがあるし、そういうことも受審が進んでいない理由の一つかと思う。また、他の都道府県ではどのような園運営をしているかという知見を持った評価機関に評価してもらう方が、質の向上には役立つと思うので、第三者評価は同じエリアではない視点からの評価を期待したいところである。

**選択肢 4・5**

- ・補助金の加算要件として受審があるので、加算の申請の際、第三者評価の評価結果は確認している。

●問 8. 第三者評価と行政による指導監査の活用の関係性についてお聞きします。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項目	A 市	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市
1. それぞれに園として改善すべき点や今後取り組むべき点を明確にする上で補いあっている	B	B	B	B	A	A
2. 第三者評価では、指導監査では得られない参考となる意見が得られる	B	B	B	B	A	A
3. 行政による指導監査のみでは問題なしとした事項が、第三者評価によって改善へとつながっている	B	B	B	B	A	B
4. 一般指導監査などの結果では、これまで特に相互の関連を気にしたことはない	A	B	A	A	B	C
5. 第三者評価と行政による指導監査の違いが不明で、第三者評価を実施する必要性に疑問を感じている	C	B	C	B	C	C

(A：まあまあそう思う、B：どちらともいえない、C：あまりそう思わない)

**【ヒアリング内容】**

- ・そもそも受審率が低いので、監査と「補いあっている」関係にあるかどうかと聞かれても、答えようがない。
- ・この設問については、受審園数が少ないため、回答が難しい。
- ・受審しているところが少ないので、比べようがないという事情がある。
- ・市の監査では、保育士は同行していない。
- ・認可外保育所の実地指導の際には、保育指導員に来てもらい、アドバイスなど行う。認可保育所では、

そこまではしていない。

- ・監査は、法律の基準を満たしているかという観点でしか見ない。

●問9. 前項(8) 選択肢1～3のうち「そう思う」に○をつけた市町村にお聞きします。「そう思う」の具体的な内容についてより詳しくお聞かせください。

#### 【ヒアリング内容】

- ・そもそも受審率が低いので、監査との相互の関連を気にする土台がない。ただ、今後、受審が進めば「第三者評価結果を読み込んでから監査に臨む」ということも必要ではないかと思う。
- ・市の監査では、サービスの質の向上のためのアドバイスも積極的に行うので、園側にとっては第三者評価をあえて受けるというイメージが沸きづらいのではないかと思う。園側からすると、第三者評価のメリットが明確にならないと受審のモチベーションが出てこないのではないか。
- ・監査と第三者評価では役割が違うので、互いの相互作用を特に意識することはない。
- ・第三者評価は、質の向上に寄与していると考えるため。
- ・監査でも、よい点も踏まえてヒアリングしているので、そのよい事例等は園長会等で他園とも情報共有している。
- ・監査は、決められた項目について適正に実施できているかをチェックするものであるが、第三者評価では、よいことに対しても評価されることで、保育の自信につながる。評価の結果ではなく、民間からアドバイスをもらうことで、園内の職員会議等での振り返りの機会にもできる。

## 3 評価機関に対するヒアリング調査結果

### 1) ヒアリング調査対象

今回の調査研究事業では、第三者評価の構成メンバーである「①サービス事業所（保育所）」「②自治体」ではアンケート調査を行ったが、もう一つの構成メンバーである「③評価機関」については、抽出してヒアリング調査を実施することとした。

全国には406カ所の認証された評価機関があるが（「全国社会福祉協議会」調べ、2022〔令和4〕年3月末現在）、東京都の評価機関を除くと年間10件未満の評価実績である評価機関が多数を占めるという実態もあり、ヒアリング調査の対象としては、所在都道府県と保育所の評価経験の豊かなところを念頭に、10カ所程度のサンプルを選ぶこととした。

### 2) 抽出方法

本調査研究事業の専門部会の構成委員である全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会のメンバーが各地の評価機関の実態を把握していることから、専門部会で検討して11カ所を選んだ。

なお、評価機関名は都道府県所在地も含め仮名として取り扱うこととした。そのため「道府県」についても、以下では一律に「県」と置き換えている。ただし、東京都の場合はしくみが違うので、そのままの表記としている。

### 3) ヒアリング調査期間

調査期間：2022〔令和4〕年12月5日～2023〔令和5〕年1月13日

### 4) ヒアリング調査対象の評価機関一覧

※「保育の評価件数」は累計である

No.	評価機関	保育の評価件数	ヒアリング調査の実施日
1	A（合同会社）	9	12月5日
2	B（社会福祉法人）	22	12月13日
3	C（株式会社）	312	12月20日
4	D（株式会社）	371	12月23日
5	E（公益社団法人）	27	1月6日
6	F（NPO法人）	19	12月28日
7	G（一般社団法人）	16	1月13日
8	H（一般社団法人）	239	1月7日
9	I（NPO法人）	16	12月13日
10	J（NPO法人）	33	12月20日
11	K（NPO法人）	24	1月5日

### 5) ヒアリング調査結果

以下のヒアリング調査結果では、複数回答を除き、n = 11である。

#### ●問1. 保育所の評価を担う評価調査者の人数をお教えてください。

	2人	3人	4人	5人以上	そのつど違う	無回答	計
書面調査	0	2	3	1	3	2	11
訪問調査	0	3	3	1	4	0	11
場面観察	2	1	1	1	2	4	11

#### ■問1：特記事項

A（合同会社）	4人から5、6人。遠いところは交通費がかかるので3人
B（社会福祉法人）	訪問調査は2回に分けて行われる。1回目の訪問調査では、評価調査者1名が自己評価と書面調査資料の妥当性を確認するとともに、2回目の訪問調査に向けた事前合議に情報提供するために実施される。2回目の訪問調査は4名で行う。なお、OJTとして評価調査者を1名加える場合があり、5人体制で行う場合もある
E（公益社団法人）	評価経験が多い調査員チームが組めれば2人で実施する。そうでなければ、3人体制で実施する

F (NPO 法人)	基本 3 名で実施し、最低 1 名は経営系、1 名は福祉系の評価者で構成する。主任評価者は、園長および主任保育からヒアリングし、I・II の評価対象を主に担当する。評価対象Ⅲと内容評価については、年齢別クラスを分担して観察とヒアリングを行う。遠足や散歩に同行し、評価することもあった
H (一般社団法人)	管理部門、処遇部門、一般調査者など、福祉サービスの基本的知識と理解力を有し、管理運営実務、保育業務の経験を積んだ 3 名のバランスのとれたチーム構成とすることを心がけて実施している。
I (NPO 法人)	1 日で、4 人の評価調査者で共通評価基準と内容評価基準を分けて実施する
J (NPO 法人)	評価調査者 3 名のうち、内容評価は保育士資格を有する者が担当する。なお、所属する評価調査者 18 名のうち保育士資格を有する評価調査者は 4 名である
K (NPO 法人)	管理運営評価 2 名、内容評価 2 名の体制で評価を実施している。場合によっては 5 名体制もある。保育経験者を必ず参加させている

●問 2. 保育所の訪問調査（場面観察含む）にかかる標準的な日数をお教えてください。なお、訪問調査には契約時の訪問、事前説明会、評価結果説明は含みません。

評価日数	半日	1 日	1 日半	2 日	計
評価機関件数	1	5	2	3	11

■問 2：特記事項

A (合同会社)	1 日半かけている
B (社会福祉法人)	訪問調査は 2 回に分けて行う。1 回目の訪問調査では、評価調査者 1 名が半日程度で自己評価と書面調査資料の妥当性を確認するためにヒアリングを行っている。2 回目の訪問調査は 1 日で行う
E (公益社団法人)	評価基準の項目には現場を確認して評価するものが多く、場面観察がどうしても多くなってしまう
F (NPO 法人)	基本的に訪問調査は 1 日で行う。受審説明会の実施日と保護者アンケートの回収日を場面観察に活用している。食事や散歩等の場面観察を行い、個室で職員との対話を実施している
H (一般社団法人)	登園時から 1 日かけて、園内見学、管理者・職員ヒアリング、資料確認、および保育士実務経験者による場面観察等を並行して実施している
I (NPO 法人)	訪問調査は 1 日で済ますようにする。場面観察もその日に行う
J (NPO 法人)	場面観察は訪問調査時に行う。評価調査者 3 名が一緒に共通評価基準から内容評価基準までヒアリングする。登園・降園、延長保育の様子も観察する
K (NPO 法人)	2 グループ(管理運営と内容評価)に分かれ、別々にヒアリング調査を実施している。場面観察は、朝の子どもの引き渡し時や昼食時などに実施する。施設見学として 1 時間程度実施し、その際に施設内や保育の様子などを観察している。コロナ禍以前には子どもたちと一緒に食事しながら観察していた

## ●問3. 利用者調査は実施していますか。

選択肢	件数
1. 必ず利用者調査は実施する	11
2. 保育所との契約で実施する場合もあれば、実施しない場合もある	0
3. 利用者調査はもともと実施していない	0

## ■問3：特記事項

F (NPO 法人)	県が定める調査項目で実施している。付加する項目は実施していない。回収率は約70%程度である。調査結果については、訪問調査時に、単純集計を保育所に提供する。第三者評価結果報告書の提出に併せて、コメントを記述した利用者調査結果を保育所に提供している
J (NPO 法人)	利用者調査は全数調査を実施し、保育所を通じて保護者全員に配布している。調査票は、返信用封筒で直接回収しているが、保育所が回収状況の経過を把握するために事業所における回収を希望する場合には、保護者が返信用封筒を封緘後、保育所経由で回収を行う場合もある
H (一般社団法人)	必ず事前にアンケート調査を実施する。回収率はかなり高い

## ●問4. 利用者調査の実施方法をお教えてください。(複数回答可)

選択肢	件数
1. 保護者へアンケート調査する	11
2. 場面観察する	3
3. 保護者からヒアリングする	0

## ■問4：特記事項

A (合同会社)	推進機構が示すモデルをひな型にして、自前のアンケート用紙を作成している。回収箱を園に置いてもらって回収している
B (社会福祉法人)	場面観察は全評価調査者が担当して行っている。特に内容評価項目を主に担当する評価調査者は、場面観察の実施が不可欠である。場面観察では、食事の様子、年齢別クラスの環境設定、保育士による子どもへの応答などを観察している。保護者アンケート調査は、集計結果が受審事業所に提供されているほか、評価にあたっての情報としても活用している
E (公益社団法人)	アンケート用紙の配布を保育園に依頼し、評価機関が設置する回収ボックスに投函してもらう形で利用者調査を実施している
F (NPO 法人)	場面観察は利用者調査として位置づけていないが、第三者評価の判断を行うために必ず利用者調査を実施している。全数調査する。回収ボックスを用意し、このボックスの鍵の開閉は評価機関が行う。クラスに分かれ、時間を取って観察する

H (一般社団法人)	定員の40% (最大50名) を対象にアンケート調査を実施している (最低人数は20名: 定員20名以下の場合全員対象)。保護者宛の依頼文を付して、支援機構が定めた内容に沿った定型のアンケート用紙と封筒を配布し、厳封のまま、保育園で回収して返送してもらって、事務局で一覧にまとめて入力する。訪問当日は、実務経験が3年以上ある保育士を中心に場面観察を実施している
I (NPO 法人)	保護者対象のアンケート調査は、県としては「20名・20%以上」という指定があるが、当機関としては全数やっている。全数調査のほうが保育園も納得する
K (NPO 法人)	県が定めたシートを使用し、アンケートで全数調査を実施している

●問5. 第三者評価における自己評価の作成方法はどのようにしていますか。

選択肢	件数
1. 保育所として一つの自己評価を作成してもらう	3
2. 経営層を含め職員全員に自己評価を作成してもらう	1
3. 経営層には経営層で一つの自己評価を、職員には全員に自己評価を作成してもらう	3
4. 職員のグループごと (組ごとなど) で自己評価を作成してもらう	1
5. 作成方法は保育所に任せる	2
6. その他	1

■問5: 特記事項

A (合同会社)	経営層もグループに入ってもらって評価を行うので、経営層独自の評価はない
B (社会福祉法人)	自己評価は、評価基準の研修会から始めているが、研修時間の確保、自己評価を合議する時間の確保に課題を感じる。保育指針に基づく保育士の自己評価と保育所の自己評価の取り組みもあるが、第三者評価基準を用いた自己評価も含めて、自己評価に対する余裕が感じられない。自己評価結果を見ると、保育指針や評価基準の解釈 (受け止め方) に温度差がある。運営基準、職員の労働条件、行事などのために十分取り組めない項目も多々あり、現場に求める水準が高過ぎる。例えば、4～5歳児30～35名の個別指導計画をクラス担任が一人で継続することは相当困難である。そのため、内容の薄い表面的な指導計画を作成せざるを得ない状況が見えてしまう
C (株式会社)	選択肢1・2を併用している。さらに、2「経営層も含め職員全員が自己評価」については様式を2種類設け、選択できるようにしている。また、保育所として自己評価を作成する手順を効率的に進められるように「職員が専門業務に応じて手分けしながら回答できるスタイル」や「クラス等のグループで自己評価票を作成するスタイル」などを状況に応じて提案している
E (公益社団法人)	職員自己評価の集計には時間がかかるが、職員の小さな意見等もキャッチできることが大きな利点と考えている
F (NPO 法人)	3種類の自己評価の方法を説明し、そのなかから希望する自己評価を選択してもらっている。グループ (クラス) 単位の自己評価と経営層の自己評価を提出してもらう例 (選択肢・4) が最も多い。クラスや経営層の自己評価に相違が見られることも参考になる。職員全員の自己評価が提出されることもある (選択肢・2)
H (一般社団法人)	受審事業所の自己評価実施体制の構成員を中心に一つの自己評価を作成してもらうことになっている (園長・主任が作成する場合も見受けられる)

I (NPO 法人)	経営層も職員も話し合い、作成してもらうようにしている。特記事項なども、話し合った上で記入してもらう。園長・主任が作成したものを検討するパターンや、チームで作成するなどのパターンが多い
J (NPO 法人)	全職員が個々人で自己評価を実施している。自己評価は統計処理し、傾向を参考にして訪問調査を実施する
K (NPO 法人)	自己評価を全職員個々で実施し、集計・分析した結果を参考にして調査に臨んでいる。少数意見も把握できることが大きなメリットである

●問 6. 第三者評価において、保育所の自己評価（保育所ガイドラインに基づく自己評価）をどのように活用していますか。（複数回答）

選択肢	件数
1. 自己評価と第三者評価で同じ課題があるところは課題を分析し、指摘した	3
2. 自己評価と第三者評価で差異があるところは原因を分析した	5
3. 自己評価と第三者評価の結果について、特に連動して検討することはしなかった	4
4. その他	2

#### ■問 6：特記事項

A (合同会社)	保育園の自己評価も必ずチェックしている
B (社会福祉法人)	自己評価は、保育所の認識や基準の解釈の状況を知るために不可欠である。自己評価がなければ、訪問調査時のヒアリング時間が大幅に増加するであろう。少なくとも、自己評価によって現状把握がなされている。また、書面調査資料は自己評価と並行して収集されることから「業務遂行の裏づけと実施結果の記録の重要性が自己評価で認識された」との声があった。「評価基準を用いない反省会のような自己評価では、感想や報告にとどまっていたので、第三者評価の受審で課題が明確になってよかった」との保育所の感想も聞かれた
C (株式会社)	全社協会の調査票では「保育所の自己評価」の実施状況などは評価の対象項目となっているため、当然把握するべきものである。一方、東京都では、権利擁護の設問に関連して職員の振り返りの進め方を確認している。なお、都内保育所の場合、指導検査において「第三者評価における職員自己評価をガイドラインに沿った自己評価、保育所評価の代わりとしてとらえている」という実態があるため、評価機関としても同一のものとして取り扱っている（評価を受審していない年度は自ら行う必要がある）。ただし、事業者が自ら行う職員自己評価や利用者調査で得られる結果（選択回答やコメント）は、外部機関に伝える声とは本質的に異なっている可能性が高いと言える。なぜなら、この職員自己評価の目的は、単にガイドラインに沿ってサービスの質の改善を目指すだけでなく、職員の人事考課や目標管理とセットで取り扱われるケースも多く存在しているためである。利用者調査においても、保護者からの回答が得られている子どもの不利益にならないことを確認しながら、課題の指摘について慎重に回答してくるケースが目立つ。そのような事前調査の結果を受け取った事業所の経営者も、日頃の認識と異なる結果に驚くケースが多く見られる。そのような点で、事業者自らが取りまとめる調査と、第三者機関が取りまとめる調査とでは、見えてくるものも異なることになる
D (株式会社)	保育士の自己評価結果の内容を確認しないが、どのように集計してまとめているか、公表しているか、第三者評価の自己評価に展開しているかを確認している
E (公益社団法人)	職員一人ひとりが自己評価を行うことで、数値やコメントが得られやすく、第三者評価の信憑性も高まっていると考える

F (NPO 法人)	全体の自己評価と個別の自己評価結果を集計し、ばらつきがあるかどうか、コメントに差異がないか確認している。自己評価で保育所としてできていない課題については、第三者評価でも指摘している
H (一般社団法人)	受審事業所が作成した「評価基準の考え方と評価のポイント」「評価の着眼点および評価項目チェックシート」に記載されている評価の根拠となる記述や着眼点のチェック項目を中心にヒアリングを実施し、必要資料の提供などの協力を仰ぎながら、事業所の取り組みについて確認作業を行い、現状の把握と発見を重ねていく
I (NPO 法人)	保育所の自己評価と連動して検討することはない。事業所に、そもそも連動する意識があまりない。保育士の自己評価は参考にする。保育士の自己評価は、第三者評価との連動性をしっかりと見る
J (NPO 法人)	保育所ガイドラインに基づく自己評価を実施している保育所はほとんど見られず、浸透していないように感じられた。自己評価の様式は、チェックリストも含めてさまざまであった
K (NPO 法人)	自己評価の結果から保育所の実施状況や評価基準の理解度を把握することは、第三者評価を実施する上で必要な要件であり、自己評価で状況把握をしている。自己評価を実施する際は、自己評価ガイドラインの理解を深めるための説明会を実施し、さらに、最近は説明要旨をオンデマンドで確認できるように「DVD」として内容の解説資料を提供している。着眼点それぞれに職員の自己評価の「できている」のパーセントを表示し、ヒアリング時に参考にしている。第三者評価の結果の報告には、自己評価を認識してもらうため、自己評価と第三者評価の結果をグラフで比較して関係性を説明している

●問7-1. 第三者評価の報告書において、「共通評価項目」において課題を指摘した事項の代表例をお聞かせください。

① 理念・基本方針

A (合同会社)	①大きな法人の場合、保育の理念として適切でないものがあつた。保育がメインの事業ではないので、理念が保育と合っていないようなところがある ②こども園になったのに、保育園の頃の理念を見直していない（変更が必要ということではなく、枠組みが変わることを念頭に置いて検討していない） ③非正規雇用の職員に対して、周知をしていない ④親に対して、パンフレットやホームページには掲載しているが、説明まではしていない
B (社会福祉法人)	基本方針は、職員にとっては具体的な行動規範となり、さらに対外的には法人・保育園の基本的な姿勢を示すものであることから、例えば、①利用者（子ども・保護者）の視点、②地域との関わり・地域貢献の視点、③職員の資質向上・人材育成の視点、④法人・事業所の組織運営・経営の視点等について検討する必要がある
C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「法人の運営理念を「○○○」と掲げています。職員会議や日頃の会話で理念・方針に触れることで、職員の理解を深めています。また、職員が一定期間勤務を共にするなかで理解が深まるものと考えています。ただし、開園から2年半が経過した時点の職員の平均在職年数は1年半であり、定着率の向上を図る余地があります。職員自己評価でも「全員が同じ方向を向くには時間がかかる」などのコメントが複数見られました。職員の保育観の統一に向けて引き続き研修や会議を繰り返す段階にあります」
D (株式会社)	・理念や基本方針は法人のものとしていて、保育所のものとして周知していない ・独自の状況（法人が保育以外も運営している場合など）に対応していない ・理念や基本方針を状況の変化に応じて見直していない

E (公益社団法人)	職員や利用者等への周知が十分ではない
F (NPO 法人)	ホームページ等を積極的に活用し、保育園の歴史、理念、保育目標、保育方針について周知する
G (一般社団法人)	職員や保護者が理念・基本方針を理解しているかどうかについて、確認が十分ではない
H (一般社団法人)	理念・基本方針の明文化は当然のこととして、周知に努める姿勢が改善点につながる場合が多い(例えば「園だより」等の紙媒体で配布するだけでなく、説明会等で直接言葉で伝える、玄関に張り出す、ホームページで公開する、職員研修で理解を促すなど)
I (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念・方針を家族等に周知する継続的な取り組み</li> <li>・4月の保護者会で、パワーポイントを使って理念から事業計画まできちんと説明している保育園がある</li> </ul>
J (NPO 法人)	理念、方針は明文化されているが、理念に込められた思い、考えを職員に浸透させ、共有する取り組みは少なく、行動規範としての意識づけなどは、ほとんど見られなかった。浸透していない部分が多い
K (NPO 法人)	理念・基本方針の明文化については、どこでも当然のように文書作成はされているが、職員や保護者への周知が不十分であることが多い

## ② 経営状況の把握

A (合同会社)	<p>①事業経営を取り巻く環境について、そもそも把握していない。何が経営に影響を与えるかなどを規定していないことが多い(地域の子どもの数程度は把握している)</p> <p>②地域福祉計画や子ども〇〇計画などの行政の計画について、あまり念頭に置かれていない</p>
B (社会福祉法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園長、副園長、主任保育士等が参画し、作業部会やチーム体制等を組織して取り組んでいるが、園の経営状況や経営課題について、職員会議等において定期的な説明・周知するには至っていない</li> <li>・「中期計画」の策定に向け、当面の経営課題の検討に着手した段階である。経営状況の把握・分析は、中・長期計画の基礎となるものであり、検討にあたっては職員の参画による組織的な取り組みが求められる</li> </ul>
C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「開設5年目を迎え、職場風土が生まれ、職員の一体感をつくることに成果をあげています。一方、事業環境がますます変化し、職員の安定雇用は依然として厳しく、同時に待機児童の課題が解消された現在の状況を強く意識しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、保育実践においてさまざまな課題や制約が生じています。そのような状況にあって、組織的に取り組むべき優先課題を整理することができていません。園内だけで解決することが困難な課題もあるので、法人本部の支援も事業計画に盛り込む必要があると思われます」
D (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人で取り組み、保育園は関与していない</li> <li>・保育園で認識し、保育園独自の部分の把握が不十分である</li> <li>・公立園ではどのように把握しているか不明である</li> </ul>
E (公益社団法人)	経営状況の把握、分析、改善計画が策定されていない
F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園の予算は議会に提出され決定されるため、各保育園では設備や修繕の要望を除き、経営の動向は把握しづらい</li> </ul>
G (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の取り組み状況が文書化されていない</li> <li>・離職率が高い事態について、組織的な検討と対応が必要である</li> <li>・地域の利用者の動向を把握し、事業の方向づけを行う必要がある</li> <li>・経営課題を分析した記録の作成と職員への周知を期待する</li> </ul>

H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の各種福祉計画の動向と内容の把握まではしていても、分析までは至っていない</li> <li>・社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握するには至っていないなど</li> </ul>
I (NPO 法人)	地域の子どもの数、保育ニーズ、変化や課題などの把握・分析ができているところは、法人内に子育て支援センターなどがある場合が多い
J (NPO 法人)	園長は、人材不足、組織体制づくりの必要性など、自分自身では課題を把握しているが、組織の課題としての共有はされていないことなど、改善のための具体的な取り組みには至っていない例が多く見られた。主となる職員と課題を共有することで、その解決が促進されるのではないかと思う
K (NPO 法人)	施設長が経営上の課題について把握していないため、職員への周知もされていないことが多い。経営上の問題解決には取り組んでいるが、それが課題であるという認識がないことが多く、評価機関が話を聞いた結果で、課題等にまとめることが多い

### ③ 事業計画の策定

A (合同会社)	<p>①大きな法人の場合、保育園では行事計画程度の裁量しかない。そのため、事業全体に対する園長の意識が薄いので、前項の事業を取り巻く周辺環境についての意識も薄い。本部でも、広範囲な地域にわたって保育園が存在する場合は、地域状況などが加味されていない場合がある</p> <p>②事業計画は、大きな法人の場合は本部で作成する場合が多いので、人員配置の計画についても本部決済事項になることが多い。そのため、人員配置については現場の状況を踏まえた措置がなされないケースが見られる</p> <p>③ただし、人員配置は加算に係るものについてはほぼ満たすよう計画はなされている(欠員補充という考え方が大多数)</p> <p>④事業計画と全体計画を混同している場合も多い</p> <p>⑤中・長期計画および事業計画に、認定こども園への転換について触れていないところが多く、こども園への変更が決まってから職員・保護者に対して通知するケースが何件もあった</p>
B (社会福祉法人)	目標と実施項目にあげられた課題をどう具体的に推進するのか、各年度の実行計画、計画期間中の進捗管理の手順等についても明示することが望まれる
C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「事業計画書の冒頭で『昨年度は隣地を購入し、園舎建て替えに向けて始動しようと市との交渉を試みましたが、市では2020年度に市全体の保育サービスの供給が需要を上回る見通しで、園舎の老朽化だけで当園に補助金を出すのは難しいとの回答でした。今年度以降、法人の課題は福祉事業の将来像を描き、持続可能な経営を図っていくこととなります』と職員に強いメッセージを発信しています。この持続可能な経営の実現に向けた重点目標とロードマップを示していくことが次のステップとなります」
D (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期計画が計画書として明文化されていない(5か年計画などで固定か、毎年見直しているか)</li> <li>・中長期計画と事業計画が連動していない</li> <li>・全体的な計画だけでは事業計画とは言えない</li> </ul>
E (公益社団法人)	保育計画はあるが、事業計画がない事業所がある
F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の専門家を積極的に活用した中・長期計画等の取り組みの推進</li> <li>・中長期の設備投資や、人員配置に応じた人件費等の推移を織り込んだ収支計画は少ない</li> </ul>

G (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期計画が書面化されていない</li> <li>・法人としての中長期計画はあるが、園にはない</li> <li>・中長期計画策定にあたり現状把握が不十分である</li> <li>・単年度事業計画が行事や研修などのみで構成されている</li> <li>・中長期計画を反映した単年度事業計画になっていない</li> <li>・単年度計画の項目に目標が設定されていない</li> <li>・単年度事業計画が、実施結果の評価を行える内容にはなっていない</li> <li>・単年度事業計画の内容が前年と同じ</li> <li>・単年度事業計画の策定・見直しに際し、職員の意見を聞いているだけで、職員の関与が不十分</li> </ul>
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期の事業計画と中長期の収支計画が策定され、単年度における事業内容に反映されているかについて、認識のずれが生じていることが多い</li> <li>・単年度計画はあっても、中・長期計画がない場合も多い</li> <li>・職員に対する周知がなく、理解を求めている場合もある</li> <li>・保護者に対する周知がなく、保護者等の参加を促す観点からの周知や説明の工夫を行っていない、など</li> </ul>
I (NPO 法人)	理念・方針の実践目標が明確にされ、課題の改善に向けた取り組み内容なども盛り込まれた中・長期計画策定、事業計画をさらに保護者に理解してもらうための工夫
J (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「毎年、入園する子どもと卒園する子どもの変化はあるが、実際の保育内容に大きな変化はない」として、行事計画以外の事業計画を立てる必要性を感じていない例があった。事業計画も事業報告も毎年同じ内容で、わずかに数字を変更するような計画となっていた</li> <li>・第三者評価で大切なことは「事業所が、理念やビジョンの達成のために計画的で組織的な運営が行われているかを確認することである」と説明し、中・長期的なビジョンを描くこと、中・長期計画を策定すること、職員への周知の大切さ、などについて理解が得られるよう説明している</li> <li>・事業計画については、行事計画と理解している園長もいる。将来を見据えた園の運営への意識が薄い。家族経営の保育園では、特にそのような傾向があった。職員説明会で第三者評価の組み立てを説明することが大事である</li> </ul>
K (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期のビジョンを踏まえた中長期計画の作成方法を周知していない保育所が多く、また必要性も感じていない状況があるため、中長期計画や収支計画が策定されていないことが多い</li> <li>・年度ごとの事業計画は、どの施設でも作成されているが、ほぼ毎年同じ内容となっている。中長期計画を踏まえた事業計画はほとんど策定されていない</li> </ul>

## ④ 質の向上への組織的な取組

A (合同会社)	保育士の自己評価と園の評価を混同し、保育士のみ自己評価しか実施していない場合が多い
B (社会福祉法人)	事前研修、各職員による評価作業、評価結果の集計、全体評価・コメントのまとめ(リーダー会議)、園長による確認、という手順で実施したが、時間的な制約もあり、園全体としての分析・検討が十分とは言えない。今回の取り組みを踏まえ、自己評価・第三者評価受審の手順(フローチャート)を定め、推進体制を整備し、取り組みを継続するよう期待したい

C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「重要な案件は、保育リーダー会議、職員会議、個別支援会議で検討・決定しています。決裁のしくみは事業計画書などに記載し、職員に周知しています。決定した重要案件は、職員会議などで職員に伝えています。ただし、職員自己評価の回答コメントを分析すると、職員の関心事が専ら保育に関することに限定的で、経営的な関心が薄い状況にあることがわかります。重要な案件は経営に直結するテーマが往々にして含まれるものであるため、保育以外の多様なテーマで会議や研修を企画し、職員の視野を広げることが期待されます」
D (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会などの組織的な取り組みがない</li> <li>・アンケートなどは、独自に定期的には行っていない（行事後に意見を求めるのみにとどまっている）</li> <li>・保育士の自己評価は実施だけで、改善活動への展開がなされていない</li> <li>・評価結果からの改善は不明である（第三者評価以外の評価についても）</li> </ul>
E (公益社団法人)	事業所全体の定期的な自己評価結果がない。事業所のなかには、職員の自己啓発評価または保育計画の評価が事業所全体の評価であるという誤った認識を持っている事業所がある
F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベテラン職員が多く、多くの業務は「あうん」の呼吸で進んでいるが、文書化した手順が少なく、標準化が進んでいないと判断される</li> <li>・倫理綱領、虐待防止、プライバシー保護、個人情報保護、実習生やボランティア等に関する事項については明示された規程やマニュアル等がなく、整備が求められる</li> </ul>
G (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の向上への取り組み経過が文書化されていない</li> <li>・質を評価する手法が明確ではないため、向上の目標が設定できない</li> <li>・園としての自己評価が行われていない</li> <li>・第三者評価基準に基づく自己評価を毎年行い、質の向上につなげてほしい</li> </ul>
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCA サイクル等に基づく保育の質の向上に関する取り組みを「組織的に」実施しているかどうかという点で機能していない場合がある</li> <li>・評価結果を分析・検討する場が組織として位置づけられ実行されているか、また職員間で共有化が図られているかに弱い部分がある</li> </ul>
I (NPO 法人)	第三者評価受審や定められた評価基準に沿った保育全体の自己評価を行う組織的な体制の整備が必要である
J (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所では、行事ごとの反省会や保護者アンケートを参考に改善するなど小さなPDCA サイクルは回っている。しかし、自己評価ガイドラインに沿った自己評価の実施や定期的な第三者評価の受審による質の向上はほとんど見られない</li> <li>・第三者評価は、PDCA の C であり、改善に向けた取り組みが計画的に実施されるようにすることが大切であると説明している</li> </ul> <p>※第三者評価は大きな PDCA の C と説明している。自己評価に基づいて反省し、次年度に活かす取り組みはあまり見ない。第三者評価の場合は、評価結果に基づいて改善に取り組む事例が多い。気づきが得られ、改善に結び付く。評価後のコメントは、ほとんどが「よかった」との評価で「役立たなかった」という評価は一つもなかった</p>
K (NPO 法人)	PDCA サイクルの意義は理解されているが、実際には評価見直し（CA）が実施されていない。職員研修は実施されているが、一人ひとりの目標設定とその達成のためのヒアリング等の実施がされていないため、質の向上に結び付いていない

## ⑤ 管理者のリーダーシップ

A (合同会社)	①天下り園長になったような場合は、ほとんどリーダーシップが発揮されないばかりか、保育について理解がないケースがあった ②委員会活動に参加し、全体の状況を把握して、職員の話をよく聞いている管理者もいる
B (社会福祉法人)	・保育の質の評価・分析は、毎年度の方針会議、半期の振り返り、1年間の保育反省会等において実施し、積み上げてきているが、課題を整理・文書化（見える化）し、具体化する取り組みには至っていない ・中堅・リーダー・管理者養成の目的で、研修会への定期的な派遣に取り組んでいる。中長期の人材育成計画に向けた第一歩として注目される
C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「開園から3年目を迎えましたが、そのうち2年間でコロナ禍で過ごしました。本部や姉妹園と離れて位置するため、独立したマネジメントで運営にあたってきているなかで、キャリアの異なる職員の保育観を統一することに重点を置いて取り組んできました。一方、屋上スペースの有効な活用方法を考えたり、手話・英語・わらべ歌などのプログラムを取り入れています。保育環境の利点や職員の特技を活かしつつ、柱となる保育実践の理念や手法において特色を持つことを今後の目標としています」
D (株式会社)	・役割と責任を示す業務分掌等の文書がない ・施設長が「自らの想い」を口頭だけでなく文書で伝えていない ・質の向上活動に施設長がどのように関与している不明である ・法人主導の人事・財務等に施設長が関わっていない
E (公益社団法人)	管理者のリーダーシップは率先垂範だけではないことに留意するように伝えている
F (NPO 法人)	安全・安心な福祉サービスの提供については、事故防止、感染症対策、災害等への対応等が個別に実施されるしくみになっている。これらをリスクマネジメントとして統括する責任者の選任・配置や委員会の設置にまでは至っていない
G (一般社団法人)	職員が法令を遵守しているか、確認できていない
H (一般社団法人)	・職務分掌が文書化されていない。不在時の権限委任等を含めて、明確でない場合がある ・理事長の意を酌む流れのなかで、施設長としての経営・管理に関する方針と取り組みが明確になっていない様子が見られたことがある
I (NPO 法人)	・施設長の責任について文書化する取り組みとともに、不在時の権限委任についても明確にされる必要がある ・小さな組織が多いため、やっていないところが多い
K (NPO 法人)	施設長の職務分掌については規定されているが、保育現場からの昇任が多く、管理者として何をすればよいのか、管理者教育がなされない状況がある。管理者として保育内容以外に、法令遵守の周知が必要であると痛感している

## ⑥ 福祉人材の確保・育成

A (合同会社)	①人員配置基準や加配加算を行い、ぎりぎりの配置をしている場合が多く、欠員補充がメインになっている。正職員に頼らず、パート職員を多用している事業所もある。パート職員には研修や会議への参加を制限している事業所もあり、育成という面では雇用形態が大きな差を生んでいる ②保育支援員（補助）から人員確保を行い、保育士確保へつなげている ③大手の場合は、法人全体の教育システムを活用し、職員が自ら興味のあるテーマで学べる場所があった。自己研鑽を奨励し、期待する職員像はなしというところもある ④ほぼ正職員として雇用し、パート職員も本人の意向を踏まえた上で正職員化し、しっかり教育を行っている事業所もあった
----------	---

B (社会福祉法人)	保育士資格のない補助職員の資格取得を支援するなどの対策も行っている。しかし、人材確保と養成、職員体制の取り組みについては、中・長期計画の随所に記述されているものの、中期を見通した採用活動や職員定着に向けた取り組みの効果が表われるには、まだ時間を要する状況と言える
C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「職員の自己評価結果から、職員体制が整っていることに対する満足度が高く、リーダー（特に園長）に対する信頼が厚い状況であることがわかりました。また、総じて職員の学びに対する意欲も高い状態にあります。そのようななかで、職員の相談や指導体制について、特に一般職員から拡充を望む声が上がっています。園の視点においても、リーダー職員の育成に注力し、もって一般職員の指導体制を強化したいと考えています。職員の発案による園内研修の充実も図りながら、職員のキャリア支援がより充実していくものと思われれます」
D (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期待する人材像などの基本的な考えが計画として示されていない</li> <li>・キャリアパスが示されていない</li> <li>・人材確保の取り組みについて、法人と保育所の分担が不明である</li> <li>・目標管理制度と人事考課が連動していない</li> <li>・面談の手順や関係先への報告などが明確ではない</li> <li>・研修計画に個人名が入っていない。形式的になっている</li> </ul>
E (公益社団法人)	人材の確保と育成は、一体的に実施することで効果がより高まる
F (NPO 法人)	保育業務である月案、週案、日案、保育の計画、午睡チェック等の手書き書類も、IT化することによって職員の負担が減り、業務が標準化できる
G (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生受け入れマニュアルがない</li> <li>・非常勤職員の研修計画がない</li> <li>・人事評価とつながる目標管理制度の制定を期待する</li> <li>・仕事で成果を上げた職員を評価するしくみを構築する</li> <li>・コロナ禍においてはオンライン研修を積極的に活用してほしい</li> </ul>
H (一般社団法人)	単なる年功序列の処遇にとどまっている事業所もある。人事評価制度は、導入がまだのところには、今後に向けて園としてさらに発展するために「期待する職員像等」を明確にし、一定の人事基準に基づき、職員の専門性や職務遂行能力を評価するしくみを取り入れ、職員が自らの将来のビジョンを描くことができるような総合的なしくみづくりに取り組む方向へ促す
I (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画などで人事の方針を明確にし、人員体制に関する具体的な計画を策定する</li> <li>・人が足りないが、計画もない</li> <li>・養成校との連携が図れていると、その学校から推薦してもらいしくみ等をつくっている保育園もある</li> </ul>
J (NPO 法人)	開設から2年目の保育所で人材確保できている状況のため、人材確保や育成のための計画が立てられていなかった。将来を見据えて「期待する職員像」を明示し、人材確保・育成等の計画、目標管理制度の導入の必要性を伝えた ・第三者評価の受審をきっかけに「期待する職員像」について考え始める保育所が多く、受審が改善のスタートとなっていると感じている
K (NPO 法人)	人材確保は、どの保育所でも課題と言われているが、これまでに調査した保育所では取り立てて人材不足はなかった。人材確保としてあらゆる手段を尽している状況はあるが、職員からの紹介方法が手っ取り早い手段のように思った。総合的な人事管理については、人事基準等の制定等はどこもできていなかった

## ⑦ 運営の透明性の確保

A (合同会社)	<p>①現況報告を WAM で公表している</p> <p>②会計事務所のチェックを受けている、内部監査を受けているなど、会計については外部または専門家の確認を受けているケースが多い</p> <p>③相談・苦情の結果については、公表していないところと、園内に掲示するなど保護者に知らせるところに分かれる</p> <p>④保護者に対しては、スマートフォンなどで保育園の取り組みや子どもの様子を伝えるシステムを導入しているところが多い。しかし、スマートフォンでは、双方向のコミュニケーションが取れるシステムであっても対応できないとして、一方的に伝えるだけの機能を使っているところもある</p>
B (社会福祉法人)	ボランティアの受け入れが研修生の受け入れ要領に含まれ、マニュアルも十分とは言えない。今後はボランティアの受け入れに特化した要領やマニュアルを整備することが望まれる
D (株式会社)	地域に保育園の所在がわからない (ようにしている)
E (公益社団法人)	積極的に情報を外に向けて発信しているか、保育園の活動を保護者や地域の住民はどのようにして知っているのか
F (NPO 法人)	苦情相談の体制についてはホームページ等で公表しているが、内容に基づく改善・対応の状況を公表している事業所は少ない。また、第三者評価を受け、改善事項に取り組んでいることを公表している事業所も少ない
G (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情への対応のほか、第三者評価の受審結果、事業計画、事業報告、自己評価結果などが公開されていない</li> <li>・事務、経理、取引に関するルールが文書化されていない</li> <li>・内部監査や外部の専門家の指導に基づく改善の記録が明確な形で残っていない</li> </ul>
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等での情報公開を勧める。理念・基本方針・保育内容等は公開していても、事業計画や事業報告等までは公開していないところも多い</li> <li>・園だより等による公表も有効ではないかと提案する</li> </ul>
I (NPO 法人)	事務、経理、取引に関するルールを明確にする取り組み
J (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情相談の体制についてはホームページ等で公表しているが、内容に基づく改善・対応の状況を公表している事業所は少ない</li> <li>・内部監査、外部監査が実施されず、年1回の法人監事による監査のみの事業所が多い</li> </ul> <p>※監査も規模が小さくないと法人監査のみで終わっているところが多い</p>
K (NPO 法人)	財務諸表の公開や相談・苦情の公表

⑧ 地域との交流、地域貢献

A (合同会社)	町内会活動が高齢化で難しくなった地域において、職員が地域行事の手伝いや消防団活動などに参加しているというところがあった
B (社会福祉法人)	地域ニーズの把握については、まだ具体的に行われていない。法人の役員には地域の行政区長などが、第三者委員には民生児童委員が就任し、地域との連携が取りやすい体制が整っているため、取り組みを積極的に進め、そのニーズに基づき実施できる公益的な活動を検討し、中・長期計画の課題に位置づけていくことが望まれる
C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「散歩に際して近隣の公園で遊ぶ機会を持つほか、消防署、児童館、小学校、花屋を訪れています。子育て支援事業として園庭開放や地域交流会（おもちゃで遊ぼう、水遊び、給食試食会など）を計画しています。地域の子育て家庭に保育園のことを知ってもらうために、定期的な来園を促したいと考えています。今後、行事や畑での活動に地域住民を招待する機会を取り入れるとともに、子どもの遊び紹介や母親サークルの支援を行い、地域に根ざした園になることを目指しています」
D (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会への加入などの取り組みが不十分である</li> <li>・感染症対策の工夫がない（中止だけで終わっている）</li> <li>・ボランティアを受け入れる取り組みが不十分である</li> <li>・保育所を社会資源として活用することなどの社会貢献がない</li> </ul>
E (公益社団法人)	地域の保育ニーズに対応するため、事業所または法人としてアクションを起こしたことはあるか
F (NPO 法人)	園児が散歩で利用する道路の安全強化等のための地域関係団体との協力
G (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア受け入れマニュアルがない</li> <li>・身近な地域との連携が不十分である</li> <li>・社会資源の体系的な把握と職員への周知が不十分である</li> <li>・地域における公益的な取り組みに対する法人の方針が不明確である</li> <li>・地域の福祉ニーズを把握するための取り組みが十分ではない</li> </ul>
H (一般社団法人)	地域とのかかわり方については、まず基本的な考え方を文書化していることを確認した上で、地域の関連機関・団体の共通の問題に対し、解決に向けて協同していく具体的な取り組みを促す
I (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係機関・団体についてのリストを整理し、子ども・保護者へのサービスに必要な情報提供に活用する取り組み</li> <li>・どの園もいろいろ取り組んでいるところなので、どこも「a」評価になることが多い。評価基準をもっと上げた方がよい。園開放などはほとんどやっている。ただし、他の機関との連携は弱い</li> </ul>
J (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的な事業や活動については社会福祉充実残額の活用で行われ、原則として公的な費用負担のない取り組みについての評価であるが、その点の理解が不十分である例が多い</li> <li>・地域との交流は行っているが、社会福祉法人として公益的な事業で貢献しているところは少なかった。園庭開放は、時間を制限して実施しているところが多い印象である</li> </ul>
K (NPO 法人)	保育所としての地域の子育てについては、園庭開放等は実施されているが、子育て相談等は十分とは言えない。保護者との連絡手段としてスマートフォンのアプリを利用する保育所がほとんどで、低年齢児はその日の子どもの状況をアプリで送信している。地域ニーズの把握や公益的な事業・活動はできていない

## ⑨ 利用者本位のサービス

A (合同会社)	<p>①クラス計画だけでなく、全年齢の個別指導計画が作成されている</p> <p>②月齢や年齢ではなく、子どもの発達によってクラスを移行する時期をずらすケースがあった</p> <p>③スマートフォンのシステムに連絡ノート機能があり、保護者の質問に答えているところがあった</p> <p>④トイレ、おむつ替え、水遊びの着替えなどで、他者に（子ども含め）見えないようにする配慮があった</p>
B (社会福祉法人)	<p>「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた自己評価を2018（平成30）年度に事業所内で実施し、状況把握と評価から改善につなげる取り組みが進められたが、2019（令和元）年度は未実施で、次年度以降の継続的な実施が望まれる</p>
D (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関する考え方の明示と職員間の共有が必要である</li> <li>・個人情報保護（管理）とプライバシー保護（配慮）が混在している</li> <li>・配慮が必要な利用者・保護者への対応で、関係機関との連携がない</li> </ul>
E (公益社団法人)	<p>保護者からの要望だけでなく、子どもの成長・発達に関して保育園として努めていることを聞き取る</p>
F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護（管理）とプライバシー保護（配慮）が混在している</li> <li>・倫理綱領、虐待防止やプライバシー保護の規程が整備されていないケースや、虐待防止の職員研修が不十分である</li> </ul>
G (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なマニュアルが作成されていない</li> <li>・トイレ、おむつ交換の際のプライバシー保護が不十分である</li> <li>・保育所変更等に関する手順、引き継ぎ文書が明確になっていない</li> <li>・保護者からの相談内容の記録が詳細に行われていない</li> <li>・地域と連携した災害時訓練の実施が必要である</li> <li>・意見箱の設置を期待する</li> <li>・苦情対応に第三者委員の活用を図る</li> <li>・アセスメントの手順を確立する</li> </ul>
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケートなどで「写真が勝手に掲載されたことを驚いた」と書いている保護者もいた。新聞に取り上げられたよいことについても、保護者は一応、話を通してほしいと思っていることを示唆する。勝手な判断で名前や顔を出すことのないよう心がける姿勢を確認し合った</li> <li>・たとえ乳児であっても、おむつ交換の際にはプライバシーに配慮した環境が必要であることを再確認した</li> <li>・保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮するため、児童要録を転園先に提供しているが、その手順を記した引き継ぎ文書を定めていない場合があった</li> </ul>
I (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものプライバシーの保護についての規定やマニュアルの整備</li> <li>・保護者の意向に配慮した説明、意思疎通が難しい場合の説明についてのルール化</li> <li>・障害を持った保護者、外国籍の保護者への説明が課題である。家族が自分の通訳を連れて来るなどしている</li> <li>・リスクマネジメント体制を明確にするとともに、収集した事例に基づいて発生要因の分析・検討を行い、今後の改善に向けた取り組みを明確にする</li> <li>・ヒヤリハットではなく、小さな事故への取り組みが多い。つまり、危険予知まで行っていない保育所が多い</li> </ul>

J (NPO 法人)	保育所等の変更に際して、保育の継続性に配慮した手順や引き継ぎ文書を作成している事業所は少なかった
K (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄、着替えなどのプライバシー保護に配慮した保育の実施が十分ではないところがまだある</li> <li>・アセスメント後の協議、計画作成に当たっての合議は実施されているが、十分ではない実態がある</li> <li>・重要事項説明書の内容の検討、同意書の作成、聴取について、保育所においては施設長自身の理解が乏しい。重要事項説明書は運営規程に基づいて作成しなければならないことを理解していない</li> <li>・個人情報の利用目的についての同意書において、目的の意義の理解や特定が十分ではないことが多い</li> <li>・プライバシー保護については、個人情報の保護と他人に知られたくないプライバシーを混同していることが多い</li> </ul>

#### ⑩ 保育サービスの質の確保

A (合同会社)	<p>①子どもに関する情報共有について、パート職員は情報が得られず、クラスリーダーから知らせてもらうことになっているが、適切な周知が行われずに、正職との関係が悪いところがあった（会議参加には人件費の支給が必要なため）</p> <p>②個別支援計画を見ていない保育士がいたので、クラスリーダーに個別指導計画の必要性について伝えた</p> <p>③アセスメントの必要性について伝えた</p>
B (社会福祉法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画作成の手順等が定められていない。アセスメントについては、子ども・保護者の意向やニーズについての記載項目がなく、十分ではない。適切なアセスメント、計画作成、実施、評価・見直しの一連のプロセスについて手法や手順を明確化し、それに沿った取り組みを組織的に行っていくことが求められる</li> <li>・全体的な計画に基づいて指導計画を作成し、保育を行っているが、保育参観・懇談会・個別面談等でのアセスメントで把握した子ども・保護者の具体的なニーズが明示されているとは言い難い。把握した子ども・保護者の状況やニーズ・意向が、具体的な保育の方法・内容・配慮として個別の計画や指導計画に反映されることが望まれる</li> </ul>
C (株式会社)	<p>【評価結果報告書より抜粋】「本園の保育実践について、多様な設定保育と自由保育のバランスをとるとともに、配慮を要する子どもへの支援について充実を図ろうとしています。いずれも就学支援を強く意識し、体験の幅を広げることができるようにしています。指導計画を3期制で作成している点も、小学校との連携を意識したしくみとなっています。そのような保育の成り立ちを継承していくために、保育の考え方や経験、学びの実績などをテキスト化していく必要性を捉えています。会議で理解を共有しつつ、職員が子どもに対して等しく寄り添えるようにしたいと考えています」</p>
D (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情がないから公表しないのではなく、ないことを公表する</li> <li>・意見などを出しやすくする工夫・配慮が必要である</li> <li>・事故などへの対応マニュアルだけでなく、通常保育のマニュアルが必要である（朝の確認や引き継ぎ、プール遊び、午睡など）</li> </ul>
E (公益社団法人)	事業所全体の保育サービスの評価を受けて、改善計画を策定するなどの手順の聞き取りを行った
F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マニュアルの定期的な見直しと訓練の実施</li> <li>・事業持続化計画（BCP）の策定</li> </ul>

G (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準的な実施方法の文書化が不十分である</li> <li>・標準的な実施方法と実際の現場との整合性の確認が必要である</li> <li>・マニュアル見直しのルールを制定するよう期待する</li> <li>・セキュリティ上、夜間はパソコンを鍵のかかる棚などに保管するとよい</li> </ul>
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育についての標準的な実施方法が適切に文書化されていないことがまれにある。それが必要であることすら認識していない保育施設もあった。現場で体験として覚えることももちろん重要であるが、基本となるべき共通認識の部分は必ず文書にすべきものであることを徹底する</li> <li>・保育の標準的な実施方法の検証・見直しを定期的実施するために、その方法を組織として定めておくべきことも確認する</li> <li>・適切なアセスメントの手法が確立し、実施されているかについての確認で、どういふものが必要なのか、回答があいまいな場面が見受けられた</li> </ul>
I (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の標準的な実施方法について整理し、文書化するとともに、その方法に基づいて実施されていることを確認するしくみを整備する必要がある</li> <li>・標準的な実施方法では、町立の保育所が第三者評価の受審時に「マニュアルがない」という指摘を受けた結果、町立の園長が集まり、委員会を立ち上げてマニュアルをつくったという例がある</li> <li>・子どものニーズ、保護者の意向や同意を明確にすることによって、より子どもや保護者の意向に即した指導計画にしていく必要がある</li> </ul>
J (NPO 法人)	標準的な実施方法が文書化されていても、定期的な見直しのしくみが定まっていない保育所が多い。標準的な実施方法という言葉についても、皆わかりづらいので、わかりやすい例を出し、説明している。受審したところでは取り組みが進んでいる
K (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月の指導計画と週・日の指導計画との整合性が図れていない状況がある。子どもの姿が週や月のねらいにかみ合っていない状況が見受けられる</li> <li>・標準的な実施方法については、丁寧に作成しているところと、作成されていないところと、両極端であった。標準的な実施方法の見直しがされていない</li> </ul>

●問7-1の補足質問：好事例集作成のため、具体的な改善の取組があればご紹介ください。

A (合同会社)	一つのよい取り組みをしている保育所は、他の取り組みもよく「しくみ化」されている。体制が整っている。保育士個人の力量に頼らず、皆で取り組むことが大事である。遠慮しないで言い合う雰囲気が必要であろう
C (株式会社)	評価結果報告書を作成する際の配慮として、着実な改善を促すため、一方的な課題の指摘を控えています。具体的には、職員のモチベーションを下げず、むしろ高めることができるように、結びの言葉を選んでいきます。それを付度ではなく、根拠のあるものとするために、ヒアリングに際して課題を確認した上で、その解消・解決に向けて具体策を聞き出しています。報告を読んだ利用者の期待感に働きかけ、事業者がその期待に応えていくというスパイラルを生み出すように努めています
E (公益社団法人)	第三者評価基準を知ることで、特に管理者が園の運営や経営の正しい方法や考え方を知ることによって、第三者評価受審後の事業の改善の取り組みが促進された事例が多い。福祉サービスは、行政機関の考え方が色濃く残っているが、事業であることに気づかせてくれる点が第三者評価のよい点と考える

F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園の評価が多く、評価対象Ⅰ・Ⅱについては行政の定める方針があるので指摘する事項は少なかった</li> <li>・保育士の働き方として、負担軽減につながる取り組みを改善提案している。例えば、手書き書類をIT化することなどを提案した。パソコンによる書類作成を行っている保育所もあったが、指導計画作成のシステムや事務機器の整備がなく、指導計画を手書きで作成している場合もあり、保育士の負担が大きいのと感じた。公立保育所は予算が取れない事例がある</li> <li>・リピートの受審ならば、評価後の改善事例を把握できるが、単発の受審では評価後の改善事例までは把握し切れない</li> <li>・評価項目ごとの課題を指摘できるが、それらの課題解決の優先順位は保育所の判断になる</li> </ul>
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園のトイレについて、すべてオープンでどこからも見える構造であることは、見守る先生にとっては便利であるが、幼い子どもにもプライバシーがあり、できれば、おむつ交換でき、周囲の目から視線を遮るものがあるのがあって然るべきなのではないかという調査者のアドバイスにより、視線を遮る工夫をするようになった。また、幼児トイレが裸足仕様のところがあり、不衛生になりやすいので、その点も改善を促した</li> <li>・意見箱の設置場所が職員室の真ん前というのは、設置はされているが、実際にはいかにも投書がしにくいので、別の方法または設置場所の変更など、保護者が意見を述べやすい方法への変更を促した</li> </ul>
K (NPO 法人)	<p>自己評価が2回以上の職員の回答は上手に記載されているが、初めて自己評価を実施している職員は、評価の着眼点から逸れていることがある。また、評価項目の「中長期計画等」のわかりにくい項目については、サンプルなどを提示し、福祉現場の職員が理解できるように努めている。プライバシーの保護について、1～2歳児クラスの事例として、着替え時はクラスの一角に1メートル四方のダンボールの囲いを設け、そのなかに椅子を置いて着替えられるように指導している保育所があった。1歳児のパンツが汚れていても、本人が着替えを「うん」というまで待ち、本人の意思を大切にしている保育所に出会った</p>

●問7-2. 第三者評価の報告書において、「内容評価項目」において課題を指摘した事項の代表例をお聞かせください。

① 保育課程の編成

A (合同会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①園長・主任で作成し、職員会議で職員に確認してもらう</li> <li>②法人が作成した全体的な計画をほとんどそのまま編成している（全国展開している法人の事業所）</li> <li>③クラス担任は年間指導計画を作成し、主任は全体的な計画を作成して職員会議で確認する</li> <li>④地域性や園の特徴等を生かしていない</li> </ul>
B (社会福祉法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育課程編成時に職員が参画していないため、保育課程の編成の体制をつくること、また職員の理解・共有についても取り組むことが望まれる</li> <li>・保育課程編成には、保育に関わる全職員の参画を目指しているが、十分に機能していない</li> </ul>
D (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な計画は毎年同じもので、そのつど作成されていない</li> <li>・作成体制のしくみ（時期、参加者、手順等）がない</li> </ul>
E (公益社団法人)	<p>新しい保育指針と比較して評価し、意見交換を行っている</p>

F (NPO 法人)	IT 化を推進することによる業務品質の確保、記録の時間が減ることによる職員の働く時間についての負担軽減
G (一般社団法人)	園長が策定し、職員の参画は見られない。同系列の複数園あるところにおいては内容が同じという場合が多い（公立保育園の場合もその自治体で同じ内容）。基本は同じでも、その保育園の特徴を、基本の内容に加除して編成するとよいことを伝えながら、別途、特徴的なことをまとめておくことがよいと伝えている。同系列の保育園が複数あるところには、園長間で協働し、共通事項を確認しながら編成することで、より明確な全体的な計画（保育課程）になるので、再考することが望ましいと伝えている
H (一般社団法人)	保育所保育指針の改定により「保育課程」は「全体的な計画」に変わっているので注意が必要である。また、どのように見直しを行っているか、関係職員に周知する手順などについても注目して確認している
I (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画との整合性の確保</li> <li>・全体計画と事業計画との連動性がない。事業計画は園長が、全体計画は主任ほか作成するなどの任務分担はあるが、事業計画を全体計画に反映させることについて、意識づけがされていない</li> </ul>
J (NPO 法人)	全体的な計画は、園長が主となって作成され、職員の参画が少ないように見られた。保育士の皆で取り組んでいるところは少ない
K (NPO 法人)	全体的な計画と保育課程の両方が作成されていることがある。全体的な計画の意義を十分に理解しないままに作成している。そのため、評価・見直しが行われていないことが多い。全体的な計画に、子どもの発達や家庭、および地域の実態に応じて作成することが課題である

## ② 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A (合同会社)	保育所保育指針に基づいて、乳児の保育は「身体的発達に関する視点」「社会的発達に関する視点」「精神的発達に関する視点」の3つの視点から全体的な計画を立て、幼児へとつなげている。しかし、年間指導計画や月指導計画に、3つの視点の記載がないことが多い
B (社会福祉法人)	異年齢合同の指導計画の個別計画欄には、ねらいの達成に向けた保育士のかかわり、援助、環境構成等の記載がないため、保育の過程や状況がわかる様式の検討が望まれる
C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「園庭で自由な遊びを満喫している一方で、室内は無機質な印象であり、子どもが玩具、絵本、教材を自由に取り出して使える環境とはしていません。安全を優先し、子ども同士のトラブルや絵本を破るような行為を回避することがその理由となっています。また、外遊びをしている同時時間帯に、室内で静的・知育的な遊びをしたいという子どもの希望をいかに受け止めることができるのか「より子どもの自由度を高くし、子どもの主体性・自主性を高めたい」という考え方の整合性を説明する必要があると思われます」
D (株式会社)	年齢別の保育のポイントが明確ではない
E (公益社団法人)	環境には各事業所とも限界もあり、工夫を重視した取り組みを評価している
F (NPO 法人)	県が推進している自然との触れ合いの取り組み状況をプラス評価している

G (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプローチカリキュラムを指導計画に取り入れ、夏には年長児と一年生の交流を行い、年度末には授業見学に出かけている。また、保護者に向けては「親の育ち」家庭教育研修会を開き、就学までの生活に見通しを持てるようにしている。また、幼・保・小の連絡会を行い、情報の交換・共有を行っているが、教育委員会との連携を深めていくシステムがうまく機能していないところがあり、聞き取り時には回答の歯切れが悪かった。小学校の教員にも保育園の遊びと生活を体験する機会を設けるなど、職員交流を深め、子どもの育ちの継続性や学びの継続性について考えていく必要があることを伝える</li> <li>・指導計画に基づき、子どもが主体的に活動できる環境をつくるための努力は見られるが、子どもの意見・要望を聞いて子どもが何をしたいのか、またどのような保育が展開されているのかよりも、保育者による活動設定が優先されている。保育を俯瞰的に見る視点を加えていくことが必要であることを伝える</li> </ul>
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導計画に一人ひとりの子どもを受容するための援助内容が書かれていても、それを職員間で共有するしくみができているかについての確認が曖昧な部分がある</li> <li>・3歳未満児の保護者とは、連絡帳で子どもの様子を確認しつつ、子どもの興味や関心、自発的な活動を尊重しながら子どもの自我の育ちを受けとめ、保育者が適切なかわりを持つ配慮の必要性を確認している</li> <li>・障害のある子どもの保育については、保護者全体に対して理解を深める取り組みについてその手法を確認している</li> </ul>
I (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な配慮や保育について、保護者をはじめ、学校や医療機関などとの連携を強化し、つながりのある取り組みにしていくこと</li> <li>・認定こども園になったので理念を見直すというところはあまりない。法人から言われて認定こども園にしたなどが多いのではないかと</li> </ul>
J (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもが安心して過ごせる空間やコーナーの設置、工夫が十分ではない例があった</li> <li>・在園時間が長い子どもの状況について、保育士間の引き継ぎが口頭で行われている例が多くあった。連絡漏れを防ぐために、文書による引き継ぎが必要ではないかと思われた</li> </ul>
K (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育指針が改正されたにもかかわらず、主体的な環境の提供についての理解に乏しい実態がある。一部でまだ保育士による設定保育を継続している例があった</li> <li>・子どもが主体的に遊びにかかわり、継続できるように、遊びの内容、準備、片づけなど、子ども自らが環境構成に取り組めるように支援することが望まれる</li> <li>・子どもに「自分でやろう」とする気持ちが育まれるように、職員間の連携や共有を行い、保育者によって援助に差が生じないようにする体制づくりが望まれる</li> <li>・養護と保育の一体的な展開については、保育者との信頼関係の構築や子どもの生命の保持・情緒の安定につながるような保育者が関わる援助・支援など、全体的な計画からの年齢別や長期・短期の指導計画への記載や手順書が十分ではない</li> </ul>

### ③ 健康管理

A (合同会社)	乳幼児突然死症候群 (SIDS)、アレルギー疾患等 (エピペン) や感染症対策 (ノロウイルス) で、実地訓練が行われていない
B (社会福祉法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に対し、入園説明会、保健だより等で乳幼児突然症候群 (SIDS) について、情報を提供することが望まれる</li> <li>・現在の取り組みや対策等を「アレルギー対応マニュアル」として作成するとともに、子どもや保護者がアレルギー疾患、慢性疾患等を理解するための取り組みが望まれる</li> </ul>

D (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な健康管理を、どのように保育内容に関連づけるかについての取り組みに期待する</li> <li>園庭がない保育所における身体づくりの取り組み</li> </ul>
E (公益社団法人)	評価基準のとおり
F (NPO 法人)	看護師が配置されていない保育園には、看護師のアドバイスが適切に受けられる環境の確保
G (一般社団法人)	健康診断の結果は健康診断票に記載し、保護者には異常のある園児のみ口頭で伝えているが、口頭で伝えているため、異常がない子どもの保護者からの問い合わせが多い。その状況を把握しているならば、改善方法を検討する必要がある
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な健康診断・歯科健診と、その結果の記録の保存および保護者への連絡などは、保育士・看護師・保護者で必ず連携を取って対応する</li> <li>家庭へ報告したら、その後、家庭でどのように対応しているか、変化があればまた状態をフィードバックし、保育者の対応など必要であれば情報を共有し、保育のなかで反映させる取り組みなど</li> </ul>
I (NPO 法人)	健康マニュアルの整備
J (NPO 法人)	アレルギー対応食は、トレイの色を分けて提供しているが、一食のみであったため、個人を特定する「ネームタグ」等はなかった。事故を未然に防止するため取り組みを強化するために、さらなるしくみが必要と思われた
K (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>SIDS 等のマニュアルの策定、感染症等の発生後の計画の見直し</li> <li>検診結果を集計分析して課題を抽出し、保健計画に反映させる</li> </ul>

## ④ 食 事

A (合同会社)	園庭がなく野菜の栽培等ができない
D (株式会社)	アレルギーへの配慮と、持たない子どもとの関係づくり
E (公益社団法人)	実際に子どもと一緒に食事を訪問調査時に食べられるように依頼し、評価している
F (NPO 法人)	食事は、各部屋に分散し、一緒に食事をして、評価内容を確認している。アレルギーや服薬の管理、メニュー、残食について確認する。子どもの笑顔も評価する
G (一般社団法人)	小規模保育所において、担当者の急な休みにおいては、食事を簡易にする必要がある。子どもの発育状況や食環境に影響があることは否めないことから、対応について工夫が必要である
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍までは、可能な限り園児と給食を共にして、食事を楽しむ環境について確認していたが、今は離れて見るのみとなっている</li> <li>野菜の生育・収穫や季節感、地域の食文化を感じられる食事の提供についての取り組み</li> <li>食物アレルギー対応食については、除去食か代替食かも確認しつつ、アレルギーのある子どもも同じメニューを食べる日の取り組みがあるか等の確認など</li> <li>アレルギー対応マニュアルはあっても、定期的な訓練実施の取り組みがないところが、まれに見受けられた</li> </ul>
I (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育の取り組みを保護者に知ってもらう機会の確保</li> <li>今日の食事を玄関に展示するなどに取り組んでいる園もある</li> </ul>
J (NPO 法人)	食育は皆、頑張っている
K (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども一人ひとりの食のリズムや咀嚼に配慮した支援について、計画や記録の記載が十分ではない</li> <li>残量調査はクラス別、献立別に記録し、集計・分析して給食会議で検討し、献立や調理方法の改善・工夫に反映させる</li> </ul>

⑤ 家庭との密接な連携

A (合同会社)	面談したときの記録は行われているが、日々の情報交換の内容等は、内容に応じて指導計画に反映されていない
B (社会福祉法人)	個別の要望、子育ての悩み、子どもの成長について、保護者と個別に直接かかわる機会を持ち、保育内容の改善につなげる取り組みが十分ではない
C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「本園は保育業務の ICT 化を進め、園や保護者からの連絡手段として連絡帳機能を持つアプリケーションを使用しています。今後はそのアプリケーションを園の仕様にカスタマイズし、より使いやすくしたいと考えています。また、写真付きの『おたより』を個々に配信することで保育を「見える化」し、子育てについての共有認識と、サービスに関する保護者の満足感を高めたいと考えています。ICT 化を進めることで、業務の効率化を図るとともに、保護者の負担を軽減し、信頼を高めることが期待されます」
D (株式会社)	コロナ禍における情報共有の工夫
E (公益社団法人)	保護者と保育所の連絡体制、共に子育てを行うパートナーとしての取り組みを評価している
F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が意見を述べやすい環境の確保（無記名のアンケート調査を定期的実施）</li> <li>・ 未満児は連絡帳で、年少からはアプリでの連絡体制になるが、連絡帳による連絡も併用してほしいという要望がある</li> </ul>
G (一般社団法人)	利用者アンケートで「連絡帳への回答などが無いときがある」と指摘があった。保育園への聞き取りでは「連絡帳などで密にやり取りしている」という回答であった。利用者アンケートの指摘について伝え、保育現場の状況把握と担当保育士との連携を密にする必要がある
H (一般社団法人)	連絡帳だけでなく、アプリを使用する等の連絡ツールを使用し、子どもについての理解しておくべき情報をやりとりする事業所も増えてきた。保育参観や発表会等の行事を通して保護者の感想、意見、悩みごとなどを共有する機会を設けることについては、記録する内容について基準を定めておくと、共通認識を図るしくみが互いにわかりやすいのではないかと
I (NPO 法人)	児童虐待防止マニュアルに基づく職員研修を行い、虐待予防の取り組みの強化を図る。保育士の虐待予防についての研修はあるが、保護者の虐待予防という面からの保護者に対する周知はあまりない。公立の保育所では、人権委員などを招いて保護者向け研修を開催しているので評価できる
J (NPO 法人)	連絡帳などが活用されている保育所が多い。年長になると口頭による伝達が多くなるが、連絡帳を使用してほしいという保護者の声もある
K (NPO 法人)	気になる保護者への対応や、保護者からの相談への対応の記録に関するマニュアルの整備が課題である

⑥ 保護者等の支援

A (合同会社)	乳児は連絡帳と口頭で保護者に伝える。幼児からは連絡帳はなくなり、日々の活動等は掲示板で伝えている。保護者からは、連絡帳がなくなったことについて不満の声が出ている
B (社会福祉法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送迎時の会話や連絡帳で保護者との信頼関係を築くとしているが、個別面談等の支援が行われていない</li> <li>・ 虐待等の早期発見に努めるとともに、予防的に保護者の相談に乗ったり、子育てのアドバイスを行うなどの援助を行うとともに、虐待等が疑われる場合に情報共有して対応を協議できる体制を整備することが求められる</li> </ul>

C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「保育園の日常的なサービスにかかわる保護者の意向は、行事後の感想文や嗜好調査アンケートを実施し、把握しています。子どもの成長の目安などは、懇談会や年1回の個人面談で伝え、懇談者会では子どもたちの成長を記録した動画『育ちのあゆみ』を見るなど、保護者との信頼関係の構築に努めています。また、保育参加では親子ふれあい遊びを実施し、ともに子どもの成長を感じ、共有しています。保護者の声を受けて行事への参加方法を見直すとともに、姉妹園でも実施している保護者主体の夏祭りの開催に向けた手順を検討しています」
D (株式会社)	虐待を疑われる場合の家庭への支援
E (公益社団法人)	評価基準のとおり
F (NPO 法人)	家庭との連絡では、連絡帳を利用しているケース、スマートフォンのアプリを利用しているケース、併用しているケースがあり、混在している。スマートフォンのアプリを利用することのメリットを伝えている
G (一般社団法人)	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築く努力をしている様子は記録などで伺えた。聞き取りでは、保育者から保護者に声をかけて家庭での様子を聞き取り、情報共有した上で子育てのアドバイスを行っている。個別懇談マニュアルのもと、実践で「つぶやき雑談等記録ノート」を活用していることなどの回答が得られた。しかしながら「友だちにいじめられていると言っているが本当か」という事例が利用者アンケートの回答にあった。保護者の隠れた不安や不満を丁寧に拾う努力が、さらに必要であることを伝える
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の思いや抱えている悩みに対応できるように、日々のかかわりで保護者との信頼関係を築いた上で、相談に応じる体制づくりが大切である。継続した相談・支援を行うため、どのように記録を残しているか確認する</li> <li>・家庭で権利侵害を受けている疑いのある子どもの早期発見・早期対応に努めるため、児童相談所等の関係機関との連携を図りながら、保護者の精神面・生活面の援助を行う。「児童虐待初期対応ハンドブック」(マニュアル)等の備えや職員研修を実施しているか確認する</li> </ul>
I (NPO 法人)	保育所の特性を活かした家族支援の明確化と周知の取り組み
J (NPO 法人)	家庭における虐待など権利侵害を受けている疑いのある子どもの早期発見・早期対応のためのマニュアルの整備ができていない例がある。マニュアルに沿った手順の確認等が必要と思われた。受審により、改善されたと思われる
K (NPO 法人)	コロナ禍において、保育参加や個別面談が実施できる取り組みについて工夫されている

⑦ 保育実践の振り返り

A (合同会社)	保育実践の振り返りが記録や指導計画に反映されていない。次年度計画などの書面になっていない
B (社会福祉法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス会議と人事考課をもって自己評価と解釈しているが、保育実践の振り返りとなっていない</li> <li>・毎月「よかったこと」「頑張ること」を園長に報告することを自己評価としているが、保育士間の話し合いがない</li> <li>・保育士の自己評価の実施時期が定まっていない</li> <li>・「子どもの育ちの視点」「自らの保育の視点」から、職員全体で行う振り返りに至っていない</li> </ul>
C (株式会社)	【評価結果報告書より抜粋】「子どもと保護者への支援方法について、職員間の共通理解を図っていこうとしています。クラス内の課題も、園全体で対策を検討したいと考えています。キャリアの高い職員の保育技術を継承していきたいとも考えています。そこで、園内研修を実施するとともに、個別支援会議などでOJTを行っています。ただし、保育実践の考え方や手法、園内の実務履歴に関するテキストなどは作成していません。今後、園のノウハウを振り返るために、保育実践を丁寧に記録し、振り返るなかで、自らの特色とその実践ノウハウを抽出できるものと思われまます」
D (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の自己評価を（集計し）まとめて公表する</li> <li>・保育士の自己評価と第三者評価における職員の自己評価の関係につなげる</li> </ul>
E (公益社団法人)	評価基準のとおり
F (NPO 法人)	クラスごとに保育目標の達成状況、園児への対応、保護者対応等に関して評価と分析を行い、今後に向けた取り組みを「期のまとめ」で明確にしているが、定期的な自己評価を行っていないため網羅的でなく、主観的なまとめになりやすい
G (一般社団法人)	自己評価チェックリスト（保育士用）を活用し、保育実践の振り返りを行っているが、具体的な振り返りの方法については、聞き取りの回答にはなかった。今後は自己評価結果について分析するとともに、評価の偏りが大きいケースについては注目し、専門性の向上につなげられるように、職員間の学び合いや協働の基盤を大切にしていこうと伝える
H (一般社団法人)	保育士等が会議や行事等で自己評価する機会があるか、主体的に自らの保育実践の振り返りを行うしくみづくりがあるかについて確認する。個々の保育士等の振り返りが保育所全体の保育実践の自己評価につながっていくことが望ましい
I (NPO 法人)	個々の保育士による自己評価を取りまとめ、保育所全体の自己評価につなげる。保育士の自己評価と保育所の自己評価が連動していないことが多い。保育所の自己評価は、義務的にやっている感じが多く、あまり定着していない
J (NPO 法人)	保育記録、保育士間の話し合いによる保育実践の振り返りは実施しているが、保育所全体の自己評価につなげる体系的な取り組みは十分ではないように見られた ※定期的な自己評価や振り返りの実施は少ない
K (NPO 法人)	保育記録、保育士間の話し合いによる保育実践の振り返りは実施しているが、保育士等の自己評価を保育所全体の自己評価につなげることができていないことが多い

●問7-2の補足質問：好事例集作成のため、具体的な改善の取組があればご紹介ください。

<p>A (合同会社)</p>	<p>&lt;保育課程の作成&gt;※こうしたらよいという見本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な計画は、園の保育理念、保育目標、保育方針を職員全員が共通理解して取り組むことで、地域性や園の特徴等を生かすことにつながる。子どもと直接かわっている現場の職員と作成することで、全体的な計画は生かされ、活用できる</li> </ul> <p>&lt;環境を通して行う保育、養護と保育の一体的展開&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な計画では、乳児の保育の3つの視点が幼児へとつながるように作成されている。年間指導計画や月指導計画にも意識的におろすことで、養護と教育の一体的展開が確認・反省され、実践につながっていくこと</li> </ul> <p>&lt;健康管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SIDS、エピペン対応、ノロウイルスの感染が発症した際の処理の対応は、実際に訓練しなければすぐ身体は動かず、対応することはできない</li> </ul> <p>&lt;食 事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル等を利用した水栽培など、室内でできることを工夫し、食育につなげてほしい（園庭がない保育所など）</li> </ul> <p>&lt;家庭との密接な連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導計画に保護者の声等を反映させることで、保護者と共有して保育を行うことにつながる</li> </ul> <p>&lt;保護者等の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に対しては、通り一遍の声かけではなく、子どものエピソードを伝えるように心がけてみてはどうか。積み重ねていくことで、信頼関係が深まっていくと思う</li> </ul> <p>&lt;保育実践の振り返り&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育実践の振り返りでは、日々の保育が大切になってくる。ワンポイントでもよいから書いていく。記録することで、子どもが見えてくる</li> </ul>
<p>B (社会福祉法人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理に関しては、健康診断、必要な受診、記録等が適切に行われている</li> <li>・食育が浸透し、マニュアルが整備され、適切に行われている</li> <li>・保育のなかで、絵本・紙芝居などの読み聞かせを通して、それぞれの年齢に応じた身体、健康、虫歯予防等について意識できるように取り組んでいる</li> <li>・課題：現状の職員配置基準に対して、保育所保育指針の一部の項目は、人員に見合わない高い水準を求め、形式的な体裁を整える取り組みにとどまっている。また、独自解釈による現場ルールが見られることもある。体制の脆弱性を考慮すれば苦肉の策であり、現場の涙ぐましい努力とも言える</li> <li>・第三者評価基準は、着眼点・留意点を考慮して評価を判断することから、基準の達成がより難しいものとなっている</li> </ul>
<p>C (株式会社)</p>	<p>【評価結果報告書より抜粋】「保育実践に関連した設問では、そもそも「取り組んでいない」として「(取り組み)なし」や「c」をつける事例がほとんどありません。なぜなら、保育の理念も実践も多様性があり、実践内容の「質」について言及することが困難なためです。そのため、よりよくするために何をするのかという視点に立ち、レベルの高い要求をするケースが多くなっています。その要求を報告書に記載する際、コーチングスキルを用いて事業者自らのコメントを引き出し、評価者の期待としてではなく、事業者のビジョンとして掲載できるように努めています」</p>
<p>E (公益社団法人)</p>	<p>事業所の評価後の取り組みから、内容評価内の保育マニュアルの整備が著しく進んだように感じられます。「マニュアル化できない」という職員が多いなかで、マニュアル化ができると、第三者評価が事業所が変わるきっかけを提供しているように感じられた</p>

F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通評価基準の自己評価は 50%程度が「a」と評価し、内容評価基準の自己評価では 70%が「a」としている。全国的な傾向がわからないので、比較ができず、課題の指摘が少ない</li> <li>・ 県で推進している自然との触れ合いの事例を紹介している</li> <li>・ 組織の成熟度に応じて、できる範囲を見極め、取り組みやすい課題から改善してもらうよう心がけている</li> </ul>
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の認識として、取り組みを文書化することの大切さを再確認し、記録を習慣づけることで、そこから改善点の確認、職員間の共有など、改善に向う速度が飛躍的に早くなった</li> <li>・ 現場職員の認識として、第三者の目が入ることで、基本的に踏まえるべきポイントを確認し、共有できたことで、日々取り組んでいることへの自信にもつながり、さらに「目指すべき職員像」がより明確になったと喜ばれた</li> </ul>
K (NPO 法人)	<p>子どもの権利擁護についての評価項目がなく、県版には追加してもらった。全国的な問題にもなっているので、全社協版を見直す必要があると考える。家庭での虐待防止の評価項目はあるが、保育所での不適切な対応や虐待への対応についての評価項目が設定されていないので、全社協版への追加検討が望まれる</p>

●問 8. 保育所が第三者評価を受審した動機について把握されていたら、どのような動機が多かったかお聞かせください。あてはまる項目のうち、特に重視している項目を、下記の枠の中に第 1 位から第 3 位まで該当の番号をご記入ください。

選択肢	第 1 位	第 2 位	第 3 位
1. サービスの更なる向上につなげたいため	2	2	1
2. 園全体を総チェックして、現状を把握したいため	1	2	3
3. 改善のヒント（気づき）を得たいため	2	1	2
4. 園の強み・弱みを明確にしたいため		1	
5. 評価結果を広く公表して園の透明性を高めたいため		2	
6. 保護者の意向を把握したいため			1
7. 職員の意向を把握したいため			
8. 第三者評価が努力義務となっているため	1	1	1
9. 法人の基本方針に第三者評価受審が位置づけられているため	1	1	1
10. 行政の補助金の対象となるため	2		
11. 市町村の審査基準の対象となるため	2		1
12. 民営化の要件であるため		1	1
13. 予算の弾力運用のため			
計	11	11	11

■問8：特記事項

B (社会福祉法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所における何らかの課題を認識した理事や園長が、現状打開のためのヒントや改善の気づきを得ることに期待して受審したと思われる</li> <li>・人口減少に伴い、保育所は経営縮小（定員削減）に向かっているため、受審の優先度が低い</li> <li>・保育士の確保が優先課題であるため、受審の優先度は低い</li> <li>・余裕のない体制を背景として、サービスの質の向上の意欲（選択肢・1）は高くない</li> <li>・コロナ禍で受審したある保育所は「行事を中止したことで、子どもの保育について話し合う時間が確保でき、人権を基本に置いた真に子どもに必要な保育のあり方を考えることができた」という感想を述べていた。保育所の特長を打ち出すため、過剰な行事を行っていたことへの反省がうかがえた</li> </ul>
C (株式会社)	<p>東京都の場合、初歩的には「保育士等キャリアアップ補助金」の交付要件に3年ごとの第三者評価の受審実績が必要となるために、受審が普及したと考えられます。ただし、現在は、事業者は評価機関をコンサルタントと似たものと捉え、業務改善とサービスの質の向上を目指して積極的に気づきを得ようとの考えで毎年評価を受審する事業者も増えています。そのため、弊社の場合は、都内の評価実績に基づいて、都外にある系列園でも評価の受審を考えたいという相談が増えています</p>
E (公益社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政立の事業所の民営化に第三者評価の受審を義務づけ、インセンティブを準備して実施することが必要と考えます。事業所には、一度は第三者評価を受審して、利点や経営に活かせる点を体感してほしい</li> <li>・評価機関としても、評価の機会が少なければ少ないほど、評価調査員が育成しづらくなり、評価機関の質の低下につながっている</li> </ul>
F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は公立保育所の受審が中心で、民間保育所の受審はあまりない。現在、保育所の受審を進めている市町村は5～6カ所である</li> <li>・市をはじめ、入札によって評価機関を選ぶので、入札で落札する場合もある。特に、交通費のかかる遠い市町村で落札できる可能性は低い。安い価格で落札しても採算が取れないが、やる気のある保育所ならば受けていきたい</li> <li>・公立保育所の受審が多いのは、県の監査指導等の際の受審要望があるからかもしれない。公立保育所の行政指導部署は、保育所のサービスについてきめ細かく把握することができないため、第三者の目を入れる意義があるのかもしれない</li> </ul>
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価だけでは気づけない問題点を探り、サービスのさらなる向上につなげたい</li> <li>・福祉人材育成認証制度の取得のためなどの理由はあるが、目指すところは質の高いサービスの提供である</li> </ul>
J (NPO 法人)	<p>県では、事業所の建て替えや修理等で補助金を得た場合は、3年を目途に第三者評価を受審することを求めている</p>
K (NPO 法人)	<p>市町村の保育所の指定管理等を受ける法人は、第三者評価を受けることが望ましいと市町村が定めてからは、受審件数が多くなった。したがって、ある程度は行政による誘導は必要と考える</p>

●問9. 貴評価機関では、評価後のフォローアップを行っているでしょうか。

行っている	行っていない
3	8

●問9-2 「行っている」と答えた評価機関にお聞きします。どのような方法で行っていますか。

C (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「写真を入れたQ &amp; Aスタイル」や「動画形式」の報告書を作成し、広く読んで(知って)もらえるように工夫しています。利用希望者のみならず、就職希望者にも読んでもらえる報告書として活用してもらっています</li> <li>・コンサルティングではなく、評価機関からの情報提供の範囲において、事業者の関心事に沿って参考になりそうな業界内の取り組みを紹介しています。受審事業者が保育園の自己評価票を作成するタイミングで、各設問の解説を行う全12回のオンラインセミナーを実施しました。過年度の受審園・事業者も参加できるようにしています</li> </ul>
I (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望に応じて、職員全体を対象に「評価活用セミナー」を実施している</li> <li>・報告会と別に、職員の研修会を開く。別料金として、公表が終わったのちに行う。受審した保育園の約6割が希望する。2時間ぐらいの時間数で行う。標準化が課題になっていたら「どういうことが標準化で、どういうマニュアルが求められるか」などを話す</li> </ul>
K (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果報告会を実施している。「項目を狭めて、もう少し聞きたい」などの希望があれば、訪問して説明している。事業所はその後、改善計画の策定に取り組んでいる。その際の参考資料として、評価項目に関する資料やサンプル等を準備し、渡している</li> <li>・他の事業所の取り組みの紹介や具体的な資料の提示、文書化するなど、事業所にわかりやすく伝えている</li> <li>・実施後に指導計画作成等の研修を実施している</li> <li>・改善点等についての資料提供等を行っている</li> </ul>

●問9-3 「行っている」と答えた評価機関にお聞きします。その場合の費用負担をお教えてください。

C (株式会社)	制度的に別契約を結んだり、別途請求を立てたりすることはできません。そのため、評価受審契約内の無料サービスとしています。ただし、継続したコミュニケーションが評価機関との信頼関係を築き、次の受審の依頼につながると考えています
I (NPO 法人)	事後評価セミナー (3万円+交通費)
J (NPO 法人)	受審後、園長の依頼で6カ月間、リーダーシップ、人材育成等に関する相談を受け、無償でフォローアップ(ビジネスコーチング)を行った例がある。希望があれば、フォローの内容や期間によって費用を設定したいと考える
K (NPO 法人)	研修の場合は、講師料をもらうことがありますが、講師料は依頼側の一存で決めています。その他については、無料です

●問9-4 「行っていない」と答えた評価機関にお聞きします。そのお考えをお聞かせください。(複数回答)

選択肢	件数
1. そもそも評価機関がフォローアップすることが想定されていないので	4
2. 評価機関がコンサル的な業務を行うことになると思われるので	3
3. 費用が課題であるので	1
4. やりたい気持ちはあるが、そこまで手が回らない	1
5. 第三者評価のプロセスにフォローアップが位置付けられたら行いたい	2
6. その他	2

## ■問9：特記事項

E (公益社団法人)	職員や事業所から希望があれば、研修のような形態で、改善について調査員を交えて話し合ってもよいと思っている。ある程度のフォローアップであれば、実施可能であるが、より頻度が多く、深い内容のコンサルティングは時間がなく、取り組みにくいと思われる
H (一般社団法人)	第三者評価を受けることでどのように改善されたか、訪問して確認したいところではあるが、受審した事業所が必要に応じて繰り返し受審希望を（当評価機関に限らず）出し、引き続き受審することで、よりよい改善につながると捉えている
J (NPO 法人)	評価結果について説明することは、評価機関の責任であると考えている。評価結果を受けて、保育所自身が主体的に改善のために取り組むことが大切であり、評価機関が容易にアドバイスや提案を行うことは危険であると思う。改善は、主体的に自分たちで取り組むことがよいと考えている

## ●問10. 貴評価機関では、保育の評価調査者の確保は容易でしょうか。

容易である	容易でない	その他	計
3	7	1	11

## ●問10－2. 前項で「容易である」と答えた評価機関にお聞きします。どのような方法で確保しているのでしょうか

A (合同会社)	内容評価基準の評価のできる評価者がいる程度いる。県には公開名簿があり、評価者は複数の評価機関に登録している。また、公表では評価者の氏名が掲載されるので、自社育成の有無を問わず、雇用が可能である
C (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>弊社で評価を受審したことのある施設長などから、弊社で評価調査者としての登録がしたいと申し出てくるケースが増えています。評価調査者として他の事業所を見ることで学べると期待し、保育所評価を専門に行う弊社で登録したいと考えてくれた結果と受け止めています</li> <li>また、法人代表者が公立保育園の保育士で構成される NPO 法人に参加して、保育士とのコネクションを確保しています</li> </ul>
G (一般社団法人)	保育士とは研修会や講習会でつながりがあり、第三者評価者に推奨する機会がある

## ●問10－3. 前項で「容易でない」と答えた評価機関にお聞きします。確保するための対策としてどのような取組をしていますか。

B (社会福祉法人)	引き受けてくれそうな人へ個別に声かけをしている
F (NPO 法人)	口コミで探しているが、難しい。なり手があつたとしても、県が評価者養成研修を実施していないため、新規の評価者を養成するには全社協の研修に頼らなければならない。交通費のこともあり、養成に課題がある。継続研修は県が主体となって行われている
H (一般社団法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別に声かけしているが、所属法人を通して協力を依頼する場合もある</li> <li>第三者評価調査者養成研修において、この事業の意義と必要性を認識してもらうため、評価調査者には可能な限り研修の再受講を勧めている</li> </ul>
I (NPO 法人)	他の評価機関の評価調査者に、従たる評価機関として登録してもらっている
K (NPO 法人)	保育資格保持者への個別の声かけや一本釣りをしている

●問 11. 貴評価機関では、保育所評価の際に、保育サービス経験者を評価調査者として従事させていますか。(複数回答あり)

選択肢	件数
1. 必ず従事させている	5
2. なるべく従事させているが、そうならない場合もある	5
3. 評価補助者として、従事させている	
4. 特に考慮しない	
5. その他	1

■問 11：特記事項

A (合同会社)	保育士の資格を持っている評価者がいる
B (社会福祉法人)	4～5人体制の訪問調査において、全員を保育士資格のある評価者で固めることはできない。最低でも1名、極力2名は保育士資格のある評価者が従事するようにチームを構成している。特に内容評価については保育士資格のある評価者が必要である
C (株式会社)	限られた期間で調査・評価を行うため、受審事業所担当者と良好な関係を築くことを重視しています。弊社にはリーダーが3名いて、それぞれの適性に応じて担当園とコミュニケーションの取り方を工夫しています。一方で、評価者の平均年齢が40歳代という点を特徴とし、保育事業に関連する最新の情報を届けています。弊社にも保育サービス経験のある評価者が複数名所属していますが、そのキャリアのみを重視して担当に配置することはありません
D (株式会社)	保育経験者を要望する受審事業所もあるが、経験者は保育への思い入れ(独自の思想)があり、客観的になりにくい。しくみより中身のみに関心がいく
E (公益社団法人)	現在の保育サービスの状況がわからないと第三者評価しにくいいため、訪問調査には経験者に必ず同行してもらっている
F (NPO 法人)	保育士資格のある評価者は2名所属している
H (一般社団法人)	訪問のチームの3名のうち、必ず2名は保育士資格のある実務経験者で構成しています
I (NPO 法人)	過去1例だけ、保育士資格のない評価調査者が内容評価基準を担当した例がある。訪問調査の準備段階で保育の経験者からアドバイス得て、評価に臨んだ
J (NPO 法人)	そうならない場合は、評価者3名で合議する。評価に行く前には、保育の経験者からアドバイスしてもらっている

●問 12. 保育の評価調査者の資質を確保するためにどのような方策を講じていますか。(複数回答あり)

選択肢	件数
1. 保育サービス経験者に評価調査者になるよう依頼する	5
2. 評価調査者養成研修を受講した保育経験者をリクルートする	1
3. 保育サービスの研修を行い、評価調査者が共通認識を持てるようにしている	8
4. 保育所からの評価に関する意見(アンケートなど)をいただき、改善に努めている	3
5. その他	1

## ■問 12：特記事項

A (合同会社)	自前で保育サービスの研修を行っている。評価に入る人を中心に行う。講師は保育士経験者や代表などである
B (社会福祉法人)	子ども・子育て支援新制度、保育所保育指針、行政監査の項目等の研修も必要である
C (株式会社)	評価調査者の資質の向上を目指し、独自のテキストを作成して内部研修を行っている。評価ツールも報告書の書式以外は独自のものを用いているため「C (株式会社) の評価者」として育成している
G (一般社団法人)	第三者評価の訪問調査、事前打ち合わせ、事後打ち合わせの合議の機会に OJT による指導を行っている
H (一般社団法人)	調査者養成研修の再受講、またはベテランの調査者と同行してもらうなど
I (NPO 法人)	研修は、年度初めに基本研修、分野別研修、キャリア別研修など 3 回ぐらいは受ける。評価調査者が 50 名いるので。講師は事務局、代表、リーダー的な者で担う。評価調査者には園長もいるので、助言等してもらうことがある
J (NPO 法人)	定例的に研修会を行っている。専門の評価調査者にその領域の解説を依頼している

●問 13. 第三者評価の受審数が少ないことが課題になっていますが、その理由として特にあてはまると思う選択肢を、下記の枠の中に第 1 位から第 3 位までお聞かせください。

選択肢	第 1 位	第 2 位	第 3 位
1. 受審は努力義務であり、必須ではないから	4	1	1
2. 第三者評価の必要性をあまり感じていないから	3	2	3
3. 自己評価をしているのでそれで充分であるから			
4. 受審することによるインセンティブがないから	1	3	2
5. 評価費用が高いから		1	2
6. 評価機関・評価調査者の質が信頼できないから		1	
7. 受審のための準備作業が大変であるから		2	2
8. 第 3 者評価が市民・保護者に知られていないから	3		
9. 評価そのものの有効性が見えないから		1	1
10. abc と評価されることは保育サービスになじまないから			

## ■問 13：特記事項

B (社会福祉法人)	・そもそも、現状の人員基準では第三者評価を受審するゆとりがない ・保育所保育指針や第三者評価基準ガイドラインの水準を目指すための研修をはじめとした保育所への支援がない
C (株式会社)	評価制度について、そもそも一般に知られていないことが最大の課題であると考えています。特にインセンティブを設けていない地域において、広報戦略の見直しが必要であると感じます。また、都道府県単位で評価スタイルが異なる点が、わかりづらさの背景にあると思われます。都道府県をまたいで事業所を持つ法人などで、評価結果を一律に扱えない点に不満を持っているという声を聞いたこともあります
E (公益社団法人)	第三者評価の受審が広く市民に知られるようになれば、評価自体がよりスタンダードになると思われます

F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所の場合、行政の意向次第で受審が決まる。入札のため、保育所の園長の希望で評価機関を選択することはできない。民間保育所の場合は、理事長などのリーダーシップがなければ受審は難しいであろう</li> <li>・受審のための自己評価などは、通常の勤務時間外に行っていると思われるため、働く人（保育士）に対する組織的な問題がある。園児を見ながらの受審や準備は大変であろうと感じている</li> <li>・働きやすい土壌がなければ、受審は進みにくいのではないかと。自己評価の項目数が多く、内容も専門的用語が多い。時間がかかり、負担が重いと感じている</li> </ul>
H (一般社団法人)	当評価機関では、受審件数が少ないとは思っていないが、強いてあげれば、監査と混同して、第三者から訪問され、評価されることへの抵抗感があったり、資料の準備も大変であるというイメージがあるのかもしれない
K (NPO 法人)	一度、第三者評価のプロセスを事業所に体感してもらえれば、運営や経営に役立つことを理解してもらえるとと思うが、一回目の受審が低調であるため難しい

●問 14. 第三者評価と行政による指導監査の活用に関する関係性についてお聞きします。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項目	そう思う	どちらとも いえない	そう思わない	計
1. それぞれに園として改善すべき点や今後取り組むべき点を明確にする上で補いあっている	4	4	3	11
2. 第三者評価では、指導監査では得られない参考となる意見が得られる	9	2	0	11
3. 行政による指導監査のみでは問題なしとした事項が、第三者評価によって改善へとつながっている	7	3	1	11
4. 一般指導監査などの結果では、これまで特に相互の関連を気にしたことはない	4	4	3	11
5. 第三者評価と行政による指導監査の違いが不明で、第三者評価を実施する必要性に疑問を感じている	0	2	9	11

■問 14：特記事項

A (合同会社)	行政の監査は書面を見て重箱の隅をつつくような感じと言われたことがある
H (一般社団法人)	監査と第三者評価では、明らかに目的や方法に違いがあることを認識され、第三者評価の目的を正しく周知できればよいと思う

●問 15. 前問選択肢 1～5のうち「そう思う」に○をつけた評価機関にお聞きします。「そう思う」の具体的な内容についてより詳しくお聞かせください。

A (合同会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選択肢 2：書面監査では得られない保育内容の詳細に言及する</li> <li>・選択肢 3：事業所の建物の構造上、子どもが扉を開けて入れることに伴うリスクがあった</li> </ul>
----------	--

B (社会福祉法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所監査資料および自主点検票と第三者評価基準ガイドラインを比較すれば、違いは明らかである。指導監査は最低基準に関して「なし」「していない」ことに改善や是正を求めるもので、監査の指摘事項は義務的に改善しなければならない</li> <li>・ 第三者評価は「ある」「している」であっても、しくみが効果的に機能している状況（構造、過程、結果）について、その実態や裏づけを確認し、改善課題の優先度を記述して、事業者の取り組みを支援するものである。また、そのコメントの記述が、利用者のサービス選択に資する情報となる</li> </ul>
C (株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選択肢1～3を実践することが、第三者評価制度の基本的な目的であると理解しています</li> <li>・ 指導監査は「最低基準を満たさない点があれば指摘され、改善を要求される」という点において緊張感を伴うものです。しかしながら、要求のレベルはそれほど高くありません。対して、第三者評価はその最低基準を超えた領域の実践内容を把握するところから始まります。利用者・職員・地域住民からの期待に応え、信頼を得ていくためには、必要最低限のことはしているだけでは十分ではありません。より高い意識、ハイレベルな実践が求められるなか、事業所がその手助けを求める相手が評価機関です。受審事業者が一方向的に評価を受けるのではなく、評価機関に対して遠慮なく質問することができたり、知りたい情報を得ることができる点を受審するメリットにできるものと思われま</li> </ul>
D (株式会社)	<p>職員の参画や工夫、意欲の面は、監査では得られないと思う（話し合いによる情報共有や手づくり玩具など）</p>
E (公益社団法人)	<p>第三者評価では、職員の自己評価や利用者調査から見えてくる事業所の課題について評価調査員と話し合うことによって、事業所の管理者等は、自ら新たな気づきにつながることが多い。自分で気づいたことは、その後に実践されやすい</p>
F (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査は「できていないところ」を指摘するものであるが、第三者評価には「よいところ」や「伸びしろのあるところ」も指摘し、やる気を出してもらおうという一面がある。保育所自らが課題を評価し、継続的に改善を行える組織となることを助けるしくみであると考えている。</li> <li>・ 事業所の外から一度でも見てもらうことで、気づきを感じることも多いと思うので、受審してほしい</li> <li>・ 昨今の虐待もそうであるが、以前は散歩中の交通事故の課題もあったことから、そのような社会的課題の解決に気づくための評価を行ってきた。問題が表面化する前に第三者評価を活用し、予防につなげてもらいたい</li> </ul>
G (一般社団法人)	<p>関係施設は、利用者が豊かに生活できるように、よりよい施設になるように日常的に考えていく必要がある。評価調査者もそのことを願って調査していることから、互いに今後の改善方法について知恵を絞り、考え合うことで、利用者の最善の利益を考慮した生活を創ることができ、よりよいかかわり方を見つけることができると考える</p>
H (一般社団法人)	<p>行政が行う監査指導と第三者評価とは、そもそも目的が異なっていて、それぞれに補い合うことが理想と捉えている。行政が行う監査とは、行政として、事業所が本来そうであるべき基本的な部分を指導するものである。一方、第三者評価では、欠陥を指摘するのではなく、よいところを見つけて、さらに伸ばしていくポジティブアシストに徹することが重要であると捉えている。各事業所が日々の保育サービスの向上のために取り組んでいることや、自らも気づいていない視点にまで光を当て、評価することによって、事業所が自信を持ってさらに自己評価を繰り返し、自らの現状に向き合い、努力すべき点、改善されている点などを明確にし、俯瞰的にチェックするあり方、姿勢を見守る伴走者として存在することが第三者評価機関の立ち位置であり、評価調査者のあり方と考える</p>

I (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価では、中・長期事業計画や権利擁護など、指導監査ではわかりづらい事項を把握することができる。利用者評価から、新たなニーズが見出せる</li> <li>・監査とは明確に違うので、意見は特にない。監査側が第三者を活用することはよいのではないかと思う</li> <li>・ベテランがパートで働いていて、若い人が正職員という保育園が多い。そのため、ベテランが若い人を指導できないという実態が、多くの保育園で見られる。虐待事案なども、背景にそういう風土があるのかもしれない</li> </ul>
J (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選択肢・1：指導監査は最低基準を満たしているか確認することが目的であり、第三者評価は、よりよいサービスの提供のために、事業者が主体的に課題を把握し、改善に取り組むことを目的にしている。最低基準を満たしていなければ指導を受けるが、第三者評価の結果を受けて改善するかしないかは、事業所の質の向上への考え次第であると思う</li> <li>・選択肢・2：第三者評価では、個々の保育所の主体的な取り組みを「特に評価の高い点」として公表するため、保育所の特徴や個性、職員の頑張りなどをアピールすることができる</li> <li>・選択肢・3：自己評価を全職員が実施することで、一般の職員も事業所の運営が計画的で組織的であることの大切さを学び、組織の一員としての意識が高まるので、よい職員研修になると思う</li> <li>・選択肢・4：40年間、保育所を運営してきた園長は「これまで毎年、指導監査を受けてきたけれど、行政職員から保育士への声かけはまったくなかった」と言う。しかし、第三者評価では、評価調査者が保育士に直接いろいろ質問をしたので、その保育士は「とても嬉しかった」と園長に伝えたそうである。園長は「保育士の頑張りや評価結果のなかで公表することは、保育士のモチベーションの向上につながると思う」とコメントしている</li> <li>・保育所に受審の説明を行うときに、指導監査と第三者評価の違いをわかりやすく説明している</li> </ul>
K (NPO 法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導監査と第三者評価の視点がまったく違うことも要因であるが、実際に指導監査の翌日に、第三者評価の訪問調査を実施した際に、指導監査では指摘はなかったが、第三者評価では運営面において改善課題等の指摘があったという</li> </ul>

## 4 保育所に対するヒアリング調査結果

### 1) ヒアリング調査対象の選出方法など

① 保育所へのアンケート調査において、受審保育所用アンケートの「設問 20」および未受審保育所用アンケートの「設問 16」で「ヒアリングに協力いただけるか」を尋ねた。その結果「ヒアリングに協力できる」と回答した保育所のうち 25 カ所から協力を得て、調査対象とした。

なお、東京都内の保育所にあっては、同一市区町村あるいは同一法人から複数の保育所が「ヒアリングに協力できる」と回答があった例があり、地域や法人が偏らないように調整した。

② ヒアリングに協力した保育所は記号・番号で表記し、第三者評価の受審経験のある保育所は「A (数字)」、受審経験のない保育所は「B (数字)」の形式で表記している。

### 2) ヒアリング調査期間

調査期間：2022〔令和 4〕年 12 月 24 日～2023〔令和 5〕年 2 月 28 日

### 3) ヒアリング調査結果

保育所に対するヒアリング調査の結果は、以下のとおりである。なお、保育所別のヒアリング調査結果の詳細は、当法人のホームページに掲載するので参照されたい。

No.	第三者評価の受審	地域	運営主体	定員(名)	自己評価の実施状況					自己評価と第三者評価の取り組み
					チェックリスト	記録等の振り返り	外部講師等の指導	保護者の意見	その他	
A01	あり	東京都内	学校法人	110	○	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b> 10項目の行動指針を作成し、それに基づいて保育を振り返っている。外部講師を活用した園内研修、調査研究機関との共同研究で、リトミック、絵本、食育、環境等を研究し、実践している。評議員、運営委員(保護者代表による)から定期的に意見を得ている。 これらの取り組みは事業報告にまとめ、次年度の事業計画に反映させ、PDCAサイクルを意識して取り組んでいる。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 2年ごとに受審している。定期的な受審によって保育の質の向上と地域への情報発信を行い、安心して利用できる保育サービスの提供に努めている。 受審することで、わかっているが着手していなかったことや、園の強みが再認識できる。第三者評価の職員意見と保護者意見が参考になる。</p>
A02	あり	東京都内	株式会社	80	○	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b> 園は「地域とともにある」という方針のもと、運営委員会の委員は第三者委員(自治会関係者、民生児童委員)と保護者(公募)に委嘱している。 率直な意見により現状を見直し、時代の変化に対応できるように取り組む貴重な機会となっている。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 会社の方針で積極的に受審している。「保護者が意見を言いやすい環境づくり」について指摘され、園だより、掲示物、アンケート等の改善に取り組んだ。改善の取り組みは主任会議、職員会議で共有し、検討している。 受審を、園の成長の機会として捉えている。</p>
A03	あり	東京都内	社会福祉法人	58	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b> チェックリスト、保護者アンケート、運営委員会の意見、自治会・民生委員からの情報、地域の私立園長会による研修、職種ごとの保健連絡会、調理会議などから得た情報のすべてが自己評価につながるよう取り組んでいる。子どもの経験が広がる取り組みにつながっている。 アンケートの内容は『園だより』に掲載しているが、チェックリストの結果は数値化し、保育園内部で活用している。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 「保育理念の職員への浸透」「地域の社会資源とのかかわり」「食育」のさらなる取り組みをとという指摘を受け、職員会議で保育士の新しい意見を引き出している。 地域に知り合いが増え、子どもたちの経験の場が増えた。改善の取り組みを通して、子どもや職員からの提案が増えている。</p>

No.	第三者評価の受審	地域	運営主体	定員(名)	自己評価の実施状況					自己評価と第三者評価の取り組み
					チェックリスト	記録等の振り返り	外部講師等の指導	保護者の意見	その他	
A04	【欠番】	—	—	—	—	—	—	—	—	
A05	あり	東京都内	社会福祉法人	110	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b> 理事会、評議員会、保護者、自治会・地域住民から意見を聞き、改善課題に取り組んでいる。 自己評価結果は職員会議で周知し、職員間の共有を図っている。職員の声を反映した改善の取り組みを心がけている。食育、家庭との連携、保育の振り返りのPDCAサイクルの導入などに取り組んだ。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 3年ごとに受審している。受審しない年度には、第三者評価の項目を使った自己評価を行っている。 受審後、評価結果を分析し、全職員で課題を共有し、改善に向けて取り組んでいる。全体的な計画の見直し、環境整備のしくみづくり、食と農の連携などに取り組んだ。受審で得たプラスの評価を活かしている。</p>
A06	あり	東京都内	社会福祉法人	160	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b> チェックリストの作成、チャートによる分析・図式化により、自己評価を行っている。評価結果について職員間で発表することで、各自の考えや保育内容が共有できるようになってきた。 地域向け講座の開催にあたって、住民の要望に応じて参加定員を増やしたところ、保護者同士の交流が進んだ。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 法人の方針で3年ごとに受審している。利用者調査の結果から、子どもの姿を伝えるための動画・写真の配信、写真によるドキュメンテーションの掲示に取り組んだ。 評価結果から、会議のあり方や職員研修の見直しを行った。自己評価と第三者評価には、相関性があると感じている。</p>
A07	あり	東京都内	社会福祉法人	113	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b> 自己評価結果は職員会議で共有するとともに、保護者宛のメールで発信している。また、ホームページに掲載している。 公開保育、第三者委員（民生委員、自治会長、卒園児保護者）、研究機関との共同研究など、外部の意見を聞いている。それにより、全園児への個別支援計画の作成、育ちの連続性に関する研究、畑活動での地域住民との交流等に取り組んだ。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 職員の学びの場としても位置づけ、受審を通じて、職員の意識改革につながる環境および養護と教育の活動プロセスの可視化、食育活動の充実と可視化に取り組んだ。 保育の質や満足度を「見える化」することが、サービスの質の担保につながると考えている。</p>

No.	第三者評価の受審	地域	運営主体	定員(名)	自己評価の実施状況					自己評価と第三者評価の取り組み
					チェックリスト	記録等の振り返り	外部講師等の指導	保護者の意見	その他	
A08	あり	東京都内	社会福祉法人	80	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b>                      法人内保育園の相互研修、第三者委員、児童発達支援事業所、巡回相談などで活用するなかで、課題の指摘や意見が得られる。                      自己評価をフロア会議で共有し、教材の見直し、保育室の配置換え等を行った。保護者に対しては、改善の取り組みを連絡帳や口頭で伝えている。</p> <p><b>【第三者評価】</b>                      利用者調査や職員自己評価の結果を、貴重な情報と捉えている。                      評価結果に基づき、法人内の複数園と訪問交流し、改善に向けた取り組みを検証している。この取り組みは、中核職員の資質の向上に寄与している。</p>
A09	あり	東京都外	社会福祉法人	90	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b>                      自己評価ガイドラインに基づく自己評価と、第三者評価の職員自己評価を、ともに職員会議で共有している。また、その双方に基づいて園長面談を行い、次年度の事業計画の構想に活かしている。                      自治体職員、保護者、町会、関連施設からの意見は職員会議で共有し、改善に向けて取り組んでいる。保護者支援や環境整備の見直しにも取り組んだ。</p> <p><b>【第三者評価】</b>                      利用者調査は園独自にも行っているが、第三者評価の利用者調査からは思いもよらぬ気づきが得られた。保育現場の職員には答えにくい項目があり、新たな課題に目を向けることができた。                      創立間もないため、組織の基盤整備、職員意識の一体化が課題であったが、第三者評価の受審は有用であった。</p>
A10	あり	東京都外	公益財団法人	60	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b>                      自己評価は、市の監査項目に入っている。毎年度、クラスごとに一年間を振り返り、チェックシートで点検している。自己評価を行うものの、次年度の課題提示が明確ではなく、次年度の計画への反映は足りていない。                      公開保育、指導監査、専門療育機関の巡回相談など、外部の意見を得て、子どもの理解、環境整備に取り組んだ。</p> <p><b>【第三者評価】</b>                      5年ごとに受審する方針である。時代の変化に応じて取り組んでいるか、取り残されていないか、自分たちの保育は改善されているかなどを定期的に確認するための大切な機会と捉えている。                      経営状況の事業計画への反映、保護者との情報共有のための ICT 化に取り組んだ。</p>

No.	第三者評価の受審	地域	運営主体	定員(名)	自己評価の実施状況					自己評価と第三者評価の取り組み
					チェックリスト	記録等の振り返り	外部講師等の指導	保護者の意見	その他	
A11	あり	東京都外	公立	138	○	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b>  毎年、各職員の自己評価をまとめて職員会議で共有している。単年度では解決しないことや繰り返し課題になることもあり、課題解決の取り組みは全体的な計画に載せている。自己評価結果から、園内研修（子どもへの関わり）、調理師の食育への参加、保育のねらいの立て方など見直した。自治体職員、民生児童委員、外部講師などから意見を聞く機会がある。</p> <p><b>【第三者評価】</b>  3年ごとに受審している。時間をかけて保育の実践を振り返り、改善を意識する機会となっている。公表されるので、園の強みを広く知らせることができる。  自然に恵まれた地域特性を活かした取り組みや、小学校との交流授業などを行い、自信につながった。</p>
A12	あり	東京都外	社会福祉法人	60	○	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b>  毎月、保育専門教員による保育実践の評価を受け（子どもの理解、育ちの見直し、保育のねらい・内容など）、保育の見直し、改善の取り組みを継続的に行ってきた。  また、自己チェックシートや保護者の園評価を実施している。保護者の園評価から、保育のねらいの伝え方を工夫した。園評価の結果は『園だより』に載せている。</p> <p><b>【第三者評価】</b>  第三者が見てくれることが重要であり、他の保育を知っている人が当園に来てもらうと、自分たちが知らないことに気づくことができる。  評価結果は職員会議で共有し、改善に向けて取り組んでいる。</p>
A13	あり	東京都外	社会福祉法人	70	○	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b>  グループディスカッションで、保育目標に照らして保育の振り返りを行っている。気づきや共感を通じて共通認識ができていく。ただ、それを次年度の計画に思うようには反映できていない。  外部講師による園内研修では保育内容の評価と助言があり、子どもの発達に合わせた環境設定や玩具などの改善に取り組んだ。</p> <p><b>【第三者評価】</b>  継続的に受審している。保育内容についての必要な見直しや職員の資質向上に資すると捉えている。職員の気づきの機会になり、利用希望者に対してPRするツールにもなる。  指摘事項については、代表者会議（園長・主任・乳児幼児担当など）で改善案を話し合い、職員会議で共有した。評価結果は園の玄関付近に掲示するとともに、ホームページに掲載している。</p>

No.	第三者評価の受審	地域	運営主体	定員(名)	自己評価の実施状況					自己評価と第三者評価の取り組み
					チェックリスト	記録等の振り返り	外部講師等の指導	保護者の意見	その他	
A14	あり	東京都外	社会福祉法人	120	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b> 法人内公開保育（合同研修）で自己評価を行っている。以前は自己チェックシートを活用していたが「保育を自分の言葉で語ることが具体的な改善につながる」と考え、合同研修による自己評価の実施に至っている。 他園を見ることで、自身の保育を振り返ることができる。言葉で語り、振り返ることができるように、クラス会議の持ち方や月案の書式を見直した。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 保護者の信頼を得るために受審して「保育の見える化」を進めている。具体策として、ホームページの充実、連絡帳アプリの導入、園だよりの掲示を行っている。 第三者評価は、経営を含めた多角的な視点で評価するものと捉えている。</p>
A15	あり	東京都外	社会福祉法人	170	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b> 自己評価に基づく年3回の園長面談で、各職員に今後の課題を提示している。園長面談や各種会議で抽出された園の課題は「カリキュラム・月例会議」で話し合い、園だよりに掲載している。 街づくり協議会、第三者委員、巡回相談（公開保育）で、外部からの意見を得て、改善に向けて取り組んでいる。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 第三者から見た課題、保護者・地域から見た課題を認識できるように、5年ごとに受審する計画である。 第三者評価で明確化された課題に対しては、役割分担し、進捗状況を確認しながら改善に向けて組織的に取り組んでいる。</p>
A16	あり	東京都外	社会福祉法人	100	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b> 自己チェックシート、記録の振り返り等を行っている。公開保育を法人内で年2回、自治体主催で、市内保育園の持ち回りで実施している。 その他にも、法人内連絡会、当園と併用で子どもが利用している療育施設、地域の畑の活動などの機会に、外部からの意見を聞く場がある。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 市の方針もあって、第三者評価を計画的に受審することとなった。振り返りのきっかけとなり、保護者にも情報開示しなければならないことを改めて感じた。 保育の見直しの時間をしっかり確保し、課題の解決に向けて中・長期的に取り組むたい。</p>
A17	あり	東京都外	社会福祉法人	120	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b> 2年前から、人事評価とは別に、全職員が自分自身の目標を立てて業務に取り組み、半期ごとに所長、主任、副主任のコメントを得て振り返りを行っている。自己評価ガイドラインは、幅が広過ぎて取り組みが難しく、自己評価の取り組みを検討中である。 幼保小中学校連携推進事業、町内会、児童相談所との連携の機会に意見をj得ている。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 自己評価のあり方と保育内容の標準化について指摘があった。経営層の評価と職員自己評価、利用者調査との差異を明らかにし、改善に取り組むよう示唆された。 主任を中心に、改善に向けて取り組んでいく。</p>

No.	第三者評価の受審	地域	運営主体	定員(名)	自己評価の実施状況					自己評価と第三者評価の取り組み
					チェックリスト	記録等の振り返り	外部講師等の指導	保護者の意見	その他	
A18	あり	東京都外	社会福祉法人	120	○	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b>            チェックリストは非常勤職員も含めて全職員が行い、改善案を次年度の事業計画に盛り込んでいる。また、公開保育、学識経験者、地域住民などから、さまざまな外部の意見を取り入れている。            子どもの発達を長い成長過程から捉えるように助言を受け、子どもの発達プロセスを整理した指標を見直したり、当園が重症心身障害児を受け入れている事例について、大学の共同研究から示唆を得ている。</p> <p><b>【第三者評価】</b>            法人の中期経営計画に第三者評価を活用することを掲げ、定期的に受審している。受審結果から、改善計画の作成、事業計画への反映まで、組織的に取り組んでいる。            受審により、専門職の育成・指導の組織化のほか、利用者満足への取り組みとして保育ドキュメンテーションの工夫等に取り組んだ。</p>
A19	あり	東京都外	社会福祉法人	73	○	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b>            自己評価の結果は職員会議で共有し、次年度の事業計画や研修計画に反映させている。            公開保育、園内研修、保育士各自の年間研究、小・中学校や大学生との交流等を行い、次の取り組みに活かしている。</p> <p><b>【第三者評価】</b>            第三者の目で見てもらうことで気づきがあり、継続的に受審したい。改善点として指摘されなくとも、評価項目に基づいた振り返り、ヒアリングのやり取りで自分たち自身で気づくことが多く、認めてもらうことで自信につながる。            保育のマニュアルの作成、記録、人材育成、保育内容の見える化、保護者との連絡のICT化などの改善に向け、取り組んだ。</p>
B01	なし	東京都外	公立	180	○	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b>            学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の取り組みのなかで、自己評価を行っている。運営委員の意見に対しては、改善に取り組まなければならない、英語絵本の読み聞かせ、職員の働きやすさ等について職員会議で検討し、改善に向けて取り組んだ。            外部講師の保育評価に基づく園内研修、研修の実践化、大学との連携等に取り組んでいる。</p> <p><b>【第三者評価】</b>            新たな気づきを得るためには、第三者による評価は必要である。            学校関係者評価の第三者評価を活用するのか、福祉サービス第三者評価を活用するのか、今後検討していく。</p>
B02	なし	東京都外	学校法人	30	○	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b>            自己評価は代表者会議、職員会議を通じて職員間で共有し、4期に分けて事業計画に反映している。保護者には自己評価を掲示し、意見を聞いている。自治体職員、児童相談所、児童発達支援センターからも、園の保育について意見を聞いている。            子どものかかわり、記録、保護者への子育て支援、BCP等の改善課題を整理している。</p> <p><b>【第三者評価】</b>            人事異動がなく、外からの風が入りにくいいため、第三者の評価が重要と考えている。            学校法人なので、統一的には取り組みにくい。義務化にしてもらうと取り組みやすい。</p>

No.	第三者評価の受審	地域	運営主体	定員(名)	自己評価の実施状況					自己評価と第三者評価の取り組み
					チェックリスト	記録等の振り返り	外部講師等の指導	保護者の意見	その他	
B03	なし	東京都外	社会福祉法人	80	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b>                      自己チェック、個別面談、職員会議の流れで、改善に向けて取り組んでいる。加配児が多く、療育センターの専門職員や法人内の保育アドバイザーにより、子どもの理解や保育内容について意見をj得ている。                      保護者参観、園内開放、保育ドキュメンテーションの掲示で、保護者からの意見をj得ている。クラス会議と職員会議で、振り返りと改善の取り組みをj検討している。</p> <p><b>【第三者評価】</b>                      法人内で順番に受審している。当園は来年度の受審をj予定している。                      第三者評価の利用者調査では、率直な意見をj出してもらえる。それをまた改善に向けていくことができる。</p>
B04	〔欠番〕	—	—	—	—	—	—	—	—	
B05	なし	東京都外	公立	140	○	○	○	○		<p><b>【自己評価】</b>                      行政独自の教育保育環境ガイドラインにj則って、当園の評議員による公開保育（年3回）や他園の園長などによる公開保育（毎月）を行い、評価を受けている。指摘や助言は職員会議でj共有し、改善に取り組む。評議員からの指摘は、次の評議員会の際にj取り組み状況を報告している。                      自己評価結果や改善の取り組みの公表は、ICT化により保護者に対してはj開始しているが、全体的にはこれからである。園内研修、外部講師の招聘、保育ドキュメンテーション、新人教育も、同ガイドラインに基づいてj行っている。                      保護者アンケートや幼児教育アドバイザーからの意見も、振り返りにj活かしている。</p> <p><b>【第三者評価】</b>                      受審経験はなく、これまでに第三者評価についてj勉強する機会はなかった。                      必要な取り組みであれば、行政からj指示があるので、常に役所と連絡しながらj取り組んでいる。</p>

No.	第三者評価の受審	地域	運営主体	定員(名)	自己評価の実施状況				自己評価と第三者評価の取り組み
					チェックリスト	記録等の振り返り	外部講師等の指導	保護者の意見	
B06	なし	東京都外	学校法人	150	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b> 保護者アンケートを積極的に実施し、集計結果をグラフ化して公表するとともに、具体的な意見・要望について対応方針を回答している。自己チェックシートは園独自に作成し、自己評価の結果は人事考課のしくみに活用しているが、公表はしていない。 保護者の信頼を得るため、ホームページや保護者との対話を通じて、子どもの様子を積極的に伝えることに重点的に取り組んでいる。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 第三者評価を受審する予定はない。受審して課題を明らかにしたいとは考えているが、他園による評判、受審費用、職員の精神的な負担などが大きいことが、積極的に取り組めない要因となっている。 第三者評価では、具体的な改善提案を行ってほしい。</p>
B07	なし	東京都外	公立	90	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b> 公開保育や園内研修を中心に自己評価を行っている。県の教育委員会や乳幼児教育支援センターから幼児教育アドバイザーを招き、公開保育を併せて実施し（年8回）、アドバイザーや他園の保育士からの評価を得ている。大学教員による園内研修（年2回）でも、実践の評価を受けている。 アドバイザーからの意見を受けて、週案、日案の作成方法を見直し、様式の変更に取り組んだ。その取り組みは市内保育園に広がり、現在はそれらと協働して改善に取り組んでいる。 正規・非正規職員に関わりなく全職員で課題を共有し、職員会議、クラス会議で検討して、改善に取り組んでいる。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 5年以内の受審を検討しているが、内容については、よくわからない。保育内容を見てもらうには、ある程度の期間や回数が必要であると感じている。</p>
B08	なし	東京都外	社会福祉法人	90	○	○	○	○	<p><b>【自己評価】</b> 自己チェックは、園独自のものを作成した。自己評価ガイドラインの視点を取り入れ、他者の視点から保育を振り返る問いかけ式にしている。 公開保育を自己評価の中心に据え、大学教員、他園の保育士、自治体職員から実践の評価を得て、改善に向けて取り組んでいる。職員の主体的な参加を意識して取り組んできた。</p> <p><b>【第三者評価】</b> 第三者評価のことをよく知らない。保育内容がよくわかる人に来てもらいたい。経営や組織運営についての助言が得られたら助かる。</p>

## 第4章 保育の質に関わる保育所等における 第三者評価と自己評価等の国際比較

### 1 はじめに

質の高い保育の保障は、子どもの権利保障の観点からも、持続可能な開発を目指す上でも、重要な課題となっている。誕生から、すべての乳幼児に質の高い保育を保障することは、国境をこえて、地球規模で目標とされている。そのために、保育の質を評価することは不可欠の課題となっている。

保育の質をめぐる議論は盛んに行われ、膨大な先行研究が蓄積されている。国立教育政策研究所の幼児教育研究センターによる『幼小接続期の育ち・学びと幼児教育の質に関する研究〈報告書〉』（渡邊ら、2017）や『幼児期からの育ち・学びとプロセスの質に関する研究〈報告書〉』（渡邊ら、2023）において筆者は、海外における幼児教育の質に関する研究の動向をレビューした。先行研究においては、評価システムを導入し、制度改革を志向する研究の特徴があることや、質評価の方法開発研究、経年的な検証研究、保育専門職の質評価研究等が、複合的で多層に展開しているといった特徴が明らかになった。

日本においても、保育の質に関する評価のあり方が問われ、その実施状況について調べる必要性が、厚生労働省こども家庭局保育課が設置した「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」において指摘された。それに応じて「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会（保育の質に関する基本的な考え方や具体的な捉え方・示し方に関する研究会）」が設置され、同委員会による厚生労働省調査委託研究の成果が2019年にまとめられた（<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000533050.pdf>、2023年3月8日最終閲覧）。

後に、同委託研究の報告書をもとに、他の国も加えて、より体裁を統一し読みやすい形にまとめられたものが『世界の保育の質評価－制度に学び、対話をひらく』（秋田、古賀編著、2022）である。同著では、ニュージーランド、英国（イングランド）、アメリカ、スウェーデン、ドイツ、ノルウェー、韓国、シンガポール、中国の質評価の実態が紹介されており、その中に第三者評価や自己評価についての内容も含まれている。よって、それらの国の詳細については、同書を参照されたい。

本章では、より対象をひろげ、海外の第三者評価や自己評価等の動向について紹介したい。紹介にあたっては、経済協力開発機構（以下、OECD）の教育委員会の幼児教育ネットワークによる一連の国際比較調査報告書のうち、特に保育の質の評価をテーマとした『人生の始まりを力強くⅣ：幼児教育の質のモニタリング（Starting Strong Ⅳ：Monitoring Quality in Early Childhood Education and Care）』（OECD、2015）を参考にした。また、特に昨今注目されている北欧については、2022年に著わされた報告書（Nordic Council of Association、2022）を参考にした。

## 2 各国の第三者評価と自己評価の実態

### 1) OECD（2015）の報告書からみる第三者評価と自己評価の実態

OECD（2015）の報告書では、24の国や地域について、外部評価と内部評価の実施状況もまとめられている。同報告書によると、評価主体として責任を負っている機関は、国や地域において保育を管轄する省や、独立した公的評価機関や部門、地方当局の三者が主なものとされている。

外部評価として最も行われているものは監査であり、24の国や地域のうち23で実施されている（23／24）。内部評価として最も行われているものは自己評価であり、22の国や地域で実施されている（22／24）。子どもの育ちや学びの姿についての評価は、観察によるものが最も多く、17の国や地域で実施されている（17／24）。

表は、乳幼児教育（ECEC）に関するOECDネットワーク「幼児期の学びと発達に関する質のモニタリングについてのオンライン調査」（2013年11月）の資料をもとに作成されたもので、OECD（2015、pp.68-69.）の表2.2を訳出したものである。同表は、保育の構造的な評価やスタッフに関する評価について、外部評価と内部評価の24の国や地域における実施状況をまとめたものである。

なお、同報告書においては、同表について、いくつかの注意事項が記されている。例えば、この表は全体的な傾向を示すものであり、それぞれの国や地域の全施設に当てはまるものではないという断りが入っている。その他、フィンランドでは、外部評価は苦情への対応においてのみ訪問調査が行われることや、イタリアでは地方レベルで実施されていること、日本では保護者や関係者評価が実施されていること、ニュージーランドではスタッフの質に関する外部調査がないことなどが付記されている。

表 保育サービスとスタッフの質に関するモニタリングの実施

地域	外部			内部		
	調査 (inspections)	調査 (surveys)	ピアレビュー	ピアレビュー	スタッフに 対する 評定	自己評価
オーストラリア	x					
ベルギーフランドル地方	x					x
ベルギーフランス地方	x					x
チリ	x	x	x	x		x
チェコ共和国	x	x				x

ドイツ	x	x				x
フィンランド	x	x		x		x
フランス	x	x	x			x
アイルランド	x					
イタリア	x	x				x
日本		x				x
カザフスタン	x	x	x	x	x	x
韓国	x	x		x		x
ルクセンブルグ	x					x
メキシコ	x	x		x		x
オランダ	x	x				x
ニュージーランド	x			x		x
ノルウェー	x	x				x
ポルトガル	x					x
スロバキア共和国	x	x	x	x		x
スロヴェニア	x	x		x		x
スウェーデン	x	x	x	x		x
イギリス - イングランド	x	x				x
イギリス - スコットランド	x	x	x			x

出典：OECD（2015）pp.68-69. 表 2.2 を訳出

評価を実施する機関については、政府または政府関連機関による評価が一般的である。国の省庁や地方行政、国の機関が全保育施設の評価を実施しているのは、オーストラリア（州政府）、アイルランド（子ども家庭部門）、カザフスタン（地方監査部門）、ルクセンブルグ（教育子ども青年省）、ノルウェー（自治体）、スウェーデン（国・自治体）、イギリス（Office for Standards in Education, Children's Services and Skills：以下、Ofsted）である。他は施設によりそれぞれの政府や行政関連機関によるものが多い。非行政関連機関による評価が実施されている国としては、メキシコ、ポルトガルがある。

保育者の実践の監査については多くの国で実施され、視察による保育者の評価を行っているのは、24の国や地域のうち22であった（22／24）。内容は、保育者の環境構成等の実践技術、子どもとの相互作用等のプロセスの質、教材の活用、時間の管理、学びの内容理解、カリキュラムづくり・準備、同僚間のチームワーク・コミュニケーション等の連携協働、保育者とのコミュニケーション、リーダーシップとマネジメント、労働条件、研修、それらの成果としての子どもの学びと育ちの姿などがあげられていた。

22の国と地域において、保育者の実践の評価にあたり、最もよく用いられる方法としては、多い順に、インタビューは19／22、観察は18／22、ドキュメンテーションの分析は18／22の国や地域でなされていることがあげられていた。チェックリストやアンケートを、保育者の質の評価に活用しているのは12／22の国や地域であった。

自己評価については、22／24の国や地域で実施されていた。内容としては、実践の事後アンケー

ト（12／24）、振り返り日誌（13／24）、ポートフォリオ（10／24）などが実施され、さらに任意実施も含めると21の国や地域でこれらは実施されていたが、ビデオ等の活用は4つの国や地域のみであった。

評価者の力量は重要な問題である。OECD（2015）によると、外部評価者の養成や研修が行われ、評価者の評価が試みられている。24の国や地域のうち17で外部評価者の研修がなされており、うち包括的な研修に組み込まれているものが4／17、養成教育を含めているものが5／17であった。

外部評価者の研修や認定について、特徴的な例をいくつか紹介したい。例えば、スコットランドでは、保育の実践にかかわる評価者の研修は9カ月に及ぶ。オーストラリアでは評価者に認定するための試験が課されている。イギリスでは、調査機関（Ofsted）の評価者は指針の内容を理解することが必須とされ、保育者の資格を有し、かつ現職経験も必須であり、さらに評価者としての研修が課せられている。

14／24の国や地域において、小学校教育の低学年の評価と連携した評価がなされている。

## 2) 北欧の第三者評価と自己評価

北欧は、保育の質の国際比較研究においてランキングの上位にあり、その質の高さが指摘されてきた（例えば、UNICEF、2008；Economist Intelligence Unit、2012など）。

2022年に著わされた北欧の保育の評価とアセスメントに関する報告書（Nordic Council of Association、2022）では、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンにおける保育の質評価の実態が紹介されている。以下、第三者評価と自己評価の実態について、この報告書から抜粋して紹介したい。

北欧5カ国のうち、アイスランドのみ教育省が評価管轄機関であり、評価主体となっている。それ以外の国には、公的な評価・監査機関がある。

デンマークの公的な評価監査機関は、デンマーク評価研究所（Danish Evaluation Institute：EVA）である。省庁、地方自治体、教育機関などの依頼に基づき評価を実施する。その他、評価にかかわる調査やデータの収集を行い、公表している。また、自治体に義務づけられている3歳児言語能力評価の実施主体である。さらに、自己評価のための支援資料を発行している。

フィンランドの公的な評価監査機関は、フィンランド教育評価センター（Finnish Education Evaluation Centre：FINEEC）である。保育に限らず、これを含む教育セクターの国家評価と評価の開発を担当する独立機関である。フィンランドでは、国と地域それぞれに焦点を当てた評価システムが構築されている。各保育施設には自己評価と質の管理が法定化され、その義務を遂行する上で外部から支援する機関としての機能を果たしている（2015年から保育施設の国家教育評価センターによる評価が義務化されている）。保育施設の評価に関するガイドラインやツールをはじめ、保育に関する資料や、さらには、評価結果のデータ等もフィンランド教育評価センターのホームページで公表されている。

アイスランドでは、教育省が評価、調査、研究、収集、分析、さらにはその普及をめざした外部評価を実施している。外部評価に関する報告書も、教育省のホームページで公開されている。園の運営に関する評価には、外部評価と自己評価が含まれている。

ノルウェーの公的な評価監査機関は、ノルウェー教育研修局（Norwegian Directorate for Education

and Training : NDIR) であり、教育研究省の管轄にある。運営については、指針を遵守しているかどうか各市町村の責任において評価されている。一方で、保育実践については自己評価を中心に対話的に行われており、自己評価のためのツール等の資料の開発が教育研修局においてなされている。同局では、保護者対象調査や保育関連の統計データの収集・分析も行っており、その公表もしている。

スウェーデンの公的な評価監査機関は、教育庁 (Swedish National Agency for Education : NAE) の管轄する学校監査庁 (Swedish Schools Inspectorate : SSI) が国家レベルの保育の管轄機関である。すべての園・学校の外部評価が必須となっており、同庁のホームページで評価結果が公表されている。同庁では、国のガイドラインに沿って評価の教材やツールを開発し、自己評価の強化にも寄与している。また、評価にあたっては子どもと保護者の視点が重視され、その参画も推奨されている。

2022年の北欧の保育の評価とアセスメントに関する報告書では、質評価の場合は、園における乳幼児との相互作用の場、つまり保育実践の場であることが大切であるとされている。特に、テストや文脈を考慮していない形での評価には否定的な見解が示されている。北欧では、保育の構造の質も、そのみが切り取られて評価されるのではなく、構造の質と実践の質との関係性が問われる形での評価が試みられている。同報告書では、保育実践の質は、相互作用の評価であるべきであると指摘し、保育の質を評価し、よりよい制度を設計したり、課題を改善したりしていくには、保育専門職に対する信頼や尊敬、特にその自律性の尊重が必要であることが指摘されている。なお、地域への責任の委譲が進められており、国家間の差や類似性よりも、地域間のそれが大きいことなども指摘されている。

### 3 おわりに

日本の保育所では、児童福祉法施行令により指導監査が、設備運営基準により自己評価が、それぞれ義務として定められている。また、保育所保育指針において「保育内容等の評価」として、保育士等が行う自己評価と保育所が行う自己評価が示されている。さらに、社会福祉法に基づき、第三者評価の受審が努力義務とされており、福祉サービス第三者評価事業のもとで第三者評価が行われている。

上記を保育の質の側面別にみると、主に構造の質を自己評価と指導監査が、実施運営の質を園による自己評価と第三者評価が、プロセスの質を自己評価と第三者評価が対象としているという実態がある。

日本の保育では、環境を通した保育や、遊びと生活という場を大切にした保育、人と人との関わりや相互作用を重視した保育が展開されてきた歴史的背景がある。保育所保育指針における「保育内容等の評価」にあたり、保育士等の自己評価や、保育所の自己評価を進めていくことにより、引き続き、プロセスの質の維持と向上が図られていくことが期待される。

加えて、各国の状況を踏まえると、構造の質やプロセスの質を捉えるにあたり、外部の目や多様なツールを活用していくことも意義があるように思われる。もちろんそこでは、各国で評価者の評価、つまり、評価者の専門性が問われていることを踏まえて、評価者の質を担保することも大切であることに留意しておきたい。また、評価のツール、スケール、テスト等については、その信頼性や妥当性を問うこと、実践という場における相互作用についての評価がなされることも踏まえておきたいと考える。

保育の質の評価には、文脈があり、当事者性があること、保育実践現場への尊敬と保育専門職への信頼に基づくものであることを前提とすべきと考える。その上で、保育の質についての理解が社会に

ひらかれていくことが目指されるべきと考える。質評価の結果の公表、保護者や地域住民との連携協働、子どもの見解の把握とその反映等がより意識されることが今後ますます期待されると考える。そのためには、実践の振り返り、対話、組織としての共有、多様な視点の活用、さまざまな評価を、それぞれの地域や現場が自ら考えて選択し、活用していくことも望まれると考える。

#### 参考文献

- 秋田喜代美、古賀松香編著（2022）世界の保育の質評価－制度に学び、対話をひらく。明石書店。
- Economist Intelligence Unit（2012）Starting Well：Benchmarking early education across the world；A report from the Economist Intelligence Unit.
- Nordic Council of Association（2022）Nordic Approaches to Evaluation and Assessment in Early Childhood Education and Care；Final Report.
- OECD（2015）Starting Strong IV：Monitoring Quality in Early Childhood Education and Care. OECD Publishing.
- UNICEF（2008）The child care transition：A league table of early childhood education and care in economically advanced countries；Innocenti Research Center Report Card 8.
- 渡邊恵子ら（2017）幼小接続期の育ち・学びと幼児教育の質に関する研究〈報告書〉。国立教育政策研究所。
- 渡邊恵子ら（2023）幼児期からの育ち・学びとプロセスの質に関する研究〈報告書〉。国立教育政策研究所。

# 第5章 研修会

## 1 研修会の目的

本調査研究の結果の周知および保育所等における保育の質の向上に向けた取り組みの普及促進を図るため、研修会を実施した。

## 2 研修内容

### 1) 調査結果の概要

- 講 師：奥田龍人（一般社団法人 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会・副会長）
- 骨 子：
  - ・調査事業の背景と目的
  - ・調査の手法
  - ・調査結果の概要

### 2) 調査結果を踏まえた保育所における自己評価の現状、課題、展望

- 講 師：石井章仁（調査研究委員会・副委員長）
- 骨 子：
  - ・保育所の自己評価と自己評価ガイドライン
  - ・本調査における自己評価の取組と課題

### 3) 保育所等における第三者評価と自己評価等の国際比較

- 講 師：北野幸子（調査研究委員会・副委員長）
- 骨 子：
  - ・「保育の質」とその評価
  - ・日本の保育所等における監査・評価
  - ・保育所等における第三者評価と自己評価の国際比較

#### 4) 調査結果を踏まえた保育所における福祉サービス第三者評価の現状、課題、展望

●講師：園田 巖（調査研究委員会・委員長）

●骨子：・保育の質の向上を目指すための評価方法の有効性と課題

・自己評価及び第三者評価の関係性及び客観的視点に基づいた評価の重要性

・効果的な評価を実現するために必要な組織マネジメントの視点

### 3 実施方法

講義動画をユーチューブで公開した（配信期間：2024〔令和6〕年3月31日まで）。

URL <https://www.d-doors.co.jp/hyoukachousa/>



# 第6章 調査研究の成果と今後の課題

## I. 調査研究の成果

### 1 保育所調査

#### 1) 保育所アンケート調査

##### ① 自己評価

###### <自己評価の実施>

自己評価については、多くの園（第三者評価受審園、未受審園ともに）がさまざまな方法で行っていることが明らかとなった（未実施率：受審園 1.5%、未受審園 3.4%：保育所アンケート・問1より）。自己評価の方法については「チェックリスト」「日々の記録や発信物を一定期間でまとめる」「園内研修や外部講師による指導などの反映」「保護者の意見の反映」など、いずれも高い数値であった。

「チェックリスト」を行う園では、職員個々でチェックリストを用いた自己評価を実施し、園長や主任がそれをまとめるという方法が多くの園（受審園 69.8%、未受審園 76.4%）で行われているが、その結果を会議や研修で話し合ったり、まとめたりする園は多くはない（受審園 32.3%、未受審園 18.7%）という結果となった。なお、個々の職員のチェックリストの実施と集計は行われているが、職員による自己評価の取り組みを園全体の自己評価にするための振り返りや改善のための検討は、どれほど園全体でなされているかは不明である。

また、自己評価を「日々の記録や発信物を一定期間でまとめる」方法で行う園では、話し合いに加え、ドキュメンテーションや映像などを活用する場合もあった。「園内研修や外部講師による指導などの反映」では、園内研修で園の強みや弱みを話し合うという園が多かった。なお「保護者の意見の反映」では、保護者会や懇談会等の機会の活用、アンケートの活用などが挙げられた。

###### <自己評価に際しての地域住民等からの意見聴取>

自己評価に際して、地域住民等からの意見聴取に関しては「自治体の保育・子育て支援担当職員が

らの意見聴取」について、受審園、未受審園を問わず「結構聴いている」「まあまあ聴いている」園が「どちらでもない」「あまり聴いていない」「ほとんど聴いていない」を大きく上回った（受審園 71.9%、未受審園 67.0%）。

一方、研究者や学識経験者からの意見聴取については、受審園、未受審園を問わず「結構聴いている」「まあまあ聴いている」園が「どちらでもない」「あまり聴いていない」「ほとんど聴いていない」を大きく下回った（受審園 33.8%、未受審園 33.6%）。

なお、クロス集計では「自治体の保育・子育て支援担当職員からの意見聴取」について「結構聴いている」は都内が都外より 10 ポイント高く、公立保育園が社会福祉法人より 20 ポイント、株式会社より 16 ポイント高かった。また「ほとんど聴くことがない」は未受審園で高く、小規模園のほうが高いことが明らかとなった。

意見を聞く機関として「まあまあ聴いている」とした件数・割合が多いのは「子育て・障害児支援専門機関」（73.8%）、「自治体の保育・子育て支援担当職員」（70.3%）、「他園の保育士等」（59.1%）、「保育現場の経験者（園長など）」（56.9%）であった。一方、「あまり・ほとんど聴いていない」と回答した件数・割合が高かったのは「研究者・学識経験者」（50.8%）、「民生児童委員」（48.0%）、「法人外部理事・評議員」（50.7%）、「町内会・自治会関係者」（46.3%）であった。また「運営委員」や「第三者委員」の意見を聴いている割合は、第三者評価受審園で高かった。

関係者の意見を受けて実際に改善したことは「外部の研修」（受審園 64.6%、未受審園 53.5%）、「園内研修」（受審園 55.7%、未受審園 53.8%）、「外部からの訪問による支援」（受審園 49.9%、未受審園 43.1%）などが特に高かった。第三者評価受審園における高さが未受審園に比べ有意差があった項目は「外部の研修」「園関係者が関与する評価」「外部からの訪問による支援」「調査研究への参加、協力」であった。

また、クロス集計では「公開保育」について、都外 41%・都内 26%、大規模 47%・中規模 35%、小規模 27%・公立 57%、社会福祉法人 31%・株式会社 20%となった。「園内研修」では、大規模が小規模より 10 ポイント高く、社会福祉法人は株式会社に比べ 13 ポイント高かった。「外部からの訪問による支援」については、大規模が小規模より 11 ポイント高かった。

第三者評価の受審園と未受審園の違いだけでなく、都市部か否か、公私立、運営法人によって差が見られることが明らかとなった。

#### <自己評価の公表について>

自己評価の公表については、受審園の 19.1%、未受審園の 41.6%が公表していなかった。公表していない園は未受審園のほうが多かった。

公表方法については「園内の見やすい場に掲示」（受審園 35.6%、未受審園 22.8%）、「園だより・通信ツール等に掲載」（受審園 25.7%、未受審園 22.8%）、「市町村へ報告」（受審園 25.2%、未受審園 18.5%）、「法人・園のホームページに掲載」（受審園 22.5%、未受審園 12.5%）などが多かった。一方で「地域の保育所や関係者の集まりで報告」「概要版を作成し関係機関に配布・配架」は少なかった。

また「公表内容は結果だけを公表」とした園では「判定の根拠を文章で説明し公表」（受審園 36.4%、未受審園 42.5%）、「チェックリストのみ公表」（受審園 32.0%、未受審園 38.7%）となったが「公表内容は検討した内容を含めて公表」とした園では「チェックリストから検討した結果を公表」

(受審園 41.5%、未受審園 50.3%)、「概要版に検討結果も含め公表」(受審園 34.6%、未受審園 25.9%)、「保護者や関係者の意見も含め公表」(受審園 33.9%、未受審園 33.6%) という結果であった。

#### <自己評価の効果と課題>

自己評価の効果について「自己評価と保護者の視点を組み合わせることで効果を感じる」を選択した園のうち「まあまあそう思う」とした園は、受審園 68.6%、未受審園 54.4%であった。また「自己評価と外部の多様な視点を組み合わせることで効果を感じている」を選択した園のうち「まあまあそう思う」とした園は、受審園で 60.4%、未受審園で 36.4%あった。さらに「保育士等の自己評価を踏まえて行う保育所の自己評価で十分である」を選択した園のうち「まあまあそう思う」とした園は、受審園 35.0%、未受審園で 41.5%あった。

一方で「自己評価は義務なので実施しているが効果はあまり感じられない」を選択した園のうち「まあまあそう思う」とした園は、1割以下となった。

したがって、積極的に自己評価に取り組み、他の要素を組み合わせることで効果を実感する傾向があることが明らかとなった。

困難と思われる事項については「職員全体で検討する時間が取れない」(受審園 77.1%、未受審園 71.5%)、「保育士の業務負担」(受審園 52.7%、未受審園 45.1%)と高く、一方で「自己評価することの意義を見出せない」(受審園 3.0%、未受審園 3.7%)は低かったため、業務負担やそれにかける時間が課題であることが明らかとなった。

## ② 第三者評価

#### <受審動機：受審園>

受審動機の第1位として「サービスの更なる向上につなげたいため」(25.5%)、「第三者評価が努力義務となっているため」(16.4%)、「園全体を総チェックして、現状を把握したいため」(14.9%)、「基本方針に位置付けられているため」(13.2%)などが挙げられた。

受審動機の第2位は「改善のヒント(気づき)を得たいため」(20.1%)、「園全体を総チェックして、現状を把握したいため」(18.6%)、「サービスの更なる向上につなげたいため」(15.8%)などが挙げられた。

なお、「民営化の要件」「予算の弾力運用」「補助金の対象」「市町村の審査基準の対象」「職員の意向の把握」などの要因は低かった。

#### <質の向上への成果・評価項目：受審園>

受審し、質の向上への成果については「かなり成果を得られた」(12.6%)、「ある程度成果を得られた」(66.5%)と回答する園が多く、「あまり成果を得られなかった」(1.9%)、「まったく成果を得られなかった」(0.7%)は少なかった。

「かなり成果を得られた」「ある程度効果を得られた」という園では「園の強みの再確認・運営上の励み」「園側が気づかなかった課題のあぶり出し」「園側も気づいていた課題のあぶり出し」などの効果を実感している。なお、利用者アンケート等の実施による「保護者の意向の把握」や「保護者・子

ども・地域の新たなニーズの把握」に効果的であったという意見も多かった。

評価項目について「そう思う」という回答からは、特に「管理・マネジメントに関する項目の重要性」(66.4%)、「『内容評価基準』がサービスの振り返りにつながった」(64.6%)、「マニュアルの確認が多く、取り組んでいなかった事項を認識した」(42.6%)が多かった。

#### <自己評価・監査との関係：受審園>

自己評価と第三者評価の関係性については「結果を全体的に確認することで園としての強み弱みを捉えられる」(82.4%)、「それぞれに新たな気づきがあり、現状や課題を把握する上で補いあっている」(73.1%)、「園が実施する保護者調査と第三者評価で実施する保護者調査では結果に違いがあり、園の調査だけでは得られない参考となる意見が得られる」(49.6%)など、双方を実施する効果を感じている園が多い。

第三者評価と指導監査との関係性については「それぞれに園として改善すべき点や取り組むべき点を明確にする上で補いあっている」では「そう思う」が46.4%であったが「どちらとさえない」も46.7%で、さらに「行政による指導監査と第三者評価では結果に違いがあり、指導監査では得られない意見が得られる」は「そう思う」が40.9%であったが「どちらとさえない」は49.8%と上回り、意見が分かれていた。

#### <第三者評価が進まない理由：未受審園>

第三者評価が進まない理由について「まあまあそう思う」の回答は「受審のための準備作業が大変だから」(54.5%)が最も高かった。また「受審は努力義務であり、必須ではないから」(44.8%)、「評価費用が高いから」(43.0%)、「abcと評価されることが保育になじまないから」(34.0%)などの意見も一定数あった。

なお、クロス集計ではさまざまな有意差が見られた。「準備作業が大変」の回答では、社会福祉法人の63%に対して公立が42%と有意差が見られた。また「受審は努力義務」の回答でも、社会福祉法人49%、公立42%、株式会社32%と有意差が見られた。「評価費用が高い」の回答も、都外44%、都内21%と有意差が見られ、さらに「abcと評価されること」についての回答でも、小規模40%、大規模27%と有意差が見られた。

「受審するとしたらどのようなフィードバックを期待するか」という問いに対して「まあまあそう思う」と回答した園では「具体的な改善提案をしてほしい」(81.0%)、「abcの根拠を明確に示してほしい」(65.0%)、「他園の優れた取り組みの情報がほしい」(68.9%)などの回答率が高かった。

未受審園の今後の受審予定については「受審する予定がない」が55.9%を占めた。「今年または来年受審予定」9.4%、「今後5年以内に受審予定」19.3%という結果であった。

## 2) 保育所ヒアリング調査

### ① 自己評価

自己評価の方法については「チェックリスト作成、チャートによる分析・図式化をして自己評価を行っている」「チェックリストは非常勤職員も含め全職員が行い、改善案を次年度の事業計画に盛り込んで

いる」などのチェックリストによる方法のほか「自己評価ガイドラインに基づく自己評価と第三者評価の職員自己評価、ともに職員会議で共有している」「行政独自のガイドラインに則って振り返る」などのガイドラインを活用した方法や「グループディスカッションで保育目標に照らして保育の振り返りを行っている」などの保育の振り返りを中心に行う方法のように、各園がさまざまな方法で取り組んでいることが明らかとなった。

自己評価の効果については「PCDA サイクルの実践が強く意識され、職員の声が反映された改善の取り組みが心掛けられている」「市の監査項目に入っており、毎年度、クラスごとに1年を振り返ってチェックシートで点検している」などの定期的に保育の見直しを行うことの効果のほか「人事評価とは別に全職員が自身の目標を立てて業務に取り組み、半期ごとに所長、主任、副主任がコメントして振り返っている」「結果は職員間で発表し、各自の考えや保育内容が共有できるようになってきた」などの可視化したり、共有したりすることによる効果が挙げられた。また「保育専門教員による保育実践の評価、保護者による園評価などに取り組んでいる」「外部講師による園内研修では保育内容の評価、助言があり」「法人内公開保育（合同研修）他園を見て自身の保育振り返っている」など、公開保育や外部からの視点も、自己評価に活用している園があった。

改善に向けた取り組みの例として「子どもの発達を長い成長過程で捉えるよう助言を受け、子どもの発達プロセスを整理した指標を見直した」「自己評価結果から、園内研修（子どもへの関わり）、調理師の食育への参加、保育のねらいの立て方など見直した」など、新たな取り組みへの反映、および「自己評価結果は職員会議で共有し、次年度の事業計画や研修計画に反映させている」など、計画等への反映についての意見が挙げられた。

自己評価の公表については、保護者に対して「自己評価結果は職員会議で共有し、保護者あてのメールで発信している。またホームページに掲載している」など、保護者への発信やホームページでの公表が挙げられた。

公表された自己評価については、保護者、地域、関係機関からどのように意見を聴取しているかについて「保護者には自己評価を掲示し意見を伺っている」など、保護者からの意見聴取を行っている園もあった。

一方で「自己評価ガイドラインは幅が広すぎて取り組みが難しく、自己評価の取り組みを検討中」などのガイドラインそのものに対する実施への応用の困難さを挙げる意見があった。さらに、自己評価結果の公表と園の保育の公表の混同<sup>\*</sup>、公表した自己評価への意見聴取が単なる園の保育に対する意見聴取なのか、あるいは法人内評価や「大学の教員から助言を得られる機会」「発達が気になる子どもの保育の様子を観察し、保育上の相談を受けることができる」「行政による巡回指導と運営委員会が重要」などといった外部評価・指導と自己評価との違いが不明確な例や「自己チェックシートは園独自に作成し、自己評価結果を人事考課の仕組みとして活用」といった人事考課制度との混同などの例が見られた。自己評価ガイドラインに対する理解や自園での自己評価の範囲、位置づけに関する認識が、明確ではない状況が見られた。

<sup>\*</sup>保育所保育指針・第1章「総則」3 保育の計画及び評価・（4）保育内容等の評価・イ「保育所の自己評価」・（ウ）設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

## ② 第三者評価

受審園からは、改善への契機、保護者や職員の意向の把握、第三者の視点、情報提供について意見があった。

改善への契機については「保育理念の職員への浸透、地域の社会資源との関わり、食育のさらなる取り組みをという指摘を受け、職員会議で保育士の新しい意見を引き出している」「全体的な計画と指導計画との連携不足など保育内容に関する指摘があって計画策定の見直しにつながるなど、改善に取り組んだ」「保護者の信頼を得るために受審し、保育の見える化を推し進めている」「専門職の育成指導の組織化、利用者満足の取り組みとして保育ドキュメンテーションの工夫に取り組んだ」「今できるやり方を考えるヒントになった」「経営層の評価と職員自己評価、利用者調査との差異を明らかにし改善に取り組むよう示唆された」など、第三者評価受審の効果をある程度把握し、かつ具体的な改善を図ろうとしている意見が挙げられた。

また、保護者の意向の把握については、受審をきっかけに「経営の理念に関して職員や保護者の意向を把握することができた」「保護者等の声には若い職員には厳しい場合もあるが」「振り返るきっかけとなり、保護者にも情報開示しなければいけないと改めて感じた」など、見えなかったステークホルダーの意向が確認できたという意見が挙げられた。

さらに「第三者が見てくれることが重要で、他の保育を知っている人が来て自分たちが知らないことに気づくことができる」など、第三者の視点が入ることのメリットを挙げる園や、これから先の利用者などに対して「気付きの機会になり利用希望者に対してPRするツールになる」など、情報開示の要素としての側面を捉える意見があった。

## 2 自治体調査

### 1) 自治体アンケート調査

自治体に対するアンケートでは、都道府県に対する調査では17自治体（36.2%）から、政令指定都市・中核市に対する調査では54自治体（回収率51.4%）から回答があった。

#### ① 自己評価

都道府県に対する調査では、自己評価についての指導・支援では「特に支援は実施していない」という自治体が7件、「その他」として監査など「実地指導」を挙げた自治体が5件、「研修会の開催」が2件、「チェックリストのモデルの作成・公表」は3件であった。半数以上の自治体で、何らかの支援を実施しているが、その関与の方法はさまざまであった。

公表のしくみは「都道府県または社協・保育団体等のHPでの公表」の3件、「市町村で公表するよう促す」の1件、「その他」として「公表していない保育所に対して指導」の1件を除き、特に何もしていないか、各園に任されていることが明らかとなった。

受審率について把握している自治体は8件であり、半数に満たなかった。

一方、政令指定都市・中核市に対する調査では、自己評価についての指導・支援について「監査において自己評価の実施をチェックし、未実施の園には指導している」が41件（75.9%）と最も多く、そのほかは「園長等を集めた会議等での促し」18件（33.3%）、「専門職の巡回」13件（24.1%）、「研

修会の開催」12件（22.2%）、「チェックリストのモデルの作成・提供」9件（16.7%）などであった。また「特に支援は実施していない」という自治体は7件（13.0%）にとどまった。

公表のしくみについては「市のHPでの公表」は2件と少ない。「園側での公表を促す」が25件（46.3%）で「園側で公表するよう促していない」が23件（42.6%）であった。

## ② 第三者評価

都道府県に対する調査は、以下のような結果であった。

第三者評価の受審促進に向けた取り組みは「受審のためのリーフレットの配布」6件、「受審園に受審マークなど交付」6件、「受審効果としての改善事例などの収集とPR」3件などであった。「受審費用の一部助成」は1件のみであった。

保育所の第三者評価が進まない要因（複数回答）については「受審は努力義務であり、必須ではないから」が16件（94.1%）と最も多く、そのほかに「受審のための準備作業が大変だから」12件（70.6%）、「評価費用が高いから」11件（64.7%）、「インセンティブがない」9件（52.9%）などが挙げられた。

また「評価機関が少ない」については「まあまあそう思う」が6件（35.3%）で「保育を専門的に評価する評価者が少ない」について「まあまあそう思う」が7件（41.2%）あった一方で「評価結果をみても質の改善のヒントが得られるか疑問」で「あまりそう思わない」という回答が7件（41.2%）あった。

第三者評価と指導監査についての関連性について「まあまあそう思う」という回答は「指導監査では得られない参考となる意見が得られる」で9件（52.9%）、「これまでと特に相互の関連を気にしたことはない」で8件（47.1%）あった。

一方、政令指定都市・中核市に対する調査では、以下のような結果がみられた。

「受審費用の一部助成」が17件（31.5%）と最も多く、次いで「監査などで未受審の園には受審を促している」が16件（29.6%）であった。また「その他」として「受審による加算や助成」に関する内容が4件あったほか、公立からの民営化や株式会社の参入に義務づけている自治体もあった。

保育所の第三者評価が進まない要因について「まあまあそう思う」という回答は「受審は努力義務であり、必須ではないから」が39件（72.2%）、「受審のための準備作業が大変」が29件（53.7%）、「評価費用が高いから」が26件（48.1%）、「受審する制度上のインセンティブがないから」が19件（35.2%）など、努力義務である制度的要因と準備の煩雑さや費用の面が挙げられた。

## 2) 自治体ヒアリング調査

自治体ヒアリング調査は、政令指定都市3市、中核都市1市、都道府県からの紹介2件の計6自治体を対象に実施した。

### ① 自己評価

#### <自己評価実施への指導・支援>

自己評価実施への指導・支援について「指導監査等での指導」は、全ての自治体で行われていた。また「研修会の実施」と回答した自治体や「課の担当係の巡回指導」「元公立園の園長を再任用して巡

回相談をするなかで自己評価の支援をする」など園への訪問の過程で指導や支援を行っている自治体もあった。

#### <自己評価において地域住民等の意見を聴く対象>

公表された自己評価において、地域住民等の意見を聴く対象については「自治体の保育・子育て支援担当職員」「保育現場経験者」「子育て・障がい児支援関係専門機関等」「法人外部理事・評議員」などが想定されていた。

一方で「第三者委員」「運営委員」「民生児童委員」「町内会・自治会関係者」などは、自治体として想定していなかった。すべての項目に「ほとんど聴くことがない」と回答した自治体も1件あった。

#### <さまざまな立場の人々から意見を得ることにつながる取り組み>

市として「保育所の運営や保育実践の改善・充実に向けてさまざまな立場の人々から意見を得ることにつながるような取り組み」をどうしているかについては「自治体の職員や地域の専門家、保育所長経験者等の訪問」や「地域の園長・保育士等による協議会等、の設置・開催」などはいずれの自治体でも主導され、研修や公開保育などについては市の主導と団体に任されている場合があった。

また、公開保育を実施している自治体では「研究者を招いてアドバイスをいただいている」「保育協会でグループを作って公開保育をする」「園開放に応じて補助金を出している」「園長会で他園のよい取り組みを資料にまとめて紹介している」などが挙げられた。

## ② 第三者評価

#### <第三者評価の受審の現状>

第三者評価の受審について「公立園が受審していないので私立も受審しなくてもよいかと思うような風土がある」「市の監査でのアドバイスが有効なので受けるまでもないと言われたことがある」「公立は全部受審している。民間はあまり受審していない」という公私の違いや関心のなさを理由に挙げる意見が多い一方で「令和6年度までに100%受審を目指している」など、自治体によってさまざまな対応があった。

#### <第三者評価受審に対する自治体の支援>

今回ヒアリング調査を行った自治体では「国の制度通り15万円上限で補助」「国の助成金とは別に市として受審費用を助成している」という自治体がある一方で、制度化していない自治体もあった。

また「市独自の保育内容の充実を支援するための補助金に、第三者評価を受けた場合に5年間加算がつくしくみを設けている」など、補助金の要件としている自治体もあった。

なお、費用の助成を行う自治体では「監査などで未受審の園には受審を促している」「保育関係の協会・団体などを通じて受審を促している」などを行う自治体もあった。

#### <第三者評価受審が進まない理由>

第三者評価受審が進まない理由については「努力義務だから」「受審のための準備作業が大変という

のをよく聞く」「費用が高い」などの理由が挙げられた。

また「制度上のインセンティブがない」のほか、実地指導の際に「有効性が見えないと言われたことがある」「abcと評価されることが保育になじまないから」「準備が大変なようで、その割には有効性はどうかと聞くので、コストパフォーマンスの課題もあるのでは」「受けてもそれほど役に立つ評価をもらえないという声もよく聞く」という現状の第三者評価の内容に言及する意見もあった。

さらに「園側が受審の意味を理解しづらい」「市民や保護者に知られていないから」「園側として第三者評価を受けるだけの質の担保があるかという自信があまりないのかとも思う」と、啓発や理解が進んでいないことを理由に挙げる自治体もあった。

### <第三者評価機関・評価調査者>

第三者評価機関・評価調査者については「評価機関が少ないから、申し込んでも待たされる」「評価機関が少ないので、評価結果が遅い」など、専門機関の少なさについての指摘があった。

また「評価機関が多くはないと思う。受審が増えないから評価機関が増えないのかとも思う。受ける側も評価する側も未熟だという指摘は多い」という指摘や「近隣の同業者だった評価調査者が評価に来るといのはお互いやりづらい」など、互いに知っている者同士の評価のやりづらさに関する指摘もあった。

### <指導監査との関係性>

指導監査と第三者評価との関係性については「これまで特に相互の関係を気にしたことはない」という回答が多く、その理由として「受審率が低いので相互の関連を気にする土台がない」「答えようがない」との意見が大半であった。「監査では保育士は同行していない」という自治体もあった。「監査は、法律基準を満たしているかどうかという観点でしか見ない」「園側からすると、第三者評価のメリットが明確にならないと受審のモチベーションが出てこないのではないか」という意見もあった。

また、上記の<第三者評価受審が進まない理由>でも「利用者に対するサービスの質の向上という面では、市の監査でも力を入れているところで、(中略)保育実践についてアドバイスしている。それが園側から役に立っているとされており、第三者評価と自治体の監査との違いがどうなのかという課題がある」という意見があった。

## 3 評価機関調査

評価機関については、全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会の専門部会で検討された11カ所が調査対象となっている。評価件数は、最も多い評価機関で累計371カ所であった。

ヒアリング調査の結果を、以下の6つの視点からまとめる。

### 1) 評価調査の方法と評価調査者の人数

実際の評価調査には「書面調査」「訪問調査」「場面観察」があるが、調査ごとにも、また評価機関によっても、それぞれ担当する評価調査者の人数が異なることが明らかとなった。書面調査については「3人以上」という評価機関が6カ所であったが「そのつど違う」という回答も3カ所あった。訪

問調査は「3人以上」の評価機関が7カ所であったが「そのつど違う」が4カ所あった。場面観察については「2人以上」が5カ所であったが「そのつど違う」という回答が2カ所あった。これらは、評価調査者の評価経験や評価機関の保育所の評価の経験、評価項目、距離などによって変更されているようである。

次に、訪問調査の日数については、評価機関によって半日から2日間までの開きがあることが明らかとなった。「半日」という回答が1件、「1日」という回答が5カ所、「1日半」という回答が2カ所、「2日」という回答が3カ所であった。2回訪問する場合、初回が「評価者1名が半日程度、自己評価と書面調査資料の妥当性を確認しにヒアリングに行く」で、2回目が「1日」の訪問という評価機関があった。そのほかに「訪問が2日の場合、場面観察、3名で共通から内容評価まで一緒にヒアリングする」という評価機関もあった。

さらに、訪問の際には「場面観察が多くなる」「受審説明会と保護者アンケートの回収日を場面観察に活用」1日で済ます」という評価機関もあった。訪問時に「2グループ（管理運営と内容評価）に分かれて別々に実施」「場面観察としては朝の子どもの引き渡し等」などと回答した評価機関があった。なお、どの機関においても、利用者調査は必ず実施するとのことであった。

以上のように、評価機関によって、評価調査の日数や方法には大きな違いがあり、評価機関の評価の公平性や専門性という観点から、今後精査が必要ではないかと考えられる。

## 2) 第三者評価とそれに伴う自己評価

第三者評価に伴う自己評価については「保育所として1つの自己評価」という評価機関が3カ所、「経営層を含め職員全員に自己評価を作成してもらう」が1カ所、「経営層には経営層で1つの自己評価、職員には全員に自己評価」が3カ所、「職員のグループごとで自己評価」が1カ所、「作成方法は保育所に任せる」が2カ所、「その他」が1カ所であった。

内容は「自己評価の集計に時間がかかるが、職員の小さな意見等もキャッチできることが大きな利点」「経営層も職員も話し合っ作ってもらうようにしている」「グループ（クラス）単位の自己評価と経営層の自己評価を提出してもらっている。（中略）クラスや経営層の自己評価に相違が見られるのも参考になる」など、職員の意見の聴取やその相違を見ることに活かされているとともに、職員間での話し合いや合意形成と園の自己評価との関連の重要性も指摘されていた。

一方、課題としては「自己評価にあたっては、評価基準の研修会から始めるわけだが、研修時間の確保、自己評価を合議する時間の確保に課題」など、業務負担増の問題や「自己評価結果を見ると保育指針や評価基準の解釈（受け止め方）に温度差がある」など、評価そのものの啓発や研修に課題があるという指摘もあった。

自己評価ガイドラインに基づく自己評価については「ガイドラインに基づく自己評価を実施しているところはほとんど見られなかった。（中略）ガイドラインの自己評価について浸透していないような感じ」など、そもそも自己評価が浸透していないという指摘があった。

また「どのように集計してまとめているか、公表しているか、第三者評価の自己評価に展開しているか確認している」という意見もあった。

さらに「職員が一人ひとり自己評価を行うことで、数値やコメントが得られやすく、第三者評価の信憑性も高まっている」「反省会のような自己評価では、感想や報告にとどまっていたので、第三者評

価で課題が明確になってよかったとの保育所の感想が聞かれた」など、評価の視点が明確になったと効果を実感する評価機関もあった。

なお、保育所保育指針や保育所の自己評価のガイドラインでは、保育士の自己評価および保育所の自己評価が求められている。しかし、評価機関によって、ガイドラインに基づく自己評価の活用方法に違いがあるため、第三者評価に紐づけられている自己評価とガイドラインで求められる自己評価についての取り扱いや評価機関としての理解について整理を行う必要がある。

### 3) 評価調査後のフォローアップ

評価調査後のフォローアップについては、行っている評価機関が3カ所、行っていない評価機関が8カ所あった。行っている内容としては「評価活用セミナー」や「評価結果報告会」など、評価結果や活用の方法に関する助言であった。また「他園の取り組みの紹介」「改善点への資料提供」などを行っている評価機関もあった。さらに、1カ所ではあるが「6カ月程度事務所に通い、リーダーシップ人材育成等に関する相談を受け、無償でフォローアップを実施した」という事例もあった。その際の費用については無料とする評価機関が多いが、一方で「事後評価セミナー」として費用を徴収している評価機関もあった。

フォローアップを行っていない評価機関からの意見では「評価機関がフォローアップすることが想定されていない」が4カ所、「評価機関がコンサルタント的な業務を行うことになると思われる」という意見が3カ所からあった。これらについては「時間がなく取り組みにくい」という意見と「保育所自身が主体的に改善のための取り組みを実施することが大切であり、評価機関が安易にアドバイスや提案を行うことは危険」という指摘があった。

### 4) 評価調査者の確保

人材の確保は、評価機関の課題となっているようである。人材の確保を「容易である」とした評価機関3カ所に対して「容易ではない」が7カ所あった。容易である理由としては、評価調査者が登録する「公開名簿がある」ことや「以前評価を受けたことのある施設長級の方」「研修会や講習会」などの活用が挙げられた。

一方で「容易ではない」という理由については「県が評価者の養成をしていない」のほかに「個別の声かけ」や「ひたすらお願いするのみ」など、評価調査者養成に関する課題が挙げられていた。

保育経験者の活用については「必ず従事させている」という評価機関が5カ所、なるべく従事させているが、そうならない場合もある」が5カ所であった。その際にも「受審事業者との相性を重視」したり「保育への思い入れがあって客観的になりにくい」場合もあるようである。評価調査者として組み入れられない場合には「保育の経験者からアドバイスいただく」という評価機関もあった。

評価調査者の資質確保のためには「研修の実施」（制度、指針、独自テキスト、OJT指導など）が評価機関8カ所で行われていた。また、経験者に対して評価調査者になるように依頼する評価機関も5カ所あった。

### 5) 受審数の少なさの要因

受審数の少なさの要因については「評価制度の保育現場への周知」や「行政の意向」などの制度的

な背景や自治体の状況を課題に挙げる意見もあった。また、私立などの場合は「理事長のリーダーシップ」などとして運営者の状況を要因として挙げる意見があった。

また、現場の「ゆとりのなさ」を指摘する意見のほか、保護者も含めて「市民への周知」の取り組みがないという指摘もあった。

実際の評価に取り組む際の「項目の多さ」が課題となるという意見や、そもそも「1回目の受審が低調であるため」に、第三者評価の意義や内容が理解されていないからではないかといった意見もあった。

なお、園の第三者評価の受審動機については「努力義務となっている」1カ所、「行政の補助金の対象となる」2カ所、「市町村の審査基準の対象となる」の2カ所など、制度や補助についての理由を第1位に挙げた評価機関があった一方で「サービスの向上につなげたい」の2カ所、「園全体を総チェックし、現状を把握する」1カ所、「改善のヒントを得たい」の2カ所など、質の向上を目指す理由を第1位に挙げた評価機関があり、意見が分かれていた。

## 6) 指導監査との関係性

「指導監査では得られない参考となる意見が得られる」という質問項目に「そう思う」と回答した評価機関が9カ所あった。また「行政による指導監査のみでは問題なしとした事項が、第三者評価によって改善につながっている」という質問項目に「そう思う」と回答した評価機関が7カ所あった。一方で「第三者評価と行政による指導監査の違いが不明で、第三者評価を実施する必要性に疑問を感じている」という質問項目に「そう思わない」と回答した評価機関が9カ所あった。

指導監査との違いについては「保育所監査資料及び自己点検票と第三者評価ガイドラインを比較すれば違いは明らか」など評価内容についての違いや「第三者評価ではその最低基準を超えた領域での実践内容を把握するところから始まります。(中略) 必要最低限のことをしているだけでは十分ではありません」など評価方法の違い、また「第三者評価は欠陥を指摘するものではなく、よいところを見つけ、さらに伸ばしていくポジティブアシストに徹することが大切」など評価姿勢の違いについて挙げている評価機関もあった。

「職員の参画や工夫、意欲の面は監査では得られない」「保育士の頑張りを評価結果で公表することは、保育士のモチベーションの向上につながる」など、職員の頑張りを評価の過程で明らかにできることを利点として挙げている意見もあった。「自己評価を全ての職員が実施することで、一般の職員も、事業所の運営は、計画的で組織的であることの大切さを学び、組織の一員としての意識が高まり、よい職員研修になる」と、全職員への理解や啓発のための取り組み、研修としての要素なども挙げられていた。

一方、園に対しては「中・長期事業計画や権利擁護など指導監査ではわかりづらい事項を把握することができる。利用者評価から新たなニーズが見出せる」という意見や、外部の視点を活用する観点からの「外から一度でも見てもらうことで、気づきを感じる人が多い」という意見、また「今後の改善方法について互いに知恵を絞り、考え合うことで利用者の最善の利益を考慮した生活を創ることができ、よりよいかかわり方を見つけることができる」と、園と評価調査者がともに園の改善に資することができるという特徴についても挙げられていた。

なお、指導監査との大きな違いとして、指導監査が指摘事項の改善を目的としていることに対し「第三者評価の結果を受けて、改善するしかないかは事業所の質の向上への考え次第である」とし、改善の取り組みが園の自主性に任されている点を挙げる意見もあった。

## Ⅱ. まとめと今後の課題

### 1 自己評価が保育の質の向上と結びつくために

保育内容等の自己評価については、現在は努力義務ながら、行政の指導等もあり、多くの園で実施されていることが明らかになった。しかし、その方法や内容については、チェックリスト、記録、映像、研修、公開保育などを活用して行う事例など、さまざまなものがあった。なお、効果を実感している園では、研修、保護者対象の意向調査、外部との連携などと併せて実施していることも明らかとなった。

一方で、自己評価と第三者評価、指導監査などの関連性については、園、自治体、評価機関で見解が分かれていた。

### 2 第三者評価が保育の質の向上と結びつくために

第三者評価の受審については、受審を阻む要因として、費用、業務負担、周知の課題などのあることが明らかとなった。受審をきっかけに、運営の見直しや気づきを得る園も少なからずあった。何より、第三者の視点が入ることで改善が進む利点や、利用者への情報提供に資するという第三者評価が本来的に持つメリットを感じている園も多くあった。

また、受審園では、ある程度以上の効果を感じている園が多かった。効果を感じる点については「管理・マネジメント」「マニュアルの整備」「項目による内容の振り返り」などが挙げられていた。

### 3 今後の課題

自己評価および第三者評価における今後の課題については、①自己評価ガイドラインに基づく自己評価のあり方の周知、②自己評価、第三者評価、指導監査の関連性の整理、③評価機関による評価方法と事後フォローの検討などが考えられる。

①自己評価ガイドラインに基づく自己評価のあり方については、2020年に改訂された自己評価ガイドラインに基づく自己評価の考え方が、未だ保育所だけでなく、自治体、第三者評価機関に至るまで、理解され、共有されていないことが本調査研究の結果からは考えられる。そもそも園では、指導計画の評価や、子どもへの評価、保育士等の職員の保育に関する評価、園の保育に関する評価など、自己評価にはさまざまな評価の対象や方法がある。自己評価は、自己評価ガイドラインを活用しながら、保育内容等について、その園の独自の自己評価の方法を見出し、保育士等の職員の自己評価を園の自己評価につなげていくための振り返りや改善のための取り組みを行うことが重要であるが、本調査研究の結果では、こうした取り組みや、特に公表の方法や公表後の保護者や地域からの意見聴取などの取り組みについて、誤解や意味の混同も見受けられた。こうしたことから、今後、自己評価の考え方や方法について、保育所に対して改めて周知する必要がある。また、自己評価、第三者評価、指導監査それぞれの制度の意義や位置づけが理解されるよう、自己評価ガイドラインに基づく自己評価の考え方について、自治体担当者や評価機関に対するさらなる周知も必要であると考えられる。

②自己評価と第三者評価、指導監査については、それぞれに目的と違いがあり、相互に補完し合いながら行う必要があるが、園も自治体も評価機関も、それぞれの特性や関係性を理解し、活用することが課題である。特に、第三者評価は、園の自己評価に基づいて行われるものではあるが、自己評価の多様性や個別性にも留意しながら、園の保育の質について網羅的に行われるものである。一方、自己評価は、園の強み・弱みを、保育士等の保育に関する自己評価を土台とし、園全体で見出す評価であり、互いに補完し合うものである。中でも子どもへの関わりなどの保育実践の評価については、網羅的な指導監査や第三者評価では具体的な改善の視点を得る面で十分とは言えない。自己評価ガイドラインに基づく園の行う自己評価は、より具体的な改善の視点を得られる特徴があり、第三者評価も活用しつつ自己評価に取り組む必要がある。また、指導監査との棲み分けについても、より明確にする必要がある。指導監査が保育内容についての指導等も行う自治体も増えてきているため、今後、第三者評価が、より質を高めることができるようにする改善も必要となる。

③評価機関による評価方法と事後フォローについては、評価機関ごとに異なる事後フォロー（情報提供、事前・事後の指導、理解の促進など）の考え方や取り組みについて、現在でも評価機関において提案されているようであるが、評価機関同士で課題を共有し、評価方法と事後フォローのあり方について検討を進める必要がある。また「評価して終わり」などとはならないような園へのフォローと、園が評価事業に取り組みやすいようにする情報提供、啓発などが求められる。評価機関は、評価を行う専門機関ではあるが、評価後の改善についても、園と寄り添いながらフォローするしくみを構築することが求められる。

最後に、第三者評価受審実施率や、第三者評価制度の意義や位置づけなどの理解については、園だけでなく、自治体間にも差が大きくあるため、上記の課題を踏まえた対応の検討を含め、さらなる保育の質の確保・向上につながる第三者評価制度のあり方について、現場の声を拾いながら、見直しや再検討を行う必要があるのではないだろうか。

# 資料篇

■ アンケート調査票（都道府県）	137
■ アンケート調査票（指定都市・中核市）	145
■ アンケート調査票（受審保育所）	150
■ アンケート調査票（未受審保育所）	159
■ 調査研究委員会設置要綱	166



令和4年10月吉日

都道府県の保育行政担当部署 各位

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会

会長 新津 ふみ子

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省子ども家庭局）  
「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」  
アンケート調査ご協力をお願い

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、私ども一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会では、厚生労働省子ども家庭局の子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」の一環として、標記アンケート調査を実施することとなりました。

令和3年12月に「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の報告書がリリースされたことは周知のことと思いますが、同報告書では「自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討」が課題として示されました。このアンケート調査は、それを受け、保育所での自己評価、第三者評価の実態を把握し課題を明らかにするために、調査することとしたものです。（調査研究の概要は次頁参照）

保育所の自己評価・第三者評価等を推進する上で自治体の関与は必要不可欠と認識しておりますので、アンケートの対象は、保育所（第三者評価を受審した保育所と未受審の保育所）の他に都道府県、指定都市・中核市とさせていただきます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査で得られたデータは、本事業の目的にのみ使用します。また、個別のデータは公開することはありません。報告書については、本会ホームページにて公開します。

アンケートは、①返信用封筒による回答、②以下のQRコードからの回答、③本会へメール添付で回答のいずれかで、10月31日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。アンケートデータ(WORD)は本会のホームページ (<http://www.dai3ren.org/>) にアップしておりますのでご利用ください。

末筆になりましたが、貴職のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具



【問い合わせ先】

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会事務局

〒141-0031 東京都品川区西五反田1丁目2番2号 五反田サンハイツ 714

(NPO 法人メイアイヘルプユー内)

TEL03-6417-3501 fax03-3494-9032 mail [contact@dai3ren.org](mailto:contact@dai3ren.org)

【令和4年度 厚生労働省子ども家庭局の子育て支援推進調査研究事業】

「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」の概要

■課題

保育の質の向上のためには自己評価や第三者評価が有効とされているが、自己評価は義務付けがなされているにも関わらず平成30年度において80%の実施に留まり、その公表は37%という実態である。また、第三者評価も過去5年間に受審している保育所が22.3%と低い状況で、保育の質を評価する仕組みはあっても活用されていない実態がある（数値は「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」資料より）。その要因として、①自己評価においては評価後の改善に結び付ける取り組みの不十分さ、②第三者評価においては評価結果が保育実践の改善に結び付きづらい、③自己評価・第三者評価とも評価に取り組むことの負担感、などが指摘されている。

一方、第三者評価については、「保育サービスのさらなる向上につなげたいため」という動機に84.3%もの受審保育所が「満たされた」と答えており、かつ改善提案に取り組んだ保育所の割合が76.9%と高い結果となっている。（保育所における第三者評価の受審促進に向けた評価機関の質の向上のための調査研究事業・平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

これらから、評価することの有効性は高いと思われるが、自己評価・第三者評価ともに、評価を行うことへの現場の負担感、評価結果の活用方法等に課題があると考えられる。

■目的

上記の課題を基に、自己評価、第三者評価の活用が効果的に行われるための方策について実態調査を行い、その結果について有識者による検討を経て、自己評価、第三者評価が現場に実効性のあるものとして根付くための方策を検討する。また、検討で得られた知見を基に、評価の有効活用について好事例集の作成、研修会等の実施により、具体的な成果を普及する。

■調査研究委員会名簿

(五十音順・敬称略)

役職	区分	氏名	所属	役職名
副委員長	学識経験者	石井章仁	大妻女子大学	准教授
委員	受審法人・事業所	猪俣陽子	社会福祉法人愛稚会翠松保育園	副園長
委員	評価機関	吉川三枝子	NPO法人福島県福祉サービス振興会	理事長
副委員長	学識経験者	北野幸子	神戸大学大学院人間発達環境学研究科	教授
委員	受審法人・事業所	財前 亘	社会福祉法人クムレ	副理事長
委員	自治体	角野智美	横浜市子ども青少年局保育・教育部 保育・教育支援課	担当係長
委員長	学識経験者	園田 巖	東京都市大学	准教授
オブザーバー	厚生労働省子ども家庭局保育課			
事務局代表	全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会会長 新津ふみ子			

## 【保育所向けアンケート参考資料】

設問3の選択肢⑧（どのような内容か）、問4の「改善を検討した内容」の選択肢の参考です。

### 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版：厚生労働者）の38-39頁

#### I 保育の基本的理念と実践に係る観点（例）

<b>子どもの最善の利益の考慮</b>
子どもの人権への配慮／一人一人の人格の尊重 等
<b>子どもの理解</b>
育ち／内面／個性／生活の状況／他者との関係性／集団（グループ・クラス）の状況 等
<b>保育のねらい及び内容</b>
発達過程に即したねらい及び内容／子どもの実態に即した保育の展開／健康・安全で心地よい生活／子どもの主体的な遊び・生活／体験の豊かさや広がり／子ども相互の関わりや関係づくり／集団における活動の充実 等
<b>保育の環境（人・物・場）の構成</b>
健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境／自己を十分に発揮できる環境／自発的・意欲的に関わられるような環境／多様で豊かな環境／活動と休息、緊張感と解放感等の調和がとれる環境／自ら周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境／状況に即した柔軟な環境の再構成／子ども・保育士・保護者等の対話を促す環境／地域社会の様々な資源の活用 等
<b>保育士等の子どもへの関わり（援助・行動・言葉・位置・タイミング・配慮等）</b>
養護と教育の一体的な展開（乳児保育・1歳以上3歳未満児の保育・3歳以上児の保育）／子どもが安心感や信頼感をもてる関わり／個人差への配慮／家庭での保護者との関係や生活への配慮／環境の変化や移行への配慮／子どもの変化に応じた活動の柔軟な展開とその援助／子どもの主体的な活動を促す多様で適切な援助／特別な支援や配慮を要する子どもへの関わり 等
<b>育ちの見通しに基づく保育</b>
全体的な計画／指導計画（短期・長期）／保育の記録のあり方・活用／行事の時期と内容／職員間の役割分担及び協力体制 等

## II 家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る観点（例）

<b>入所する子どもの家庭との連携と子育て支援</b>
家庭の実態や保護者のニーズ・意向等の把握／保育所の特性を生かした支援／保護者との相互理解（情報の提供・共有や保育への保護者の参加）／保護者の状況に配慮した個別的な支援／不適切な養育等が疑われる家庭への支援／プライバシーの保護／保育所全体の体制構築 等
<b>地域の保護者等に対する子育て支援</b>
保育所の施設や機能の開放／子ども・子育てに関する相談・助言や情報提供／一時預かり等の活動 等
<b>地域における連携・交流</b>
地域の多様な人々との連携・交流／自治体・関係機関等との連携／小学校との連携／他の保育所・幼稚園・認定こども園との連携 等

## III 保育の実施運営・体制全般に係る観点（例）

<b>組織としての基盤の整備</b>
組織及び保育の理念・目標・方針とその共有／管理職の責務とリーダーシップ／組織全体のマネジメント／職員間の同僚性／職員の勤務環境及びその管理状況 等
<b>社会的責任の遂行</b>
法令等の遵守／個人情報の取扱い／苦情解決／保護者や地域社会に対する説明責任／情報の開示、提供 等
<b>健康及び安全の管理</b>
保健的環境の整備／安全の確保／子どもの健康や発育・発達状態等の把握／健康の保持及び増進に係る取組／食育の推進／疾病・事故等の発生予防や対応に係る職員間の連携や体制構築／家庭や保健・医療機関等との連携／災害への備え 等
<b>職員の資質向上</b>
職員同士が主体的に学び合う姿勢と職場の環境／研修の機会確保と充実／体系的な研修計画の作成／研修成果の共有・活用／評価の実施と結果を踏まえた改善／保育内容等に関する実践研究 等



問3. 貴都道府県では保育所の自己評価の結果について公表する仕組みがありますか。あてはまる選択肢に○を付けてください。(複数回答可) ※HP=ホームページ

1. 都道府県または都道府県レベルの社協・保育関係団体等のHPで公開している
2. 都道府県のHPに市町村のHPの関係箇所をリンクしている
3. 特に公表する仕組みはないが、市町村で公表するように促している
4. 特に公表する仕組みはなく、市町村で公表するような促しも行っていない
5. その他 ( )

Ⅲ 貴都道府県の保育所の福祉サービス第三者評価(以下「第三者評価」) 受審に対する支援の現状と課題についてお伺いします。

問4. 貴都道府県管内の保育所の第三者評価の受審率(※)はどのくらいでしょうか。特に把握されていない場合は②に○を付けてください。

※貴都道府県内にある保育所の総数のうち、過去に一度でも第三者評価を受審したことのある保育所の割合(%)

- ① 次の通りである  %
- ② 把握していない

問5. 貴都道府県が行っている管内保育所の第三者評価受審促進の取組についてお聞きします。次のどのような支援策を用意しているでしょうか。なお、選択肢4～6は都道府県推進組織の取組でも結構です。あてはまる選択肢に○を付けてください。(複数回答可)

1. 受審費用の一部を助成している
2. 受審を都道府県独自の運営補助金等申請の条件としている
3. 保育関係の協会・団体などを通じて受審を促している
4. 受審促進のためのリーフレットなどを配布している
5. 受審効果としての改善事例などの収集とPRをしている
6. 受審した園に受審証や受審マークなど交付している
7. その他 ( )

問6. 保育指針解説では第三者評価も自己評価に有効であることが示唆されておりますが、保育所の第三者評価受審が進まないことが課題となっております。その理由として感じていることを、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項 目	まあまあ そう思う	どちらともい えない	あまりそう思 わない
1. 受審は努力義務であり、必須ではないから			
2. 第三者評価そのものの有効性が見えないから			
3. 自己評価で充分と考えている保育所が多いから			
4. 行政による指導監査との違いが不明であるから			
5. 受審する制度上のインセンティブがないから			
6. 評価費用が高いから			
7. 評価機関・評価調査者の質が信頼できないから			
8. 受審のための準備作業が大変であるから			
9. 第三者評価が市民・保護者に知られていないから			
10. abcと評価されることが保育になじまないから			
11. その他 ( )			

問7. 貴都道府県として、第三者評価の評価機関・評価調査者についてのご感想、ご要望がありましたら、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項目	まあまあ そう思う	どちらとも えない	あまりそう 思わない
1. 都道府県内で保育の評価機関が少ない			
2. 保育を専門的に評価する評価者が少ない			
3. 都道府県外の評価機関が評価できるようにしてほしい			
4. 保育所の評価結果の妥当性に疑問を感じる			
5. 評価結果をみても質の改善のヒントが得られるか疑問である			
6. その他（ ）			

問8. 第三者評価と行政による指導監査の活用関係性についてお聞きます。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項目	まあまあ そう思う	どちらとも いけない	あまりそう 思わない
1. それぞれに園として改善すべき点や今後取り組むべき点を明確にする上で補いあっている			
2. 第三者評価では、指導監査では得られない参考となる意見が得られる			
3. 行政による指導監査のみでは問題なしとした事項が、第三者評価によって改善へとつながっている			
4. 一般指導監査などの結果では、これまで特に相互の関連を気にしたことはない			
5. 第三者評価と行政による指導監査の違いが不明で、第三者評価を実施する必要性に疑問を感じている			
6. その他（ ）			

問9. 問8の1～3のうち「まあまあそう思う」に○を付けた都道府県にお聞きます。具体的な内容をお教えてください。

具体的な内容

問 10. 貴都道府県内の市町村で、保育所のサービスの質の向上に関し、積極的な支援を行っている市町村がありましたら、ぜひご紹介いただきたくお願い申し上げます。この調査の目的のひとつである「自己評価・第三者評価の活用の好事例を集めること」の参考とし、当該市町村へのヒヤリングなどを通じて取組の好事例として紹介したいと考えております。

【都道府県内で保育所のサービスの質の向上に関し、積極的な支援を行っている市町村】

市町村	優れていると思われる取組の内容
① 市・町・村	
② 市・町・村	
③ 市・町・村	
④ 市・町・村	
⑤ 市・町・村	

問 11. その他、自己評価や第三者評価に関してご意見があればお聞かせください。(自由記述)

アンケートへのご協力ありがとうございました。

なお、アンケート結果は、団体情報を適切に配慮した上で、調査研究の報告書や事例集に掲載し、当法人のホームページで公開するとともに、貴都道府県には報告書として謹呈いたします。

令和4年10月吉日

指定都市・中核市の保育行政担当部署 各位

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会

会長 新津 ふみ子

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省子ども家庭局）

「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」

アンケート調査ご協力をお願い

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、私ども一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会では、厚生労働省子ども家庭局の子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」の一環として、標記アンケート調査を実施することとなりました。

令和3年12月に「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の報告書がリリースされたことは周知のことと思いますが、同報告書では「自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討」が課題として示されました。このアンケート調査は、それを受け、保育所での自己評価、第三者評価の実態を把握し課題を明らかにするために、調査することとしたものです。（調査研究の概要は次頁参照）

保育所の自己評価・第三者評価等を推進する上で自治体の関与は必要不可欠と認識しておりますので、アンケートの対象は、保育所（第三者評価を受審した保育所と未受審の保育所）の他に都道府県、指定都市・中核市とさせていただきます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査で得られたデータは、本事業の目的にのみ使用します。また、個別のデータは公開することはありません。報告書については、本会ホームページにて公開します。

アンケートは、①返信用封筒による回答、②以下のQRコードからの回答、③本会へメール添付で回答のいずれかで、10月31日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。アンケートデータ(WORD)は本会のホームページ (<http://www.dai3ren.org/>) にアップしておりますのでご利用ください。

末筆になりましたが、貴職のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具



【問い合わせ先】

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会事務局

〒141-0031 東京都品川区西五反田1丁目26番2号 五反田サンハイツ 714

(NPO 法人メイアイヘルプユー内)

Tel03-6417-3501 fax03-3494-9032 mail [contact@dai3ren.org](mailto:contact@dai3ren.org)

I 貴市の保育所担当部署の基本情報についてお伺いします。

都道府県名		市名	
担当部署名：		電話：	Mail：

※このアンケートの「保育所」という言葉では、認可保育所と保育所型認定子ども園を対象としております。また「貴市」という文言には東京 23 区を含んでおります。

II 貴市の保育所の自己評価に対する支援の現状と課題についてお伺いします。

ここでいう自己評価とは、保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」を念頭に置いたものであり、「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」をベースとした自己評価のことを指します。かつ「保育内容等の評価」には「保育士等の自己評価」とそれを踏まえて行う「保育所の自己評価」がありますが、このアンケートでは主に「保育所の自己評価」についてお聞きします。

問1. 貴市では保育所の自己評価の実施についてどのような指導・支援を実施していますか。あてはまる選択肢の数字に○を付けてください。（複数回答可）

1. 園長等を集めた会議等で自己評価を行うよう促している
2. 一般指導監査等において自己評価の実施をチェックし、未実施の園には指導している
3. 市の担当部署に自己評価を提出させている
4. 市独自の自己評価チェックリストを作成し、提供している
5. 市または市レベルの社協や保育関係団体が、自己評価も含めた研修会を開催している
6. 保育関係専門職（元園長や研究者など）が保育所を巡回指導する仕組みを設けている
7. 特に支援は実施していない
8. その他（ )

問2. 保育所の自己評価においては、「地域住民等の意見を聴くことが望ましい（保育指針）」とされていますが、貴市管内の保育所ではどのような関係者から意見や要望等を聴いていることが多いと思われますか。把握されている範囲で結構ですので、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

地域の関係者	結構聴いている	まあまあ聴いている	どちらともいえない	あまり聴くことはない	ほとんど聴くことはない
1. 自治体の保育・子育て支援担当職員					
2. 研究者・学識経験者					
3. 保育現場の経験者（元園長など）					
4. 他園の保育士等					
5. 子育て・障害児支援関係専門機関等					
6. 町内会・自治会関係者					
7. 民生児童委員					
8. 法人外部理事・評議員					
9. 運営委員					
10. 第三者委員					
11. その他（ )					



問6. 貴市では第三者評価受審促進の取組について、どのような支援策を用意しているでしょうか。選択肢6～9は都道府県推進組織の取組でも結構です。あてはまる選択肢の数字に○を付けてください。(複数回答可)

1. 受審費用の一部を助成している
2. 受審を市独自の運営補助金等申請の条件としている
3. 指定管理者の指定にあたっては、受審をその要件としている
4. 集団指導や一般指導監査などで、未受審の園には受審を促している
5. 園の重要事項説明書に受審・未受審を記載するよう求めている
6. 保育関係の協会・団体などを通じて受審を促している
7. 受審促進のためのリーフレットなどを配布している
8. 受審効果としての改善事例などの収集とPRをしている
9. 受審した園に受審証や受審マークなど交付している
10. その他 ( )

問7. 保育指針解説では第三者評価も自己評価に有効であることが示唆されておりますが、保育所の第三者評価受審が進まないことが課題となっております。その理由として感じていることを、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項目	まあまあ そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない
1. 受審は努力義務であり、必須ではないから			
2. 第三者評価そのものの有効性が見えないから			
3. 自己評価で充分と考えている保育所が多いから			
4. 行政による指導監査との違いが不明であるから			
5. 受審する制度上のインセンティブがないから			
6. 評価費用が高いから			
7. 評価機関・評価調査者の質が信頼できないから			
8. 受審のための準備作業が大変であるから			
9. 第三者評価が市民・保護者に知られていないから			
10. abcと評価されることが保育になじまないから			
11. その他 ( )			

問8. 貴市として、第三者評価の評価機関・評価調査者についてのご感想、ご要望がありましたら、それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項目	まあまあ そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない
1. 県内で保育の評価機関が少ない			
2. 保育を専門的に評価する評価者が少ない			
3. 県外の評価機関が評価できるようにしてほしい			
4. 保育所の評価結果の妥当性に疑問を感じる			
5. 評価結果をみても質の改善のヒントが得られるか疑問である			
6. その他 ( )			

問9. 第三者評価と行政による指導監査の活用関係性についてお聞きします。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項 目	まあまあ そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない
1. それぞれに園として改善すべき点や今後取り組むべき点を明確にする上で補いあっている			
2. 第三者評価では、指導監査では得られない参考となる意見が得られる			
3. 行政による指導監査のみでは問題なしとした事項が、第三者評価によって改善へとつながっている			
4. 一般指導監査などの結果では、これまで特に相互の関連を気にしたことはない			
5. 第三者評価と行政による指導監査の違いが不明で、第三者評価を実施する必要性に疑問を感じている			
6. その他 ( )			

問10. 問9の1～3のうち「まあまあそう思う」に○を付けた市にお聞きします。具体的な内容をお教えてください。

具体的な内容

問11. この調査研究事業では、アンケートで把握された優れた自己評価等への支援を好事例として収集し研修等で活用することも目的としております。そのためにはアンケートで把握された優れた取組についてヒヤリングでさらに内容を深めたいと考えております。ヒヤリングはご都合の良い時間にオンラインで1時間程度で終わりますが、ヒヤリングをご依頼した場合、ご協力いただけますでしょうか。

1. ヒヤリングに協力できる
2. 何とも言えない
3. ヒヤリングに協力することは難しい

問12. その他、自己評価や第三者評価に関してご意見があればお聞かせください。(自由記述)

アンケートへのご協力ありがとうございました。

なお、アンケート結果は、団体情報を適切に配慮した上で、調査研究の報告書や事例集に掲載し、当法人のホームページで公開するとともに、貴市には報告書として謹呈いたします。

令和4年10月吉日

認可保育所・認定こども園 各位

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会  
会長 新津 ふみ子

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省子ども家庭局）  
「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」  
アンケート調査ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、私ども一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会では、厚生労働省子ども家庭局の子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」の一環として、標記アンケート調査を実施することとなりました。

令和3年12月に「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の報告書がリリースされたことは周知のことと思いますが、同報告書では「自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討」が課題として示されました。このアンケート調査は、それを受け、保育所での自己評価、第三者評価の実態を把握し課題を明らかにするために、調査することとしたものです。（調査研究の概要は次頁参照）

このアンケートの対象は、認可保育所及び保育所型認定子ども園のうち、過去5年間に福祉サービス第三者評価を受審された保育所（悉皆）とさせていただきます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査で得られたデータは、本事業の目的にのみ使用します。また、個別のデータは公開することはありません。報告書については、本会ホームページにて公開します。

アンケートは、①返信用封筒による回答、②以下のQRコードからの回答、③本会へメール添付で回答のいずれかで、10月31日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。アンケートデータ（WORD）は本会のホームページ（<http://www.dai3ren.org/>）にアップしておりますのでご利用ください。

末筆になりましたが、貴職のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具



【問い合わせ先】

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会事務局

〒141-0031 東京都品川区西五反田1丁目2番2号 五反田サンハイツ 714

（NPO 法人メイアイヘルプユー内）

TEL03-6417-3501 fax03-3494-9032 mail [contact@dai3ren.org](mailto:contact@dai3ren.org)

A 受審保育所用アンケート

I 貴保育所の基本情報についてお伺いします。(□は該当箇所に☑)

都道府県名		保育所名	
運営主体	□公立 □社会福祉法人 □株式会社 □その他 ( )		
保育所の利用定員	定員 名 (内乳児 名)		
保育所類型	□認可保育所 □保育所型認定こども園 □その他		
直近の第三者評価の受審年	西暦 年	現在までの受審回数	回
受審に関する法人の方針	□特に方針はない □定期的に受審する ( 年ごとに)		

II 貴園の自己評価の現状と課題についてお伺いします。

ここでいう自己評価とは、保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」を念頭に置いたものであり、「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」をベースとした自己評価のことを指します。かつ「保育内容等の評価」には「保育士等の自己評価」とそれを踏まえて行う「保育所の自己評価」がありますが、このアンケートでは主に「保育所の自己評価」についてお聞きします。

福祉サービス第三者評価事業のプロセスで実施する「自己評価」とは違いますことを申し添えます。

問1. 貴園では、自己評価はどのように実施していますか。該当する数字に○を付けて、さらに右の欄でその内容について該当する丸付数字の前の□に☑を付けてください。(複数回答可)

1. 既存のチェックリストを使用して実施している	<input type="checkbox"/> ①園長・主任がチェックリストを用いて話し合い、実施している
	<input type="checkbox"/> ②職員個々がチェックリストを用いて実施し、園長・主任がまとめている
	<input type="checkbox"/> ③職員会議等でチェックリストの項目をもとに話し合い、まとめている
	<input type="checkbox"/> ④その他 ( )
2. 日々の記録や発信物を一定期間でまとめ、振り返りを行っている	<input type="checkbox"/> ⑤日々の記録を要約し、振り返る機会を持っている
	<input type="checkbox"/> ⑥ドキュメンテーションなどをまとめ、振り返る機会を持っている
	<input type="checkbox"/> ⑦保育現場でのビデオなどを編集し、振り返る機会を持っている
	<input type="checkbox"/> ⑧その他 ( )
3. 園内研修や外部講師による指導などを受けた結果をまとめている	<input type="checkbox"/> ⑨園内研修で、園の強み弱みを話し合っている
	<input type="checkbox"/> ⑩外部講師を招き、研修や指導を受けることで客観的な評価を受けている
	<input type="checkbox"/> ⑪第三者評価を受審し、評価結果をもとに振り返っている
	<input type="checkbox"/> ⑫その他 ( )
4. 保護者の意見を反映するようにしている	<input type="checkbox"/> ⑬保護者会や保護者懇談会などで意見を求める
	<input type="checkbox"/> ⑭連絡ソールの通信欄に意見を書き込むように依頼する
	<input type="checkbox"/> ⑮保護者アンケートを実施している
	<input type="checkbox"/> ⑯その他 ( )
5. その他の取組をしている	(その他の取組の内容をご記入ください)
6. 自己評価を意識した取組は特に行っていない	

A 受審保育所用アンケート

問2. 保育所の自己評価においては、「地域住民等の意見を聴くことが望ましい（保育指針）」とされていますが、貴園ではどのような関係者から意見や要望等を聴くことが多いですか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

④地域の関係者	結構聴いている	まあまあ聴いている	どちらともいえない	あまり聴くことはない	ほとんど聴くことはない
1. 自治体の保育・子育て支援担当職員					
2. 研究者・学識経験者					
3. 保育現場の経験者（元園長など）					
4. 他園の保育士等					
5. 子育て・障害児支援関係専門機関等					
6. 町内会・自治会関係者					
7. 民生児童委員					
8. 法人外部理事・評議員					
9. 運営委員					
10. 第三者委員					
11. その他（ ）					

問3. 問2の関係者の意見を受けて、貴園において実施し保育の改善・充実に有効と感じたことのあるもの（ア）について、④誰が関わったか、⑤どのような内容に関してか、記入してください。特になければ（イ）または（ウ）を選択してください。

（ア）これまでに実施し、有効と感じた取組等	関わった人（下記④から選択して丸付数字を記入）※複数選択可	内容（下記⑤から選択して丸付数字を記入）※複数選択可
1. 公開保育		
2. 開放保育・園庭開放		
3. 園内研修（外部講師の活用など）		
4. 外部の研修		
5. 園関係者が関与する評価		
6. 地域における協議会等の機会		
7. 外部からの訪問による支援		
8. 調査・研究等への参加、協力		
9. その他 [ ]		
（イ）上記のうち有効と感じた取組等はない		
（ウ）上記いずれの取組等も行っていない		

選択肢④（誰が関わったか） ①自治体の保育・子育て支援担当職員、②研究者・学識経験者（大学教員等）、③保育現場の経験者（元園長など）、④他園の保育士等、⑤子育て・障害児支援関係専門機関等、⑥町内会・自治会関係者、⑦民生児童委員、⑧法人外部理事・評議員、⑨運営委員、⑩第三者委員、⑪その他（ ）

選択肢⑤（どのような内容に関してか。項目はガイドライン 38-39 頁参照） ①子どもの最善の利益の考慮、②子どもの理解、③保育のねらい及び内容、④保育の環境の構成、⑤保育士等の子どもへの関わり、⑥育ちの見通しに基づく保育、⑦子どもの家庭との連携と子育て支援、⑧地域の保護者等に対する子育て支援、⑨地域における連携・交流、⑩組織としての基盤の整備、⑪社会的責任の遂行、⑫健康及び安全の管理、⑬職員の資質向上

A 受審保育所用アンケート

問4. 自己評価の結果、改善を検討し取組んだ内容、あるいは取組めなかった内容があれば具体的な取組の内容を記入してください。(項目はガイドライン 38-39 頁参照)

改善を検討した項目	具体的な取組の内容 (あるいは取組めなかった内容)
1. 子どもの最善の利益の考慮	
2. 子どもの理解	
3. 保育のねらい及び内容	
4. 保育の環境の構成	
5. 保育士等の子どもへの関わり	
6. 育ちの見通しに基づく保育	
7. 入所する子どもの家庭との連携と子育て支援	
8. 地域の保護者等に対する子育て支援	
9. 地域における連携・交流	
10. 組織としての基盤の整備	
11. 社会的責任の遂行	
12. 健康及び安全の管理	
13. 職員の資質向上	

問5 貴園では、実施した自己評価の結果をどのように共有、活用していますか。(複数回答可)

1. 職員会議等で自己評価の結果を検討し、園の強み弱みを話しあっている
2. 前年度の自己評価を基に研修計画を立てている
3. 自己評価結果を元に、職員参画のうえでわかりやすい概要版を作成している
4. 保護者に概要版を配布・掲示などして、保護者に意見を求めている
5. 地域の関係者に概要版を配布し、意見を求めている
6. 自己評価結果を外部講師等に提示し、意見を求めている
7. 実施した自己評価を共有することは特にしていない
8. その他 ( )

A 受審保育所用アンケート

問6. 自己評価結果の公表方法及び公表内容についてお教えてください。①②③のそれぞれの該当欄の数字に○を付けてください。

①公表方法	②公表内容は結果だけを公表
1. 市町村へ報告	1. チェックリストの判定 (a,b,c 等) のみ公表
2. 園だより・通信ツール等に掲載	2. 判定の根拠を文章で説明し公表
3. 園内の見やすい場に掲示	3. 概要版を作成し公表
4. 法人・園のホームページに掲載	4. チェックリスト以外の取組を公表
5. 保護者会等の機会に報告・説明	③公表内容は検討した結果も入れて公表
6. 地域の保育所や関係者の集まりで報告	1. チェックリストから検討した結果を公表
7. 概要版を作成し関係機関等に配布・配架	2. 概要版に検討結果も含め公表
8. 公表していない	3. 保護者や関係者の意見も含め公表
①②③に関してその他の取組 ( )	

問7. 貴園では、保育所の自己評価の効果について、どのように感じているでしょうか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

	まあまあそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない
1. 保育士等の自己評価を踏まえて行う保育所の自己評価で十分である			
2. 自己評価と保護者の視点を組み合わせることで効果を感じている			
3. 自己評価と外部の多様な視点を組み合わせることで効果を感じている			
4. 自己評価は義務なので実施しているが効果はあまり感じられない			
5. その他 ( )			

問8. 自己評価を行うにあたって、困難と思われる事項に○を付けてください。(複数回答可)

1. 保育士の業務負担が増える
2. 職員全員で検討する時間が取れない
3. 自己評価の活用方法が難しいと感じている
4. 自己評価することの意義を見出せない
5. その他 ( )

問9. その他、保育士の自己評価、保育所の自己評価、多様な視点を取り入れる仕組みに関して、ご意見があれば記入してください。(自由記述)

A 受審保育所用アンケート

Ⅲ 貴園の福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」）の現状と課題についてお伺いします

問 10. 直近の第三者評価を受審した動機はどのような理由からでしょうか。あてはまる項目のうち、特に重視している項目を、下記の枠の中に第 1 位から第 3 位まで該当の数字を記入してください。

1. サービスの更なる向上につなげたいため
2. 園全体を総チェックして、現状を把握したいため
3. 改善のヒント（気づき）を得たいため
4. 園の強み・弱みを明確にしたいため
5. 評価結果を広く公表して園の透明性を高めたいため
6. 保護者の意向を把握したいため
7. 職員の意向を把握したいため
8. 第三者評価が努力義務となっているため
9. 法人の基本方針に第三者評価受審が位置づけられているため
10. 行政の補助金の対象となるため
11. 市町村の審査基準の対象となるため
12. 民営化の要件であるため
13. 予算の弾力運用のため
14. その他（

受審動機の第 1 位	受審動機の第 2 位	受審動機の第 3 位

問 11. 直近の第三者評価を受審して、質の向上に関する成果は得られましたか。

1. かなり成果を得られた ⇒問 12 へ
2. ある程度成果を得られた ⇒問 12 へ
3. 何ともいえない ⇒問 13 へ
4. あまり成果を得られなかった ⇒問 13 へ
5. まったく成果を得られなかった ⇒問 13 へ
6. その他（

問 12：問 11 で「かなり成果を得られた」、「ある程度成果を得られた」と答えた方にお聞きます。その理由に○を付けてください。（複数回答可）

1. 評価結果は、園側が気づかなかった課題をあぶりだしてくれた
2. 評価結果は、園側も気づいてはいたけど取組んでいなかった課題をあぶりだしてくれた
3. 評価結果で園の特徴や強みを再認識し、運営上の励みになった
4. 評価結果により、保護者・子ども・地域の新しいニーズが把握できた
5. 評価結果により、保護者・子どものサービスに対する要望・苦情が把握できた
6. その他（



A 受審保育所用アンケート

問 15. 第三者評価の評価項目に関してのご意見をお聞かせください。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

第三者評価の評価項目に関する意見	そう思わない	どちらともいえない	そう思う
1. 管理・マネジメントに関する項目が多く、改めてマネジメントの重要性を認識した			
2. 管理・マネジメントに関する項目が多く、サービスの質の評価として違和感を感じた			
3. マニュアルの確認が多く、取り組んでいなかった事項を認識した			
4. マニュアルの確認が多く、実際のサービスの評価という面で不満が残った			
5. 具体的なサービスを聞く「内容評価基準」が、サービスの振り返りに役立った			
6. 具体的なサービスを聞く「内容評価基準」が、保育実践として物足りなかった			
7. その他 ( )			

問 16. 保育所の自己評価と第三者評価の活用関係性についてお聞きします。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

保育所の自己評価と第三者評価の活用関係性	そう思わない	どちらともいえない	そう思う
1. それぞれに新たな気づきがあり、現状や課題を把握する上で補いあっている			
2. 結果を全体的に確認することで、園としての強み、弱みを捉えられる			
3. 園が実施する保護者調査と第三者評価で実施する保護者調査では結果に違いがあり、園の調査だけでは得られない参考となる意見が得られる			
4. 自己評価では特に改善につながらなかった事項が、第三者評価によって改善へとつながった			
5. それぞれ行ってきたが、これまで特に相互の関連を気にしたことはない			
6. それぞれの結果を相互に活かしたいが、その方法が難しくまだ実現できていない			
7. その他 ( )			

A 受審保育所用アンケート

問 17. 第三者評価と行政による指導監査の活用の関係性についてお聞きします。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

第三者評価と行政による指導監査の活用関係性	そう思わない	どちらともいえない	そう思う
1. それぞれに園として改善すべき点や今後取り組むべき点を明確にする上で補いあっている			
2. 行政による指導監査と第三者評価では結果に違いがあり、指導監査では得られない参考となる意見が得られる			
3. 行政による指導監査のみでは問題なしとして特に改善につながらなかった事項が、第三者評価によって改善へとつながった			
4. それぞれ行ってきたが、これまで特に相互の関連を気にしたことはない			
5. その他 ( )			

問 18. 問 17 の選択肢 1～3 のうち「そう思う」に○を付けた園にお聞きします。具体的な内容を記入してください。

具体的な内容

問 19. その他、第三者評価に関してご意見があれば記入してください。(自由記述)

問 20. この調査研究事業では、アンケートで把握された優れた自己評価実践を好事例として収集し研修等で活用することも目的としております。そのためにはアンケートで把握された優れた取組についてヒヤリングでさらに内容を深めたいと考えております。ヒヤリングはご都合の良い時間にオンラインで、1時間程度で終わりますが、ヒヤリングをご依頼した場合、ご協力いただけますでしょうか

1. ヒヤリングに協力できる
2. 何とも言えない
3. ヒヤリングに協力することは難しい

アンケートへのご協力ありがとうございました。

なお、アンケート結果は、保育所名等の個人情報を適切に配慮した上で、調査研究の報告書や事例集に掲載し、当法人のホームページで公開します。

令和4年10月吉日

認可保育所・認定こども園 各位

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会  
会長 新津 ふみ子

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省子ども家庭局）  
「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」  
アンケート調査ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、私ども一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会では、厚生労働省子ども家庭局の子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」の一環として、標記アンケート調査を実施することとなりました。

令和3年12月に「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の報告書がリリースされたことは周知のことと思いますが、同報告書では「自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討」が課題として示されました。このアンケート調査は、それを受け、保育所での自己評価、第三者評価の実態を把握し課題を明らかにするために、調査することとしたものです。（調査研究の概要は次頁参照）

このアンケートの対象は、認可保育所及び保育所型認定子ども園のうち、まだ福祉サービス第三者評価を受審したことのない保育所（無作為抽出）とさせていただきます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査で得られたデータは、本事業の目的にのみ使用します。また、個別のデータは公開することはありません。報告書については、本会ホームページにて公開します。

アンケートは、①返信用封筒による回答、②以下のQRコードからの回答、③本会へメール添付で回答のいずれかで、10月31日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。アンケートデータ（WORD）は本会のホームページ（<http://www.dai3ren.org/>）にアップしておりますのでご利用ください。

末筆になりましたが、貴職のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具



【問い合わせ先】

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会事務局

〒141-0031 東京都品川区西五反田1丁目26番2号 五反田サンハイツ 714

（NPO 法人メイアイヘルプユー内）

TEL03-6417-3501 fax03-3494-9032 mail [contact@dai3ren.org](mailto:contact@dai3ren.org)

B 未受審保育所用アンケート

I 貴保育所の基本情報についてお伺いします。(□は該当箇所に☑)

都道府県名		保育所名	
運営主体	□公立 □社会福祉法人 □株式会社 □その他 ( )		
保育所の利用定員	定員 名 (内乳児 名)		
保育所類型	□認可保育所 □保育所型認定こども園 □その他		

II 貴園の自己評価の現状と課題についてお伺いします。

ここでいう自己評価とは、保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」を念頭に置いたものであり、「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」をベースとした自己評価のことを指します。かつ「保育内容等の評価」には「保育士等の自己評価」とそれを踏まえて行う「保育所の自己評価」がありますが、このアンケートでは主に「保育所の自己評価」についてお聞きします。

福祉サービス第三者評価事業のプロセスで実施する「自己評価」とは違いますことを申し添えます。

問1. 貴園では、自己評価はどのように実施していますか。該当する数字に○を付けて、さらに右の欄でその内容について該当する丸付数字の前の□に☑を付けてください。(複数回答可)

1. 既存のチェックリストを使用して実施している	<input type="checkbox"/> ①園長・主任がチェックリストを用いて話し合い、実施している
	<input type="checkbox"/> ②職員個々がチェックリストを用いて実施し、園長・主任がまとめている
	<input type="checkbox"/> ③職員会議等でチェックリストの項目をもとに話し合い、まとめている
	<input type="checkbox"/> ④その他 ( )
2. 日々の記録や発信物を一定期間でまとめ、振り返りを行っている	<input type="checkbox"/> ⑤日々の記録を要約し、振り返る機会を持っている
	<input type="checkbox"/> ⑥ドキュメンテーションなどをまとめ、振り返る機会を持っている
	<input type="checkbox"/> ⑦保育現場でのビデオなどを編集し、振り返る機会を持っている
	<input type="checkbox"/> ⑧その他 ( )
3. 園内研修や外部講師による指導などを受けた結果をまとめている	<input type="checkbox"/> ⑨園内研修で、園の強み弱みを話し合っている
	<input type="checkbox"/> ⑩外部講師を招き、研修や指導を受けることで客観的な評価を受けている
	<input type="checkbox"/> ⑪第三者評価を受審し、評価結果をもとに振り返っている
	<input type="checkbox"/> ⑫その他 ( )
4. 保護者の意見を反映するようにしている	<input type="checkbox"/> ⑬保護者会や保護者懇談会などで意見を求める
	<input type="checkbox"/> ⑭連絡ソールの通信欄に意見を書き込むように依頼する
	<input type="checkbox"/> ⑮保護者アンケートを実施している
	<input type="checkbox"/> ⑯その他 ( )
5. その他の取組をしている	(その他の取組の内容をご記入ください)
6. 自己評価を意識した取組は特に行っていない	

B 未受審保育所用アンケート

問2. 保育所の自己評価においては、「地域住民等の意見を聴くことが望ましい（保育指針）」とされていますが、貴園ではどのような関係者から意見や要望等を聴くことが多いですか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

④地域の関係者	結構聴いている	まあまあ聴いている	どちらともいえない	あまり聴くことはない	ほとんど聴くことはない
1. 自治体の保育・子育て支援担当職員					
2. 研究者・学識経験者					
3. 保育現場の経験者（元園長など）					
4. 他園の保育士等					
5. 子育て・障害児支援関係専門機関等					
6. 町内会・自治会関係者					
7. 民生児童委員					
8. 法人外部理事・評議員					
9. 運営委員					
10. 第三者委員					
11. その他（ ）					

問3. 問2の関係者の意見を受けて、貴園において実施し保育の改善・充実に有効と感じたことのあるもの（ア）について、④誰が関わったか、⑤どのような内容に関してか、記入してください。特になければ（イ）または（ウ）を選択してください。

（ア）これまでに実施し、有効と感じた取組等	関わった人（下記④から選択して丸付数字を記入）※複数選択可	内容（下記⑤から選択して丸付数字を記入）※複数選択可
1. 公開保育		
2. 開放保育・園庭開放		
3. 園内研修（外部講師の活用など）		
4. 外部の研修		
5. 園関係者が関与する評価		
6. 地域における協議会等の機会		
7. 外部からの訪問による支援		
8. 調査・研究等への参加、協力		
9. その他 [ ]		
（イ）上記のうち有効と感じた取組等はない		
（ウ）上記いずれの取組等も行っていない		

選択肢④（誰が関わったか） ①自治体の保育・子育て支援担当職員、②研究者・学識経験者（大学教員等）、③保育現場の経験者（元園長など）、④他園の保育士等、⑤子育て・障害児支援関係専門機関等、⑥町内会・自治会関係者、⑦民生児童委員、⑧法人外部理事・評議員、⑨運営委員、⑩第三者委員、⑪その他（ ）

選択肢⑤（どのような内容に関してか。項目はガイドライン 38-39 頁参照） ①子どもの最善の利益の考慮、②子どもの理解、③保育のねらい及び内容、④保育の環境の構成、⑤保育士等の子どもへの関わり、⑥育ちの見通しに基づく保育、⑦子どもの家庭との連携と子育て支援、⑧地域の保護者等に対する子育て支援、⑨地域における連携・交流、⑩組織としての基盤の整備、⑪社会的責任の遂行、⑫健康及び安全の管理、⑬職員の資質向上

B 未受審保育所用アンケート

問4. 自己評価の結果、改善を検討し取組んだ内容、あるいは取組めなかった内容があれば具体的な取組の内容を記入してください。(項目はガイドライン 38-39 頁参照)

改善を検討した項目	具体的な取組の内容 (あるいは取組めなかった内容)
1. 子どもの最善の利益の考慮	
2. 子どもの理解	
3. 保育のねらい及び内容	
4. 保育の環境の構成	
5. 保育士等の子どもへの関わり	
6. 育ちの見通しに基づく保育	
7. 入所する子どもの家庭との連携と子育て支援	
8. 地域の保護者等に対する子育て支援	
9. 地域における連携・交流	
10. 組織としての基盤の整備	
11. 社会的責任の遂行	
12. 健康及び安全の管理	
13. 職員の資質向上	

問5 貴園では、実施した自己評価の結果をどのように共有、活用していますか。(複数回答可)

1. 職員会議等で自己評価の結果を検討し、園の強み弱みを話しあっている
2. 前年度の自己評価を基に研修計画を立てている
3. 自己評価結果を元に、職員参画のうえでわかりやすい概要版を作成している
4. 保護者に概要版を配布・掲示などして、保護者に意見を求めている
5. 地域の関係者に概要版を配布し、意見を求めている
6. 自己評価結果を外部講師等に提示し、意見を求めている
7. 実施した自己評価を共有することは特にしていない
8. その他 ( )

B 未受審保育所用アンケート

問6. 自己評価結果の公表方法及び公表内容についてお教えてください。①②③のそれぞれの該当欄の数字に○を付けてください。

①公表方法	②公表内容は結果だけを公表
1. 市町村へ報告	1. チェックリストの判定 (a,b,c 等) のみ公表
2. 園だより・通信ツール等に掲載	2. 判定の根拠を文章で説明し公表
3. 園内の見やすい場に掲示	3. 概要版を作成し公表
4. 法人・園のホームページに掲載	4. チェックリスト以外の取組を公表
5. 保護者会等の機会に報告・説明	③公表内容は検討した結果も入れて公表
6. 地域の保育所や関係者の集まりで報告	1. チェックリストから検討した結果を公表
7. 概要版を作成し関係機関等に配布・配架	2. 概要版に検討結果も含め公表
8. 公表していない	3. 保護者や関係者の意見も含め公表
①②③に関してその他の取組 ( )	

問7. 貴園では、保育所の自己評価の効果について、どのように感じているでしょうか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

	まあまあそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない
1. 保育士等の自己評価を踏まえて行う保育所の自己評価で十分である			
2. 自己評価と保護者の視点を組み合わせることで効果を感じている			
3. 自己評価と外部の多様な視点を組み合わせることで効果を感じている			
4. 自己評価は義務なので実施しているが効果はあまり感じられない			
5. その他 ( )			

問8. 自己評価を行うにあたって、困難と思われる事項に○を付けてください。(複数回答可)

1. 保育士の業務負担が増える
2. 職員全員で検討する時間が取れない
3. 自己評価の活用方法が難しいと感じている
4. 自己評価することの意義を見出せない
5. その他 ( )

問9. その他、保育士の自己評価、保育所の自己評価、多様な視点を取り入れる仕組みに関して、ご意見があれば記入してください。(自由記述)

B 未受審保育所用アンケート

III 保育所の福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」）の現状と課題についてお伺いします

問 10. 保育所保育指針解説では第三者評価も自己評価に有効であることが示唆されていますが、保育所の第三者評価の受審が進まないことが課題となっています。その理由として感じていることを、それぞれの項目の当てはまる欄に○を付けてください。

項 目	まあまあそう思 う	どちらともい えない	あまりそう思 わない
1. 受審は努力義務であり、必須ではないから			
2. 第三者評価そのものの有効性が見えないから			
3. 自己評価をしているのでそれで充分であるから			
4. 行政による指導監査との違いが不明であるから			
5. 受審する制度上のインセンティブがないから			
6. 評価費用が高いから			
7. 評価機関・評価調査者の質が信頼できないから			
8. 受審のための準備作業が大変であるから			
9. 第三者評価が市民・保護者に知られていないから			
10. a b cと評価されることが保育になじまないから			
11. その他（ ）			

問 11. 貴園として、第三者評価の受審を検討する上で評価機関等について課題と感じていることがあれば、それぞれの項目の当てはまる欄に○を付けてください。

項 目	まあまあそう思 う	どちらともい えない	あまりそう思 わない
1. 県内で保育の評価機関が少ない			
2. 保育を専門的に評価する評価者が少ない			
3. 県外の評価機関が評価できるようにしてほしい			
4. 他園の評価結果の妥当性に疑問を感じる			
5. 他園の評価結果をみても質の改善のヒントが得られるか疑問である			
6. その他（ ）			

問 12. 貴園では、今後、第三者評価に取り組む予定がありますか。

1. 今年または来年に受審する予定である
2. 今後5年以内に受審することを検討している
3. 受審する予定は無い
4. その他（  
）

B 未受審保育所用アンケート

問 13. 第三者評価を受審することとした場合、どのような方法を期待しますか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項目	まあまあそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない
1. 運営管理を熟知している評価者に評価してほしい			
2. 保育実践を熟知している評価者に評価してほしい			
3. 保護者調査を行ってほしい			
4. 保育現場をよく観察してほしい			
5. 事前準備にあまり労力を割かないようにしてほしい			
6. 訪問調査では時間をかけて丁寧に調査してほしい			
7. 訪問調査は短時間で終わらせてほしい			
8. その他（ ）			

問 14. 第三者評価を受審することとした場合、どのようなフィードバックを期待しますか。それぞれの項目のあてはまる欄に○を付けてください。

項目	まあまあそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない
1. a b c の根拠を明確に示してほしい			
2. 具体的な改善提案をしてほしい			
3. ガイドラインによる自己評価との差異を分析したい			
4. 保護者アンケート結果を分析して提示してほしい			
5. 他園の優れた取り組みの情報がほしい			
6. 職員へ評価結果報告会を開催してほしい			
7. 保護者へ評価結果報告会を開催してほしい			
8. その他（ ）			

問 15. その他、第三者評価に関してご意見があれば聞かせてください。（自由記述）

問 16. この調査研究事業では、アンケートで把握された優れた自己評価実践を好事例として収集し研修等で活用することも目的としております。そのためにはアンケートで把握された優れた取組についてヒヤリングでさらに内容を深めたいと考えております。ヒヤリングはご都合の良い時間にオンラインで、1時間程度で終わりますが、ヒヤリングをご依頼した場合、ご協力いただけますでしょうか

1. ヒヤリングに協力できる
2. 何とも言えない
3. ヒヤリングに協力することは難しい

アンケートへのご協力ありがとうございました。

なお、アンケート結果は、保育所名等の個人情報を適切に配慮した上で、調査研究の報告書や事例集に掲載し、当法人のホームページで公開します。

保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究事業  
調査研究委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究事業」を適切に推進するため調査研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討するものとする。

- (1) アンケート調査およびヒヤリング調査（以下「調査」という）の項目の作成
- (2) 調査の結果を踏まえた評価の普及方策全般
- (3) 評価者の人材不足を踏まえて考えられる方策（地域人材の活用やオンライン実施等含む）
- (4) 保育所の特性（利用者との直接契約ではない等）を踏まえた評価の実施及び公開に関するインセンティブの在り方
- (5) 利用者が保育所の評価を目にするための機会創出の在り方
- (6) その他委員会の目的達成に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、8名以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会（以下「第三連」という）会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉サービス第三者評価事業関連委員会委員
- (3) 自治体関係者
- (4) 福祉サービス第三者評価受審法人・事業所関係者
- (5) 評価機関関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2023年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名および副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 委員会に諮る案件の基礎的検討を行うため、委員会の下に専門部会を設ける。

2 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

3 専門部会に関する事項は別に定める。

(会議)

第 7 条 会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(費用弁償)

第 8 条 委員等の費用弁償については、予算の範囲内においてこれを支給する。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、第三連事務局において処理する。

附 則

この要綱は、2022年6月17日から施行する。

厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業  
保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究 報告書

2023（令和5）年3月発行

発行・編集 一般社団法人 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会

〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-26-2 五反田サンハイツ 714

TEL 03-6417-3501 FAX 03-3494-9032 E-mail : [contact@dai3ren.org](mailto:contact@dai3ren.org)